

# 広野町高齢者福祉計画 第 9 期介護保険事業計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)



令和 6 年 3 月  
福島県 広野町



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 .....            | 1 |
| 2 計画の位置づけと期間 .....         | 2 |
| (1) 根拠法令等 .....            | 2 |
| (2) 他計画との関係 .....          | 2 |
| (3) 計画の期間 .....            | 3 |
| 3 計画の策定体制 .....            | 4 |
| (1) 委員会の設置 .....           | 4 |
| (2) 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査 ..... | 4 |

## 第2章 広野町の高齢者・介護等の状況

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 人口と世帯の状況 .....             | 5  |
| (1) 人口動態 .....               | 5  |
| (2) 高齢者のいる世帯の状況 .....        | 6  |
| 2 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査のまとめ ..... | 7  |
| (1) 調査対象・調査方法・調査実施時期 .....   | 7  |
| (2) 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査結果 ..... | 8  |
| (3) 在宅介護実態調査結果 .....         | 17 |
| (4) 自由回答（一部抜粋） .....         | 25 |
| 3 広野町の介護保険事業の状況 .....        | 26 |
| (1) 要支援・要介護認定者数の推移 .....     | 26 |
| (2) 要介護度別の認定者の推移 .....       | 27 |
| (3) 介護保険サービスの利用状況 .....      | 28 |
| (4) 介護給付の状況 .....            | 30 |
| 4 広野町の高齢者数等の将来推計 .....       | 32 |
| (1) 人口と高齢者数の推計 .....         | 32 |
| (2) 被保険者数の見込み .....          | 33 |
| (3) 要支援・要介護者数の推計 .....       | 34 |
| 5 第9期計画における課題の整理 .....       | 35 |

## 第3章 計画の基本的考え方

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 計画の基本理念と目標 .....                   | 37 |
| (1) 基本理念 .....                       | 37 |
| (2) 基本目標 .....                       | 38 |
| (3) 地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進 ..... | 39 |
| 2 計画の体系 .....                        | 41 |

## 第4章 施策の展開

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 介護予防と生きがいづくり・社会参加活動の推進 ..... | 42 |
| (1) 介護予防・重度化防止の推進 .....        | 43 |
| (2) 生きがいづくりと社会参加の促進 .....      | 46 |
| (3) 健康づくり・保健事業の推進 .....        | 47 |
| 2 安心・安全な生活環境の確保 .....          | 50 |
| (1) 認知症施策の充実 .....             | 50 |
| (2) 在宅医療・介護連携の推進 .....         | 57 |
| (3) 介護者支援の充実 .....             | 60 |
| (4) 高齢者虐待防止の対策の推進 .....        | 61 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (5) 防災・防犯・感染症対策の充実 .....     | 62 |
| (6) 高齢者の住まいの確保と生活環境の向上 ..... | 63 |
| 3 自立した地域生活を支える体制の整備 .....    | 66 |
| (1) 地域包括支援センター機能強化 .....     | 66 |
| (2) 地域ケア・生活支援のための体制整備 .....  | 69 |
| (3) 成年後見制度の利用促進 .....        | 72 |
| (4) 多様な生活支援サービスの展開 .....     | 72 |
| 4 介護サービスの充実 .....            | 76 |
| (1) 日常生活圏域の設定 .....          | 76 |
| (2) 介護サービス資源の状況 .....        | 77 |
| (3) サービスの質の向上と利用者支援の充実 ..... | 77 |
| (4) 介護人材の確保に向けた取り組みの推進 ..... | 79 |

## 第5章 介護保険事業の充実と保険料

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1 介護保険事業量の見込み .....               | 80  |
| (1) 居宅サービス/介護予防サービス .....         | 80  |
| (2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス ..... | 88  |
| (3) 居宅介護支援 .....                  | 92  |
| (4) 施設サービス .....                  | 93  |
| 2 介護保険事業費と保険料 .....               | 95  |
| (1) 第8期介護保険事業費の計画値と実績値 .....      | 95  |
| (2) 第9期介護サービス給付費の見込み .....        | 97  |
| (3) 介護保険料の算出の流れと保険料負担割合 .....     | 101 |
| (4) 保険料の算定 .....                  | 103 |
| 3 介護給付の適正化と事業の円滑な運営 .....         | 106 |
| (1) 介護給付適正化計画 .....               | 106 |
| (2) 介護保険事業を円滑に運営するための方策 .....     | 107 |

## 第6章 計画の推進に向けて

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 計画の推進体制 .....               | 109 |
| (1) 計画の周知と情報提供 .....          | 109 |
| (2) 連携による施策の推進 .....          | 109 |
| (3) 人材確保の支援 .....             | 109 |
| 2 計画の進行管理と見直し .....           | 110 |
| (1) 計画の進捗状況の点検 .....          | 110 |
| (2) 点検内容 .....                | 110 |
| (3) 計画の進行管理・評価・見直し .....      | 110 |
| (4) 保険者機能強化推進交付金等の指標の活用 ..... | 111 |

## 資料編

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 広野町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱 ..... | 112 |
| 2 広野町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿 ..... | 114 |





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

社会状況の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支え合うため、2000年（平成12年）に創設された介護保険制度は、介護が必要な高齢者の生活の支えとして現在まで定着、発展してきました。それと同時に、わが国の総人口はさらなる減少に転じ、高齢者人口は増加、高齢化の進展も続いています。この現状から、国ではいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上になる2025年（令和7年）を見据えて、2014年（平成26年）には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、2017年（平成29年）には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築と深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための改革と見直しが行われてきました。

2025年（令和7年）の到来にあたり、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年（令和22年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速し、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年（令和17年）頃まで顕著な増加傾向が見込まれています。これに伴った医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加から、医療・介護の連携性の確保が重要となり、人口構成や介護需要の動向、また介護資源の脆弱性など、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが求められます。そのうえ、85歳以上人口の増加と高齢単独・夫婦世帯の増加に伴って、認知症及び認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれており、そうした高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まっています。このように、介護サービス需要の変化が想定される一方で、生産年齢人口の急減に直面することに際し、高齢者介護を支える人的基盤の確保及び介護現場の生産性の向上を推進していく必要があります。

広野町では、令和3年度から5年度にかけて「広野町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取り組みを進めてきました。これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本町における中長期的な視点での高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者施策を総合的に推進していくための「広野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 根拠法令等

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」を一体的に策定するものです。

#### 介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

#### 高齢者福祉計画

地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

### (2) 他計画との関係

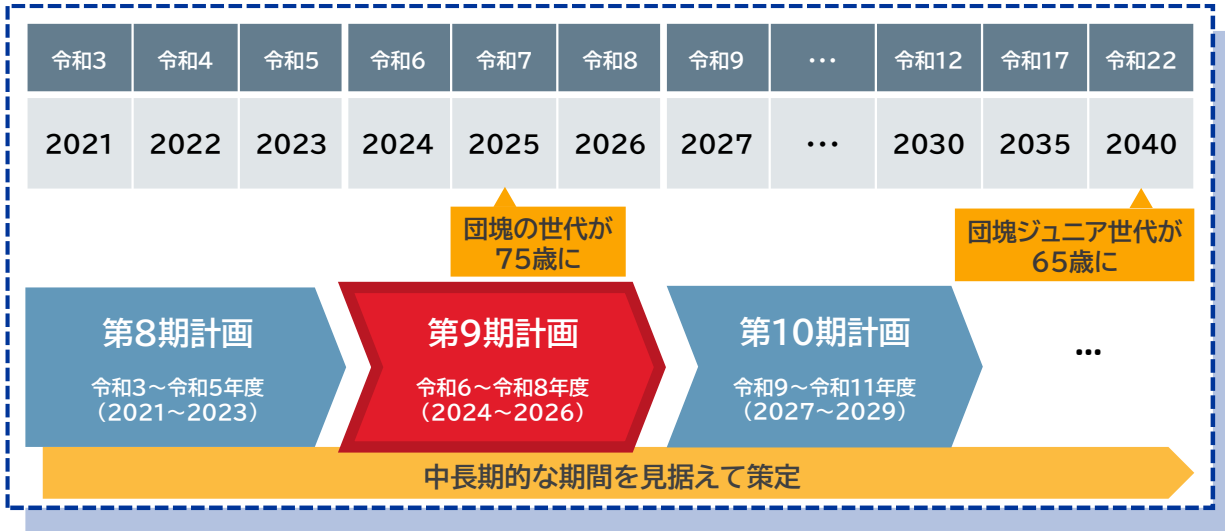
本計画は、本町のまちづくりの基本計画である「広野町町勢振興計画」の部門別計画として位置づけ、国、県の指針や計画及び町の関係計画等との整合性を図ります。

さらに、高齢者支援において欠くことのできない施策分野である「後期高齢者医療制度」「健康増進法」などを根拠とした高齢者保健分野の施策について関わりのある諸計画との調和を図るものです。

### (3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年となりますが、団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれの方）が75歳以上となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年度を見据えた中長期的な目標を掲げた計画となります。

#### ●計画の期間



高齢者福祉のさらなる充実と  
持続可能で安定した介護保険事業を推進し、  
課題解決を目指します



### 3 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下の取り組みを行いました。

#### (1) 委員会の設置

本計画の策定にあたり、「広野町介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、一般住民など、多様な立場の方々に委員として参画を求め、計画内容を総合的に審議いただきました。

#### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本計画を策定するにあたり、高齢者の日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、策定の基礎資料さらには今後の保健福祉行政に活かすために、2種類（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査）のアンケート調査を実施しました。

## 第2章 広野町の高齢者・介護等の状況

### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 人口動態

##### ①人口推移と年齢3区分人口構成比

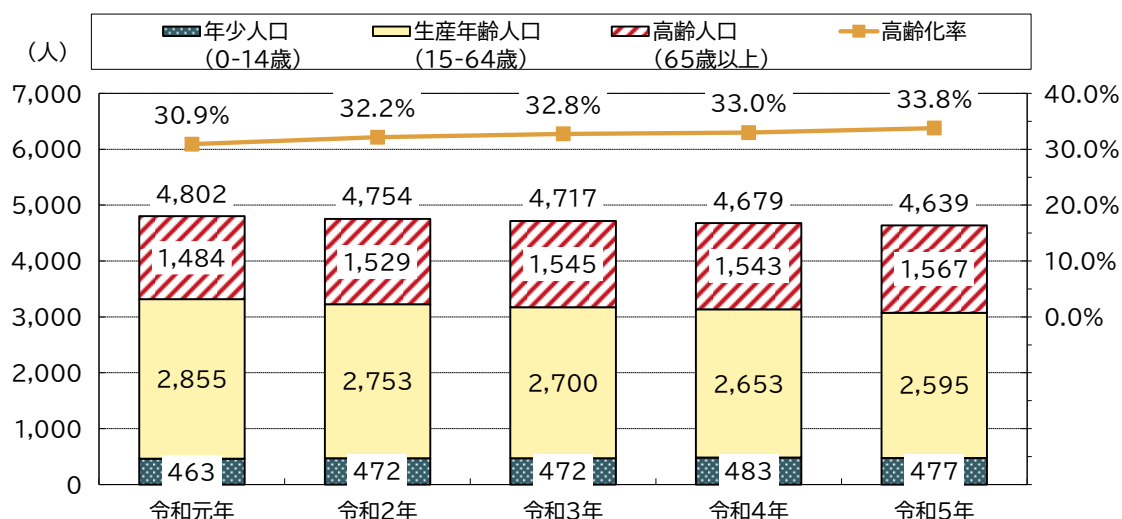
令和元年以降の本町の人口推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。

人口推移を年齢3区分でみると、高齢人口は増加傾向、生産年齢人口は減少傾向で推移しています。

また、人口構成比を年齢3区分でみると、年少人口割合と高齢人口割合は増加傾向で推移しています。

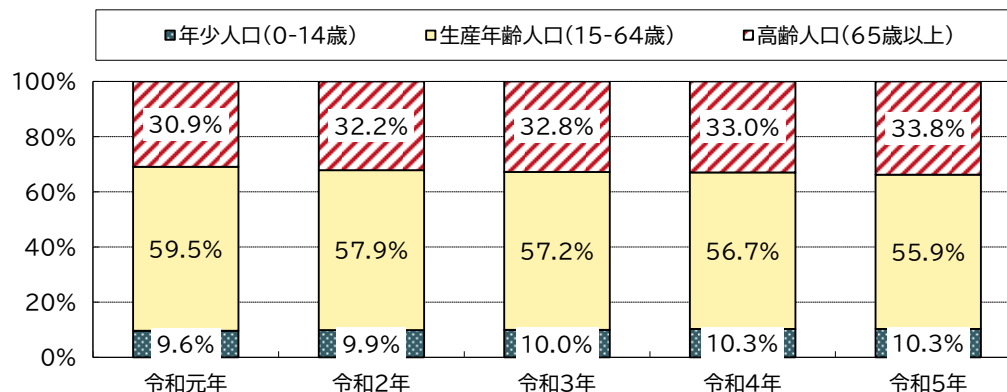
令和5年の総人口は4,639人、高齢化率は33.8%となっています。

##### ■広野町の年齢3区分人口推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

##### ■広野町の年齢3区分人口構成比



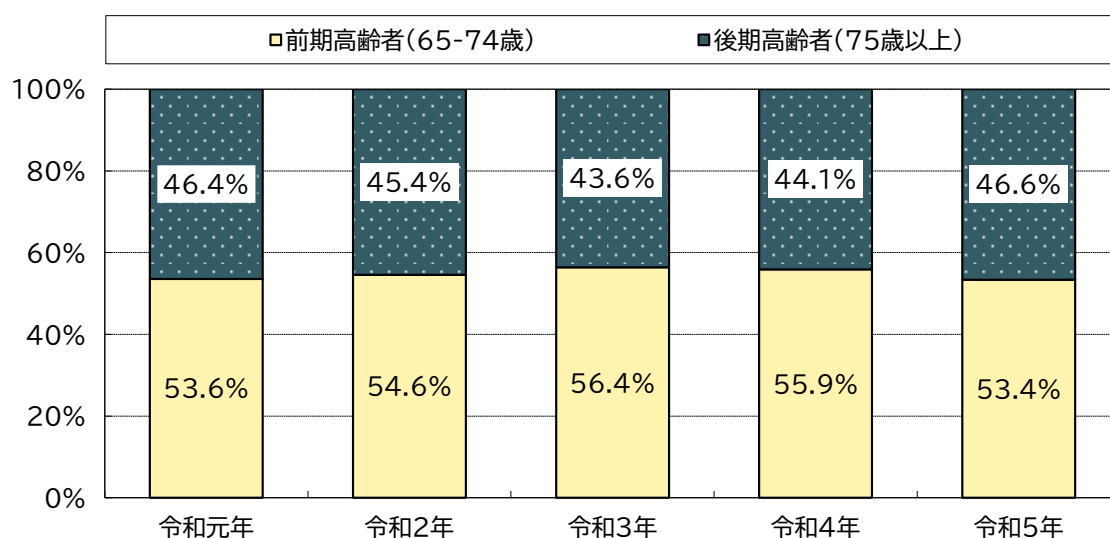
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## ②前期・後期高齢者比率

本町の高齢者比率を、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分で推移をみると、いずれの年も5割以上を前期高齢者が占めています。

令和5年の前期高齢者比率は54.5%、後期高齢者比率は47.7%となっています。

### ■広野町の前期・後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## （2）高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本町の世帯数の推移をみると、全世帯数は平成27年から451世帯増加しています。

高齢者のいる世帯も増加しており、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯も世帯数は増加しています。

### ■広野町の世帯数の推移

|                         | 平成27年            | 令和2年             | 増減                |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 全世帯数<br>(一般世帯総数)        | 2,430 世帯         | 2,881 世帯         | +451 世帯           |
| 高齢者のいる世帯<br>(対全世帯数比)    | 698 世帯<br>28.7 % | 989 世帯<br>34.3 % | +291 世帯<br>+5.6 % |
| 高齢者単身世帯<br>(対高齢者のいる世帯数) | 185 世帯<br>26.5 % | 320 世帯<br>32.3 % | +135 世帯<br>+5.8 % |
| 高齢夫婦世帯<br>(対高齢者のいる世帯数)  | 181 世帯<br>25.9 % | 225 世帯<br>22.7 % | +44 世帯<br>+3.2 %  |

※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯

資料：国勢調査

## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のまとめ

令和5年度に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施した調査結果を抜粋して掲載します。

### (1) 調査対象・調査方法・調査実施時期

#### ①調査対象

| 調査票種別            | 対象者                     | 配布数    | 回収数  | 回収率   |
|------------------|-------------------------|--------|------|-------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方 | 1,355件 | 597件 | 44.1% |
| 在宅介護実態調査         | 要支援・要介護認定を受け在宅で生活している方  | 108件   | 37件  | 34.3% |

#### ②調査方法

郵送による配布・回収

#### ③調査の実施時期

令和5年5月～6月

※次計画以降の調査方法については、回収率向上のため、郵送による配布・回収のみに限らず、第三者の協力を得て対面での調査を取り入れます。

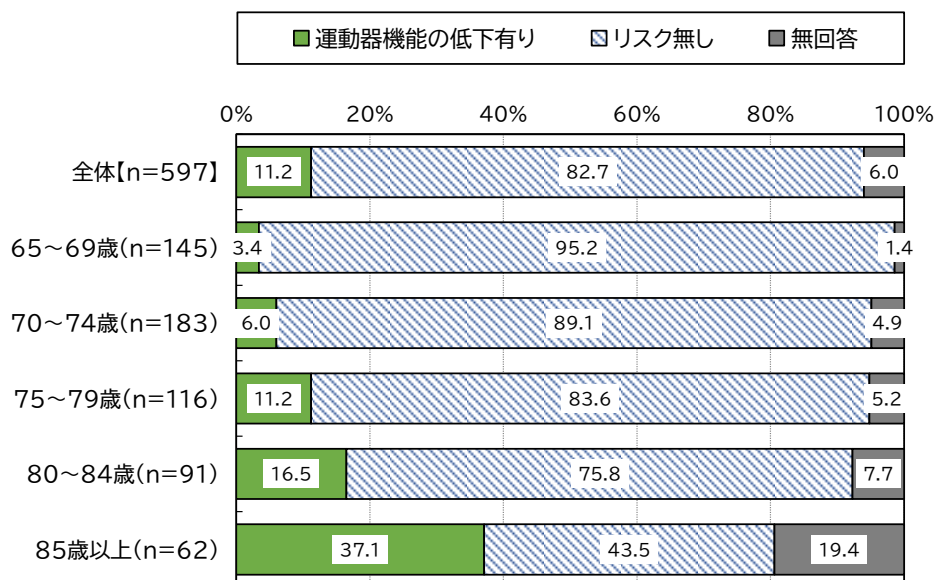
## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

### ①運動器の機能低下について

運動器の機能低下状況は、全体の11.2%が該当者（「運動機能の低下有り」）となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が増加する傾向となっており、「65～74歳」までは1割程度であった該当者が、「80～84歳」では約2割、「85歳以上」では約4割となっています。

#### ■年齢別 運動器の機能低下状況



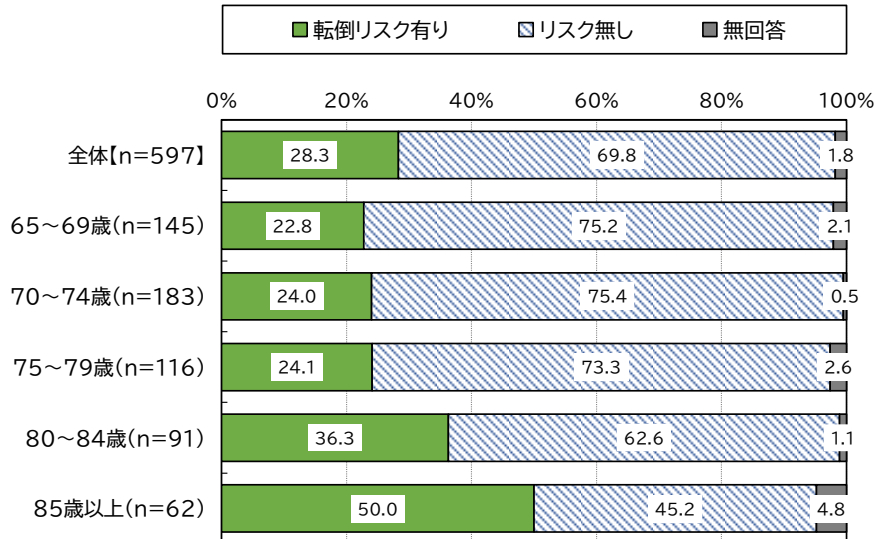
※回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（％）で示している。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。（次ページ以降も同様）

## ②転倒リスクについて

転倒リスクは、全体の28.3%が該当者（「転倒リスク有り」）となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が増加する傾向となっており、「75～79歳」までは2割程度であった該当者が、「80～84歳以上」では約4割、「85歳以上」では5割となっています。

### ■年齢別 転倒リスク状況

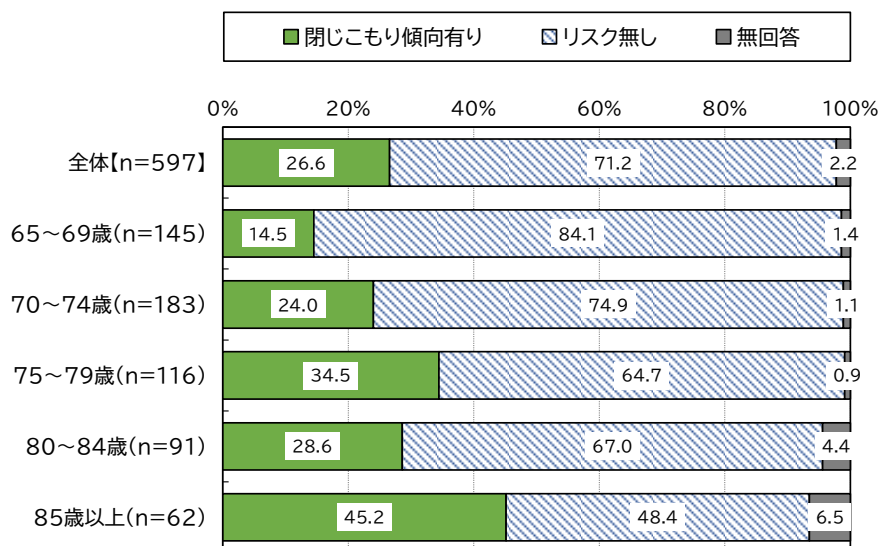


## ③閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の26.6%が該当者（「閉じこもり傾向有り」）となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が増加する傾向となっており、「85歳以上」では4割以上が該当者になっています。

### ■年齢別 閉じこもり傾向

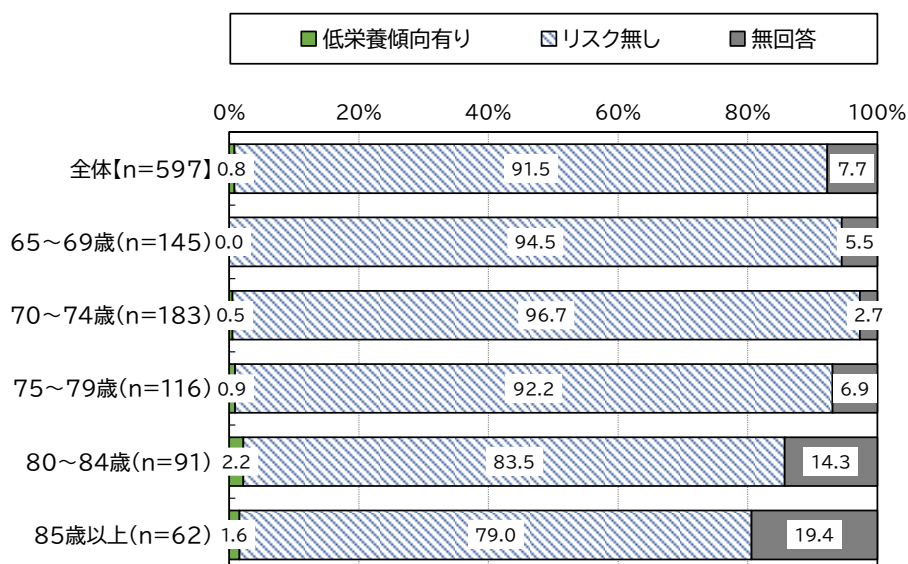


## ④低栄養傾向について

低栄養傾向の状況は、全体の0.8%が該当者（「低栄養傾向有り」）となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が増加する傾向となっており、「80歳～84歳」が2.2%と最も多くなっています。

## ■年齢別 低栄養傾向の状況

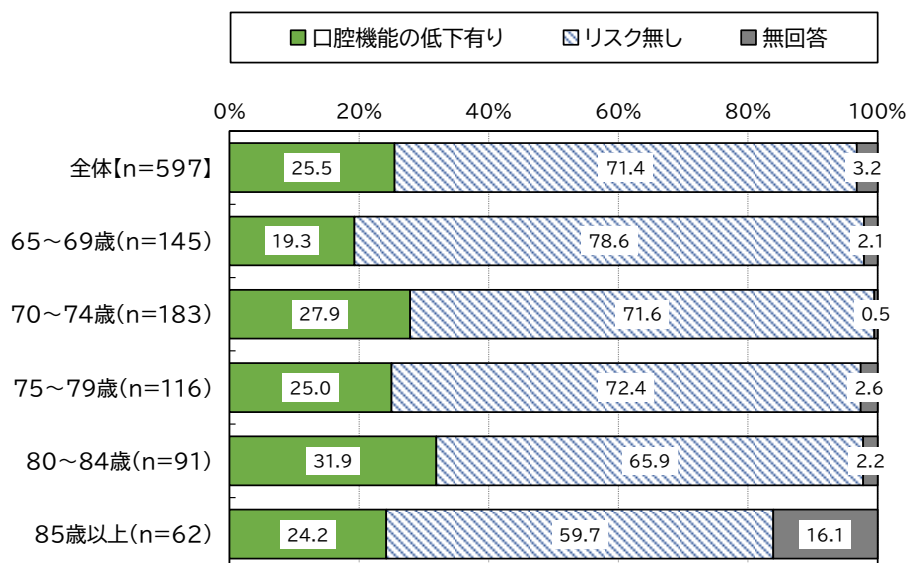


## ⑤口腔機能の低下について

口腔機能の低下状況は、全体の25.5%が該当者（「口腔機能の低下有り」）となっています。

年齢別では、全ての年代で2～3割程度が該当者となっています。

## ■年齢別 口腔機能の低下状況

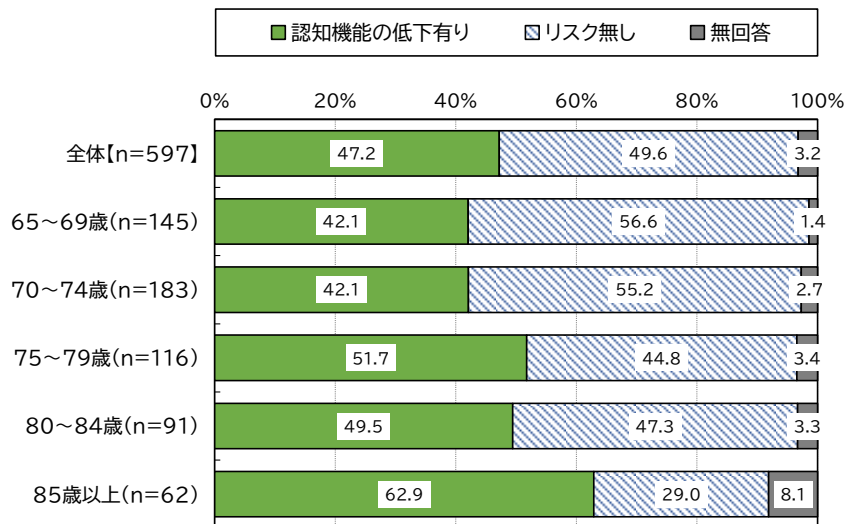


## ⑥ 認知機能の低下について

認知機能の低下状況は、全体の47.2%が該当者（「認知機能の低下有り」）となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が増加する傾向となっており、「85歳以上」は約6割が該当者となっています。

### ■ 年齢別 認知機能の低下状況



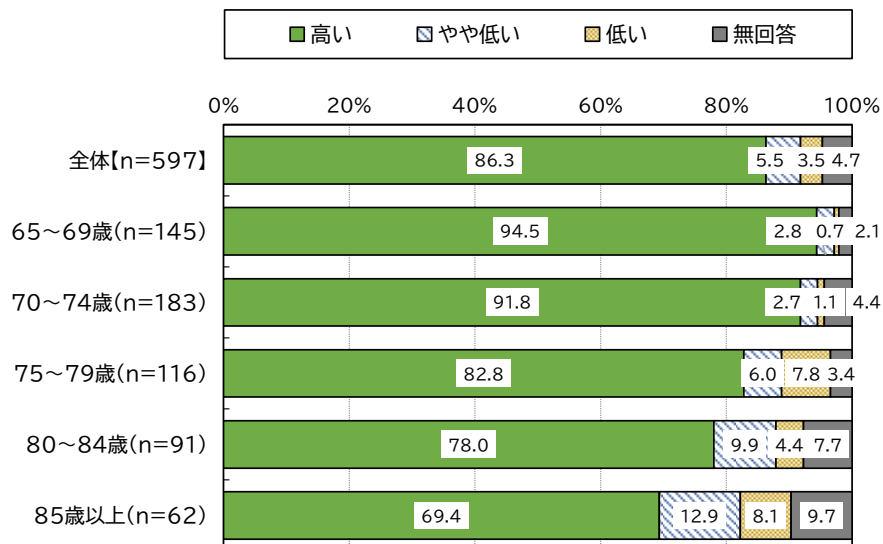
## ⑦ IADL（手段的日常生活動作）の低下について

IADLの低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の9.0%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が増加する傾向となっており、「75歳～79歳」では13.8%、「80～84歳」では14.3%、「85歳以上」では21.0%と「75歳～79歳」を境に該当者の増加が顕著にみられます。

※IADL：ADL(日常生活動作)に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作が可能な能力のこと

### ■ 年齢別 IADLの低下状況

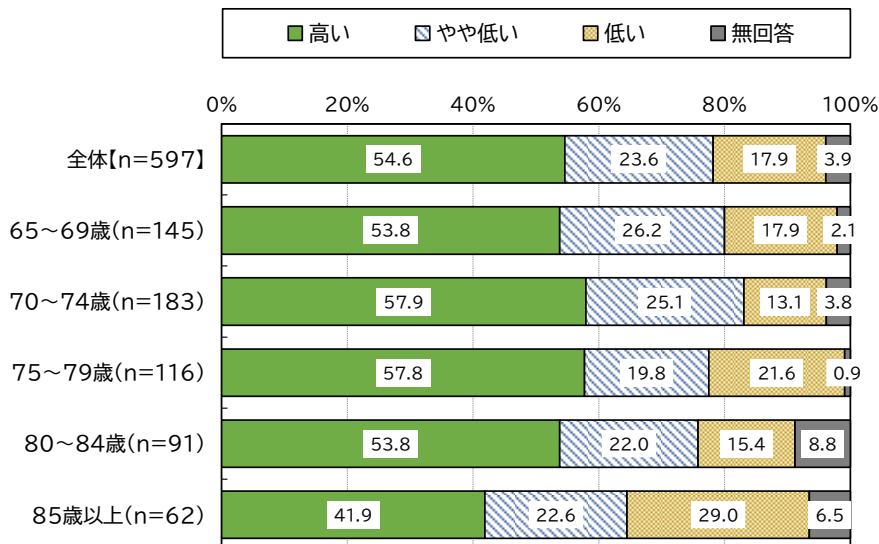


### ⑧知的能動性の低下

知的能動性の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の41.5%が該当者となっています。

年齢別では、全ての年代で4割程度が該当者となっており、「85歳以上」では51.6%と最も多くなっています。

#### ■年齢別 知的能動性の低下

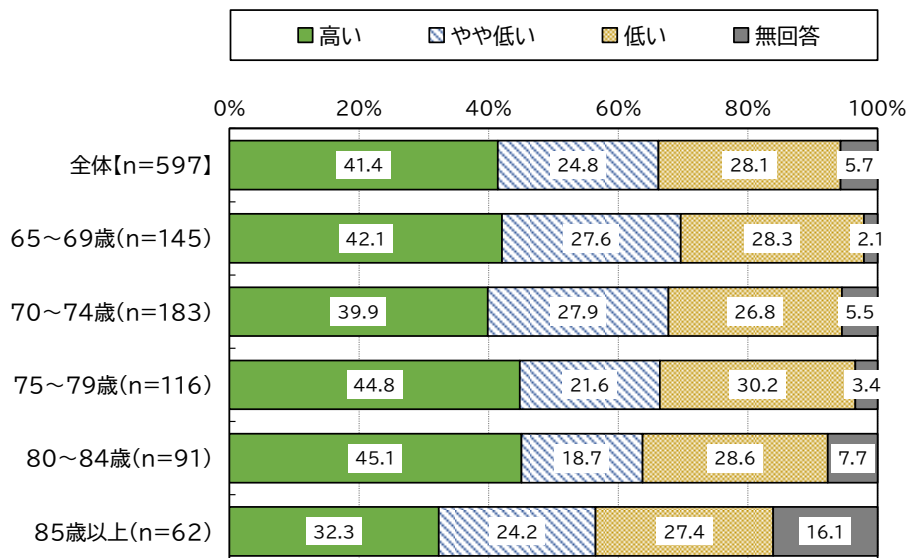


### ⑨社会的役割の低下

社会的役割の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の52.9%が該当者となっています。

年齢別では、全ての年代で5割程度が該当者となっており、「65～69歳」では55.9%と最も多くなっています。

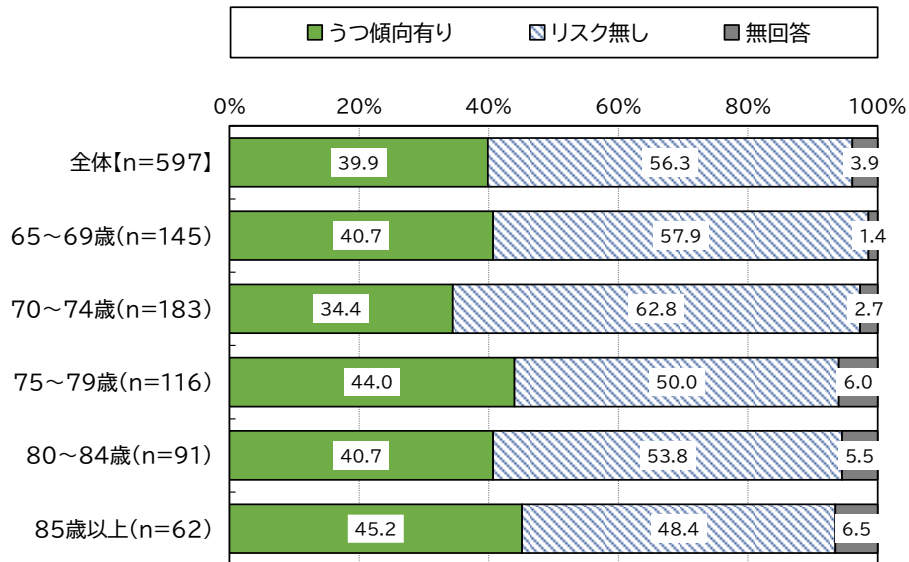
#### ■年齢別 社会的役割の低下



## ⑩うつ傾向について

うつ傾向は、全体の39.9%が該当者（「うつ傾向有り」）となっています。  
年齢別では、全ての年代で3～4割程度が該当者となっています。

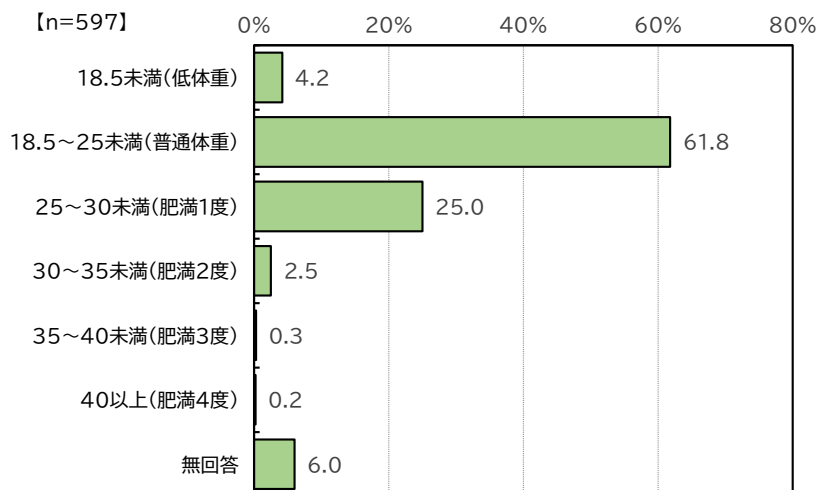
## ■年齢別 うつ傾向



## ⑪BMIについて

身長、体重の回答からBMIを算出すると、18.5～25未満の普通体重が61.8%と最も多くなっています。また、25以上の肥満傾向の割合は、28.0%となっています。

## ■BMI



※BMI：体重 kg ÷ (身長 m)<sup>2</sup>で算出される肥満の判定基準

日本肥満学会の判定基準

18.5 未満⇒低体重

18.5～25 未満⇒普通体重

25～30 未満⇒肥満(1度)

30～35 未満⇒肥満(2度)

35～40 未満⇒肥満(3度)

40 以上⇒肥満(4度)

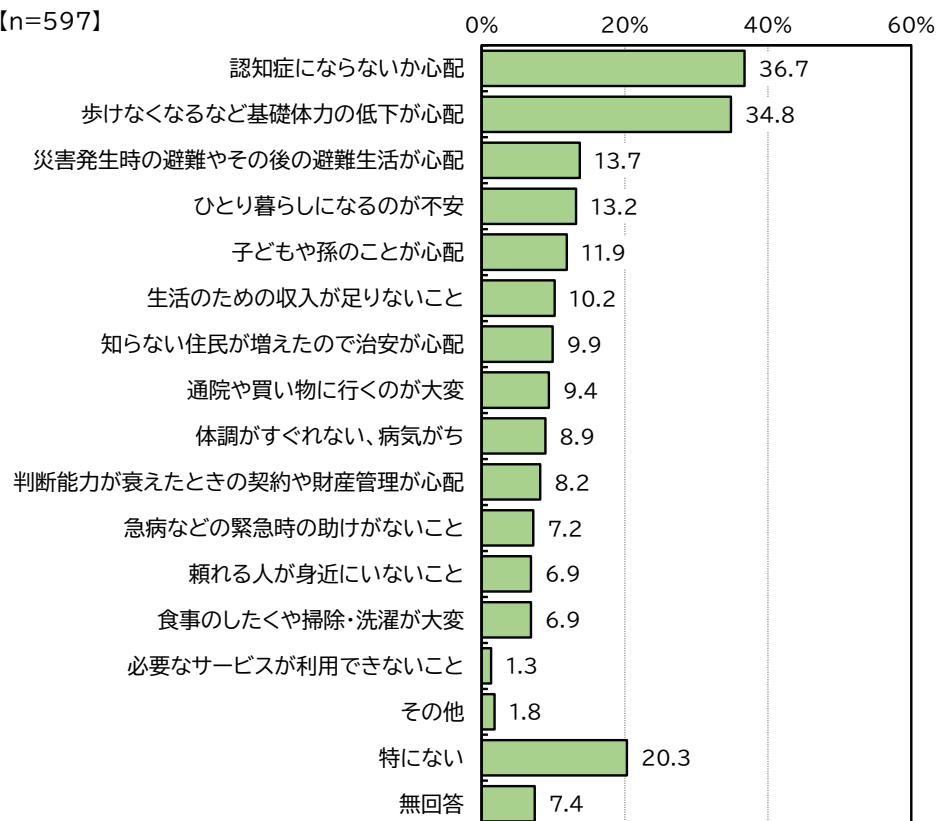
## ⑪日常生活の不安、悩み、心配ごとについて

日常生活の不安、悩み、心配ごとは、「認知症にならないか心配」が36.7%と最も多く、次いで「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」(34.8%)となっており、上位2項目が3割以上と比較的割合が多くなっています。

そのほか、「災害発生時の避難やその後の避難生活が心配」(13.7%)、「ひとり暮らしになるのが不安」(13.2%)、「子どもや孫のことが心配」(11.9%)と続いています。

## ■日常生活の不安、悩み、心配ごと

【n=597】

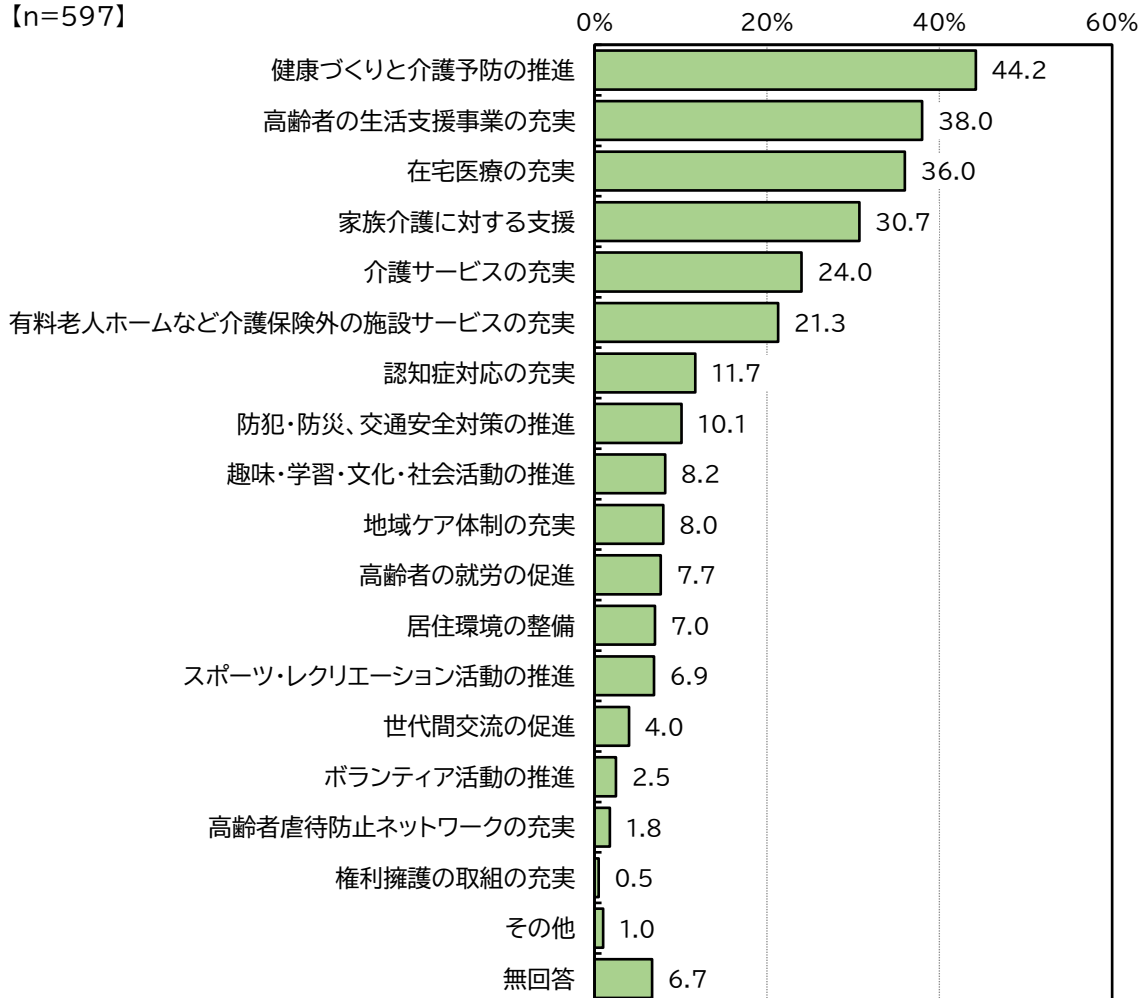


### ⑫広野町が力を入れるべき施策

高齢化社会に対応していくため、本町が力を入れるべき施策は、「健康づくりと介護予防の推進」が44.2%と最も多く、次いで「高齢者の生活支援事業の充実」(38.0%)、「在宅医療の充実」(36.0%)、「家族介護に対する支援」(30.7%)、「介護サービスの充実」(24.0%)と続いています。

#### ■町に力を入れてほしい施策

【n=597】

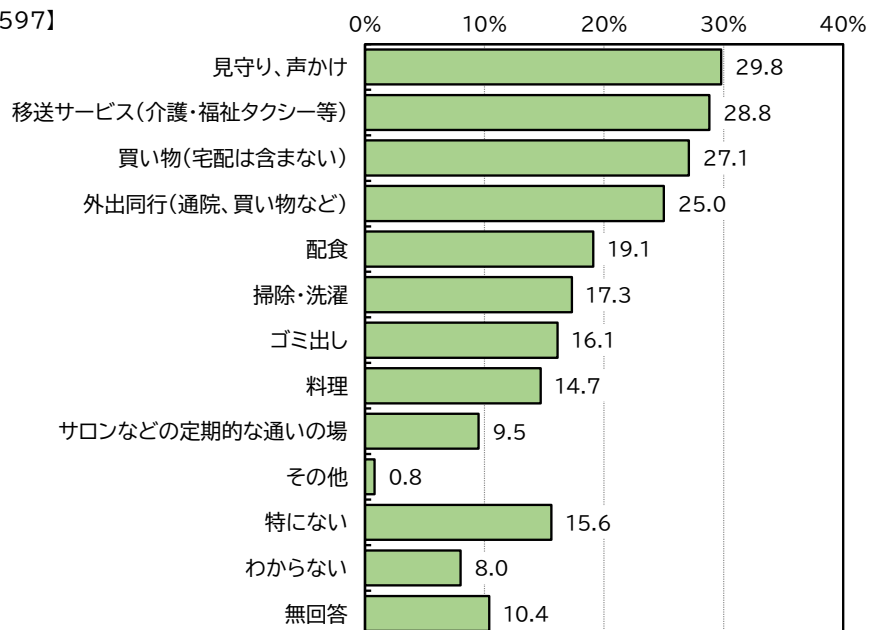


### ⑬在宅で自立した生活を続けていくために必要なこと

在宅で自立した生活を続けていくために、必要になると思う支援やサービスは、「見守り、声かけ」が29.8%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（28.8%）、「買い物（宅配は含まない）」（27.1%）、「外出同行（通院、買い物など）」（25.0%）、「配食」（19.1%）と続いています。

#### ■在宅での生活に必要な支援

【n=597】

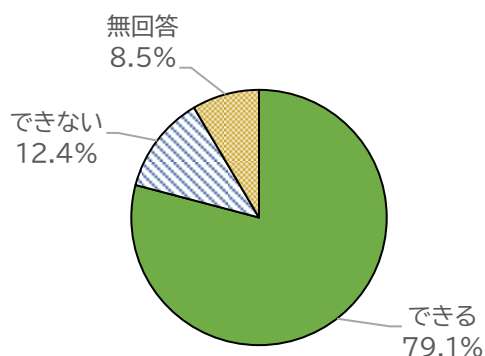


### ⑭緊急時に一人で避難できるか

災害や火災などの緊急時に1人で避難できるかは、「できる」が79.1%、「できない」が12.4%となっています。

#### ■緊急時に一人で避難できるか

【n=597】



### (3) 在宅介護実態調査結果

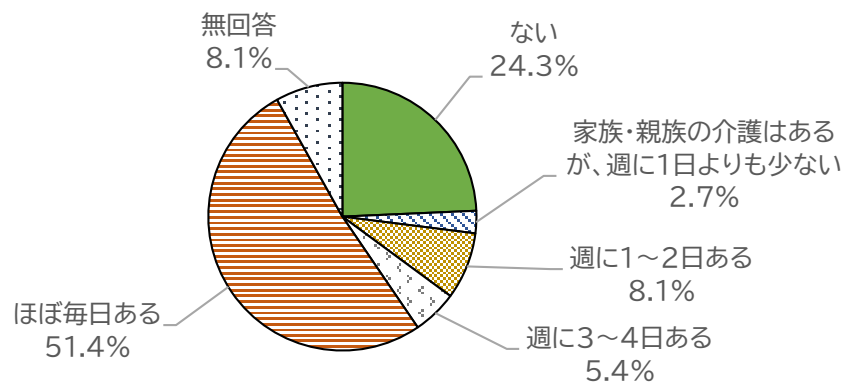
#### ① 家族からの介護の状況

ご家族やご親族の方からの介護は週にどのくらいあるかについては、「ほぼ毎日ある」が 51.4%と最も多く、次いで、「週に1～2日ある」(8.1%)、「週に3～4日ある」(5.4%)、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」(2.7%)となっており、約7割の方が家族からの介護を受けている状況となっています。

また、24.3%は「ない」と回答しています。

#### ■ 家族や親族の方からの介護について

【n=37】



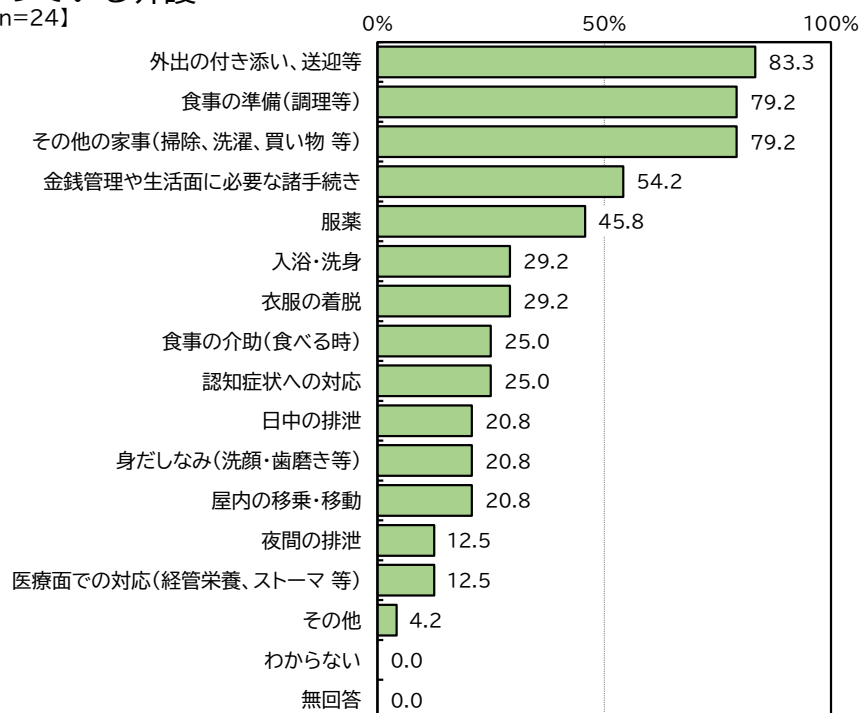
## ②家族や親族が行っている介護と不安に感じる介護

現在行っている介護は、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」の上位3項目が約8割となっています。

不安に感じる介護は、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」、「入浴・洗身」、「屋内の移乗・移動」、「金銭管理や生活面に必要な手続き」、「認知症状への対応」が比較的多くなっています。

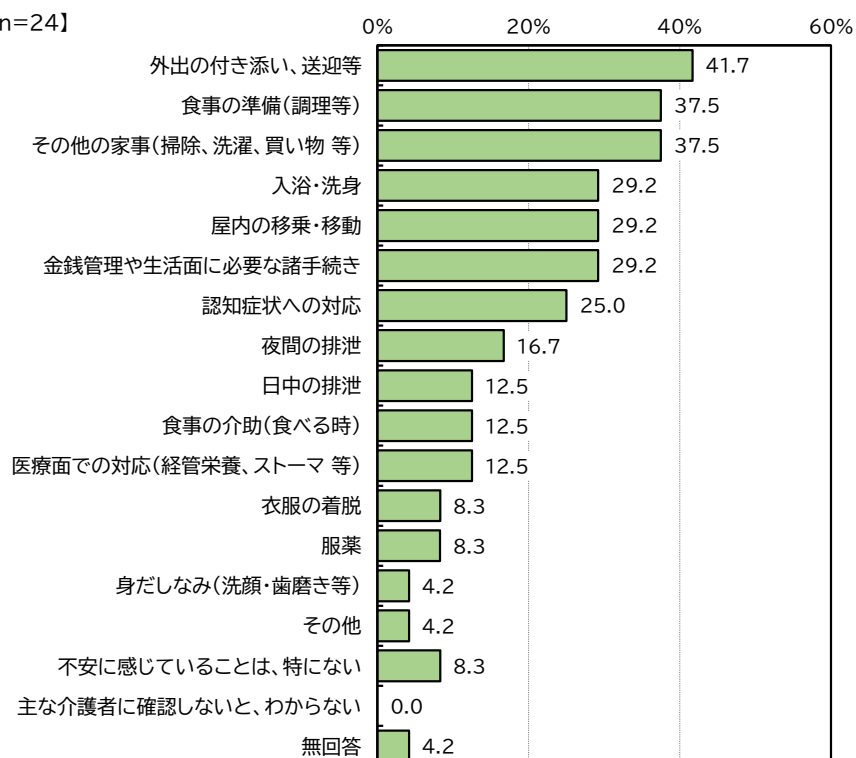
### ■現在行っている介護

【n=24】



### ■不安に感じる介護

【n=24】



### ■参考：不安に感じる介護（年齢別）（％）

|                     | 65歳未満<br>(n=0) | 65～69歳<br>(n=1) | 70～74歳<br>(n=0) | 75～79歳<br>(n=4) | 80～84歳<br>(n=8) | 85～89歳<br>(n=8) | 90歳以上<br>(n=4) |
|---------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 日中の排泄               | —              | 100.0           | —               | —               | 12.5            | 14.3            | —              |
| 夜間の排泄               | —              | 100.0           | —               | —               | 25.0            | 14.3            | —              |
| 食事の介助(食べる時)         | —              | 100.0           | —               | —               | 12.5            | 14.3            | —              |
| 入浴・洗身               | —              | 100.0           | —               | 25.0            | 12.5            | 42.9            | 25.0           |
| 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)      | —              | 100.0           | —               | —               | —               | —               | —              |
| 衣服の着脱               | —              | 100.0           | —               | —               | —               | 14.3            | —              |
| 屋内の移乗・移動            | —              | 100.0           | —               | —               | 50.0            | 14.3            | 25.0           |
| 外出の付き添い、送迎等         | —              | 100.0           | —               | 75.0            | 50.0            | —               | 50.0           |
| 服薬                  | —              | —               | —               | 25.0            | —               | 14.3            | —              |
| 認知症状への対応            | —              | 100.0           | —               | 25.0            | 12.5            | 28.6            | 25.0           |
| 医療面での対応(経管栄養、ストーマ等) | —              | 0.0             | —               | 50.0            | 12.5            | 0.0             | —              |
| 食事の準備(調理等)          | —              | 100.0           | —               | 25.0            | 37.5            | 42.9            | 25.0           |
| その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)  | —              | 100.0           | —               | 50.0            | 37.5            | 28.6            | 25.0           |
| 金銭管理や生活面に必要な諸手続き    | —              | 100.0           | —               | 25.0            | 37.5            | 0.0             | 50.0           |
| その他                 | —              | —               | —               | 25.0            | —               | —               | —              |
| 不安に感じていることは、特にない    | —              | —               | —               | —               | 12.5            | 14.3            | —              |
| 主な介護者に確認しないと、わからない  | —              | —               | —               | —               | —               | —               | —              |

### ■参考：不安に感じる介護（介護度別）（％）

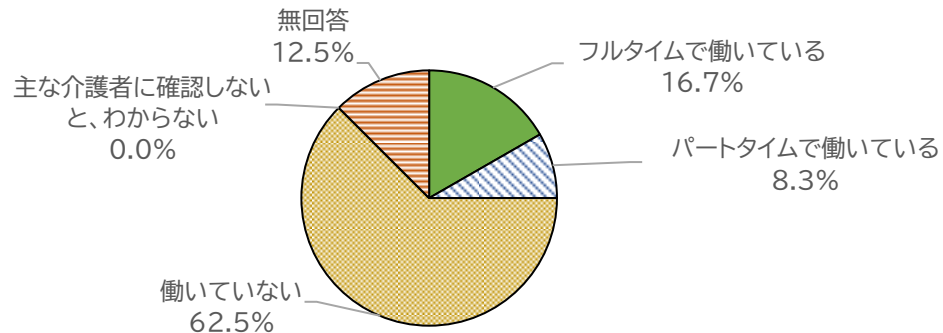
|                     | 要支援1<br>(n=0) | 要支援2<br>(n=4) | 要介護1<br>(n=4) | 要介護2<br>(n=4) | 要介護3<br>(n=9) | 要介護4<br>(n=2) | 要介護5<br>(n=1) |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 日中の排泄               | —             | —             | —             | —             | 22.2          | —             | 100.0         |
| 夜間の排泄               | —             | —             | —             | 25.0          | 33.3          | —             | —             |
| 食事の介助(食べる時)         | —             | —             | —             | —             | 22.2          | —             | 100.0         |
| 入浴・洗身               | —             | 25.0          | 0.0           | 50.0          | 33.3          | 50.0          | —             |
| 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)      | —             | —             | —             | —             | 11.1          | —             | —             |
| 衣服の着脱               | —             | —             | —             | 25.0          | 11.1          | —             | —             |
| 屋内の移乗・移動            | —             | 25.0          | 75.0          | —             | 33.3          | —             | —             |
| 外出の付き添い、送迎等         | —             | 25.0          | 75.0          | 50.0          | 22.2          | 100.0         | —             |
| 服薬                  | —             | —             | —             | —             | 11.1          | —             | 100.0         |
| 認知症状への対応            | —             | —             | 50.0          | —             | 33.3          | —             | 100.0         |
| 医療面での対応(経管栄養、ストーマ等) | —             | 25.0          | —             | —             | 11.1          | 50.0          | —             |
| 食事の準備(調理等)          | —             | 50.0          | 25.0          | 50.0          | 22.2          | 50.0          | 100.0         |
| その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)  | —             | 75.0          | 25.0          | 50.0          | 22.2          | 50.0          | —             |
| 金銭管理や生活面に必要な諸手続き    | —             | 25.0          | 25.0          | 0.0           | 44.4          | 50.0          | —             |
| その他                 | —             | —             | —             | —             | —             | 50.0          | —             |
| 不安に感じていることは、特にない    | —             | —             | —             | 25.0          | 11.1          | —             | —             |
| 主な介護者に確認しないと、わからない  | —             | —             | —             | —             | —             | —             | —             |

### ③主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」を合わせた約3割が就労している状況です。

#### ■主な介護者の勤務形態

【n=24】



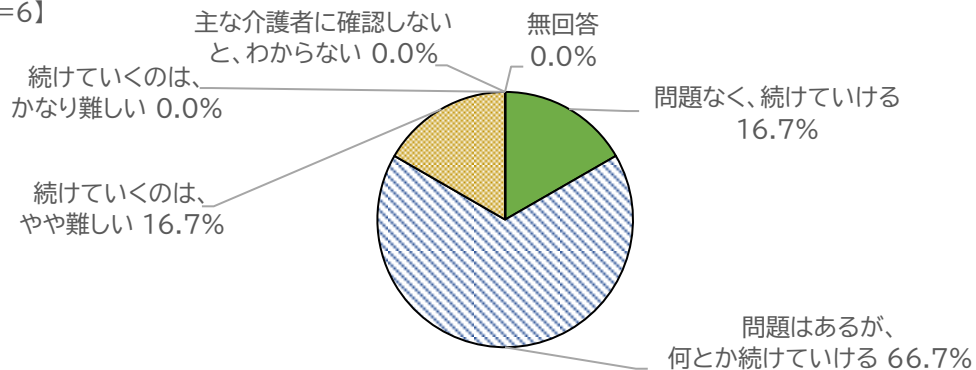
### ④仕事と介護の継続

仕事と介護の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」が66.7%と最も多く、「問題なく、続けていける」(16.7%)と合わせた約8割は『続けていける』と回答しています。

一方で、16.7%は「続けていくのは、やや難しい」と回答しています。

#### ■仕事と介護の継続について

【n=6】

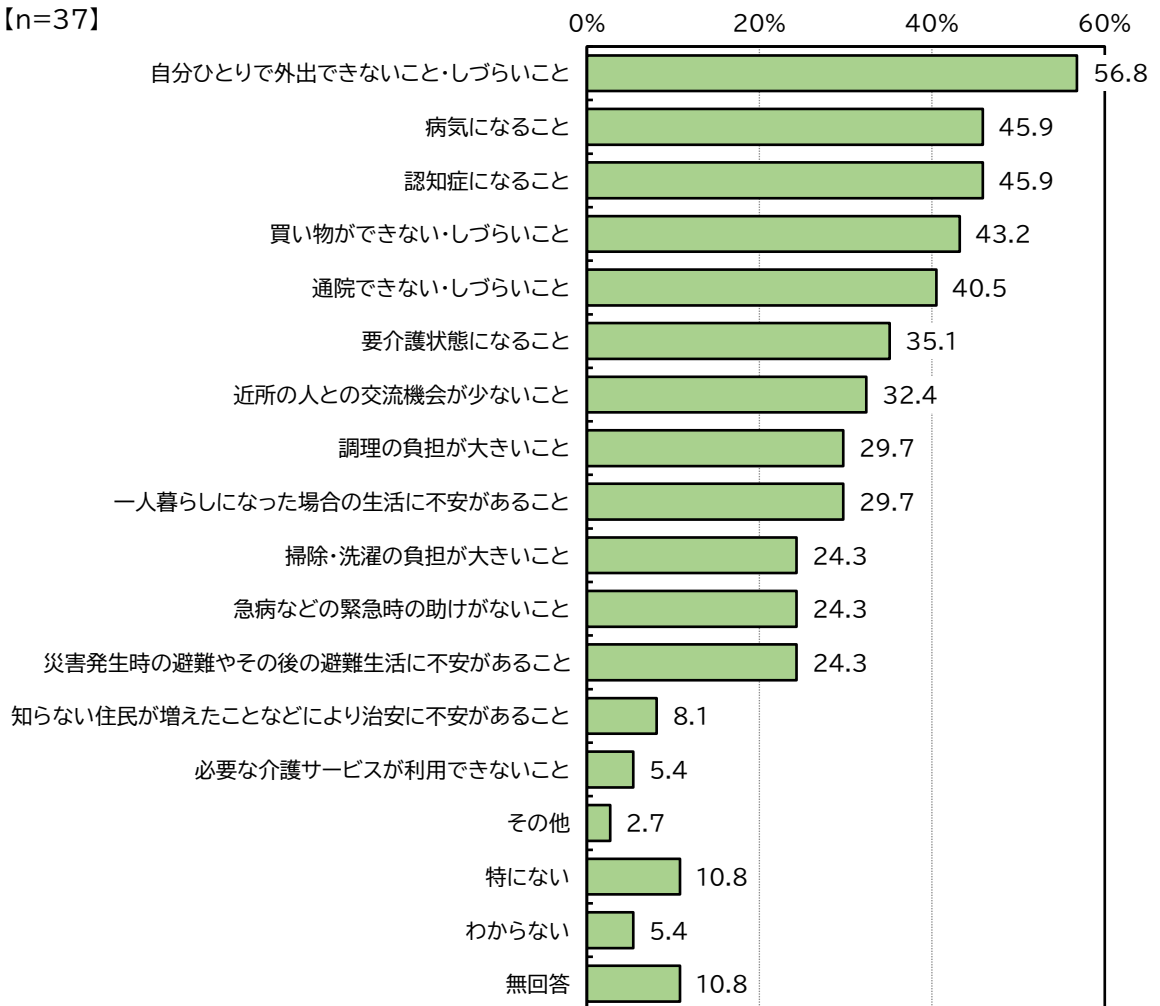


### ⑤日々の暮らしで心配なこと

日々の暮らしで心配なことは、「自分ひとりで外出できないこと・しづらいこと」が56.8%と最も多く、次いで「病気になること」、「認知症になること」（ともに45.9%）、「買い物ができない・しづらいこと」(43.2%)、「通院できない・しづらいこと」(40.5%)と続いています。

#### ■日々の暮らしで心配なこと

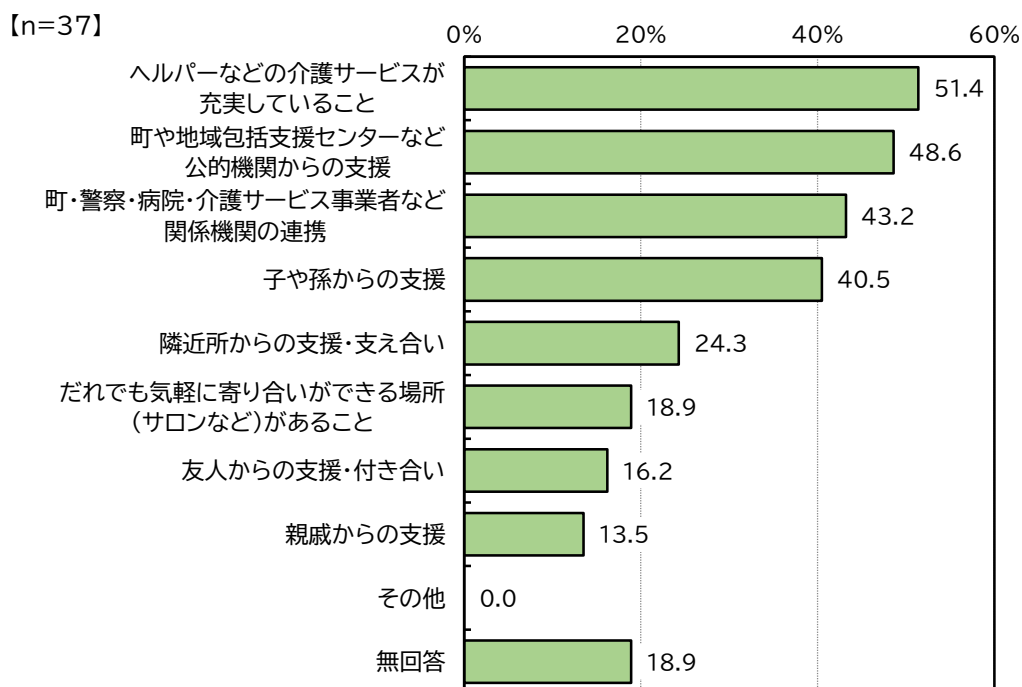
【n=37】



### ⑥高齢者が安心して暮らすために重要なこと

高齢者が安心して暮らすために重要なことは、「ヘルパーなどの介護サービスが充実していること」が51.4%と最も多く、次いで「町や地域包括支援センターなど公的機関からの支援」(48.6%)、「町・警察・病院・介護サービス事業者など関係機関の連携」(43.2%)、「子や孫からの支援」(40.5%)、「隣近所からの支援・支え合い」(24.3%)と続いています。

#### ■安心して暮らすために重要なこと



#### ■参考：安心して暮らすために重要なこと（年齢別） (%)

|                               | 65歳未満<br>(n=0) | 65～69歳<br>(n=1) | 70～74歳<br>(n=2) | 75～79歳<br>(n=5) | 80～84歳<br>(n=12) | 85～89歳<br>(n=9) | 90歳以上<br>(n=8) |
|-------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 子や孫からの支援                      | —              | —               | 100.0           | 60.0            | 25.0             | 22.2            | 62.5           |
| 親戚からの支援                       | —              | —               | —               | 20.0            | 8.3              | 11.1            | 25.0           |
| 隣近所からの支援・支え合い                 | —              | —               | —               | 0.0             | 33.3             | 11.1            | 50.0           |
| 友人からの支援・付き合い                  | —              | —               | —               | —               | 25.0             | —               | 37.5           |
| だれでも気軽に寄り合いができる場所(サロンなど)があること | —              | —               | —               | —               | 25.0             | 22.2            | 25.0           |
| 町や地域包括支援センターなど公的機関からの支援       | —              | 100.0           | 50.0            | 60.0            | 58.3             | 33.3            | 37.5           |
| 町・警察・病院・介護サービス事業者など関係機関の連携    | —              | 100.0           | 50.0            | 80.0            | 41.7             | 22.2            | 37.5           |
| ヘルパーなどの介護サービスが充実していること        | —              | 100.0           | 50.0            | 80.0            | 58.3             | 33.3            | 37.5           |
| その他                           | —              | —               | —               | —               | —                | —               | —              |

■参考：安心して暮らすために重要なこと（介護度別） (%)

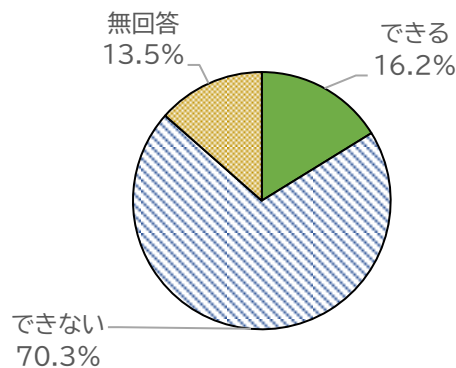
|                               | 要支援1<br>(n=0) | 要支援2<br>(n=4) | 要介護1<br>(n=6) | 要介護2<br>(n=10) | 要介護3<br>(n=13) | 要介護4<br>(n=3) | 要介護5<br>(n=1) |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 子や孫からの支援                      | —             | 25.0          | —             | 50.0           | 46.2           | 100.0         | —             |
| 親戚からの支援                       | —             | 50.0          | —             | 10.0           | 7.7            | 33.3          | —             |
| 隣近所からの支援・支え合い                 | —             | 25.0          | 33.3          | 20.0           | 15.4           | 33.3          | 100.0         |
| 友人からの支援・付き合い                  | —             | 25.0          | 16.7          | —              | 23.1           | 33.3          | —             |
| だれでも気軽に寄り合いができる場所(サロンなど)があること | —             | 0.0           | 50.0          | —              | 23.1           | 33.3          | —             |
| 町や地域包括支援センターなど公的機関からの支援       | —             | 75.0          | 50.0          | 10.0           | 61.5           | 66.7          | 100.0         |
| 町・警察・病院・介護サービス事業者など関係機関の連携    | —             | 50.0          | 33.3          | 20.0           | 53.8           | 100.0         | —             |
| ヘルパーなどの介護サービスが充実していること        | —             | 50.0          | 50.0          | 20.0           | 61.5           | 100.0         | 100.0         |
| その他                           | —             | —             | —             | —              | —              | —             | —             |

⑦緊急時に一人で避難できるか

緊急時に一人で避難できるかは、「できない」が70.3%、「できる」が16.2%となっています。

■緊急時に一人で避難できるか

【n=37】

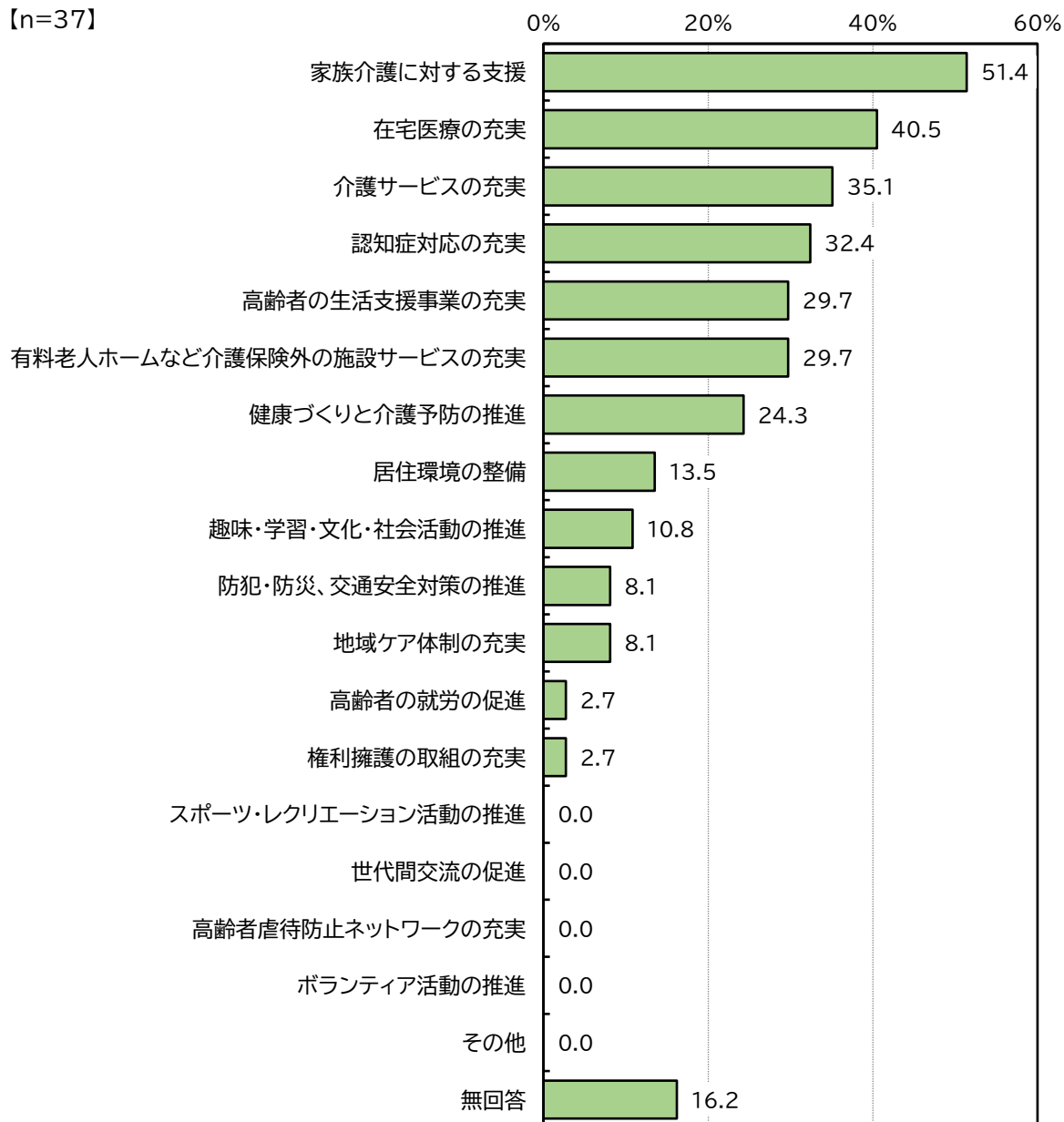


### ⑧広野町が力を入れるべき施策

これからの本格的な高齢化社会に対応していくため、広野町は何に力を入れていくべきだと思うかについては、「家族介護に対する支援」が51.4%と最も多く、次いで「在宅医療の充実」(40.5%)、「介護サービスの充実」(35.1%)、「認知症対応の充実」(32.4%)、「高齢者の生活支援事業の充実」、「有料老人ホームなど介護保険外の施設サービスの充実」(ともに29.7%)と続いています。

#### ■広野町が力を入れるべき施策

【n=37】



## (4) 自由回答 (一部抜粋)

|                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護保険でどこまでのサービスが受けられるのか分からない。車を運転できなくなった時に町の送迎を利用したい。(病院、買い物等)                                                                                          |
| 令和5年7月より、デマンド交通が導入され高齢者は助かります。町民バスは人家のある道を走るように検討をお願いします。                                                                                              |
| まだ自分のことはある程度できるが一人暮らしのため、電球の取替、火災報知器取付、雨樋の修理とかの作業ができないので、そういうサービスがあれば有り難いと思う。どこに連絡すれば良いのか。                                                             |
| とにかく買い物をする場所が無いので、いわき、檜葉、富岡に行くのが苦痛です。ショッピングモール、病院等は必要である。                                                                                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用したオンライン医療の整備</li> <li>・無人交通システムの検討実施</li> <li>・一人所帯へのバランスの良い食事の提供</li> </ul>                             |
| 広野町の交流人口の多いあの施設を利用しての健康づくりを元気な高齢者はもちろん、若い人たちから利用する方向に進めていったらいいのではないのでしょうか。                                                                             |
| もっと横のつながりを密とし、健康づくりを目的としたスポーツ・レクリエーション活動により世代間交流を増やし、周囲の高齢者の存在を知っていただくこと！ それにより安否確認も兼ね、生存・健康状況も知ることができ、地域ケアの充実にもつながると思います。要は高齢者との関わり合いを多く深くするべきだと思います。 |
| 家で介護することは、そばにいたいが大変でした。子どもたちに迷惑かけないようにしたいが、保険制度・サービス、勉強していきたいと思います。そのためにはそのような場所に気楽に行けるような町づくりをお願いしたいと思います。                                            |
| 遺言書の作成、書き方、相談窓口の設置。                                                                                                                                    |
| 将来利用するかもしれない老人施設の内容等、いろいろ知りたいです。                                                                                                                       |
| 職場をリタイアした保健師、看護師などを大いに活用してほしいと思います。                                                                                                                    |

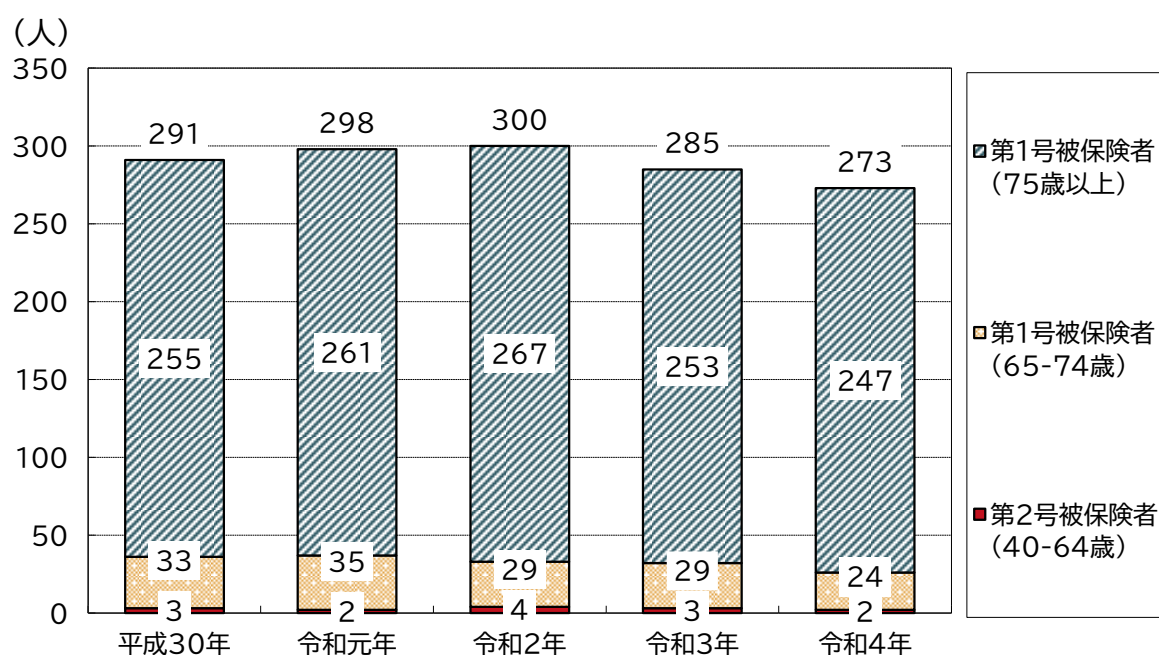
### 3 広野町の介護保険事業の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、令和2年までは僅かながら増加傾向で推移していましたが、令和3年から令和4年にかけては減少しています。

被保険者種類及び年齢別に認定者数をみると、第1号被保険者の75歳以上の方が大半を占めています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移（被保険者種類別）



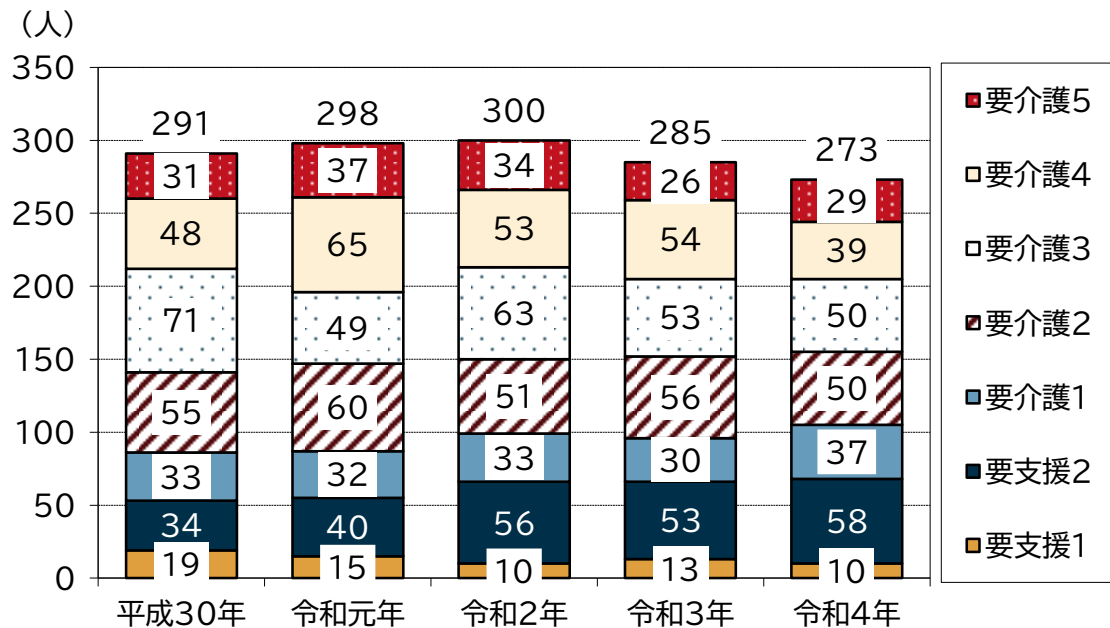
資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

## (2) 要介護度別の認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、要支援2、要介護1は増加傾向となっており、その他の区分では概ね横ばい傾向となっています。

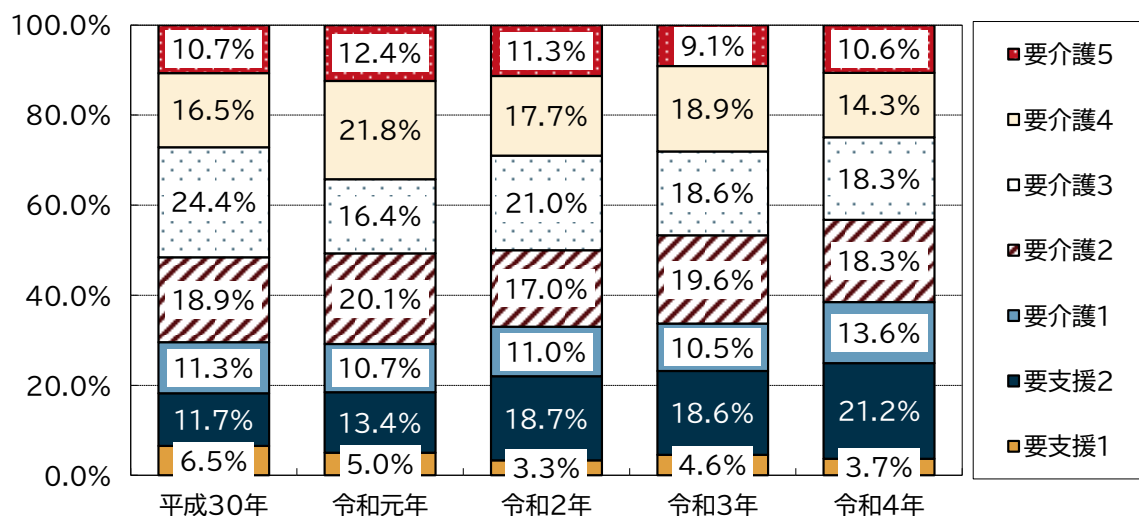
要介護度別の構成比をみると、要支援2、要介護1の構成比は増加傾向となっています。

### ■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

### ■要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



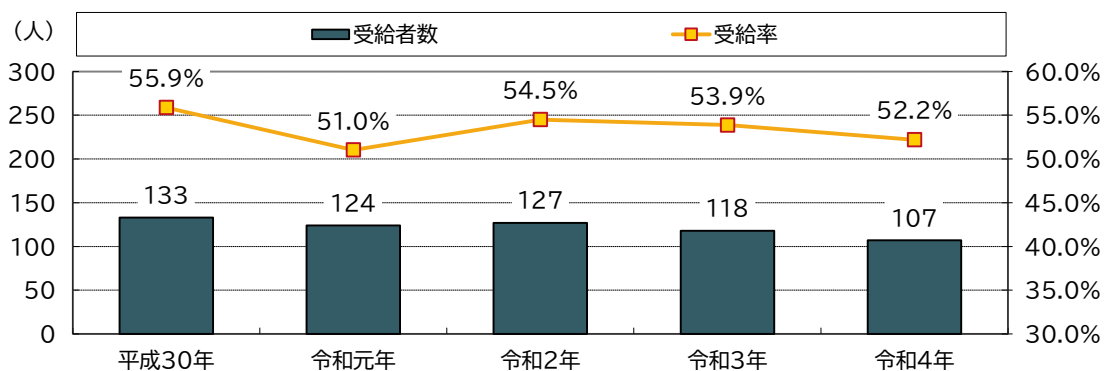
資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

### (3) 介護保険サービスの利用状況

#### ■居宅サービス（介護給付）

要介護1～5の居宅サービスに利用状況をみると、受給者数と受給率はともに減少傾向で推移しており、令和4年の受給率は52.2%、受給者数は107人となっています。

#### ■居宅サービス受給者数とサービス受給率の推移

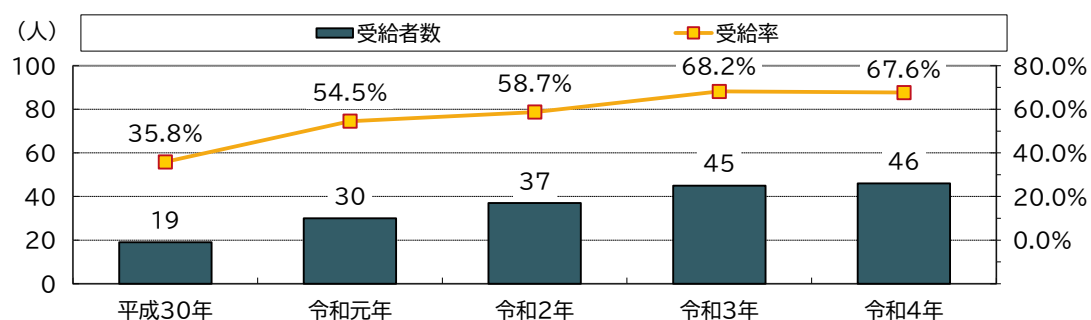


資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

#### ■介護予防サービス（居宅）

介護予防サービスの利用状況をみると、受給者数と受給率はともに増加傾向で推移しており、令和4年の受給率は67.6%、受給者数は46人となっています。

#### ■介護予防サービス受給者数とサービス受給率の推移

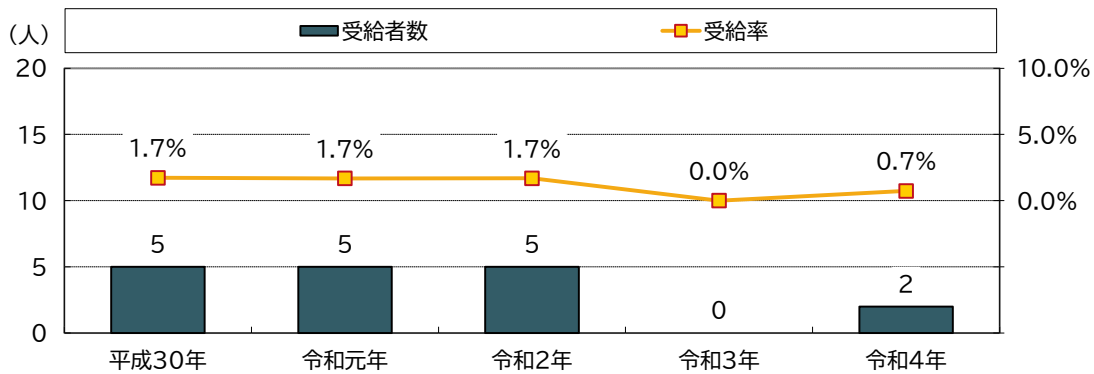


資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

### ■地域密着型サービス

地域密着型サービスの利用状況をみると、平成30年から令和2年にかけて受給率は1.7%、受給者数は5人と横ばい傾向になっていましたが、令和3年には受給者数が0人、令和4年には2人となり、低い水準で推移しています。

#### ■地域密着型サービス受給者数とサービス受給率の推移



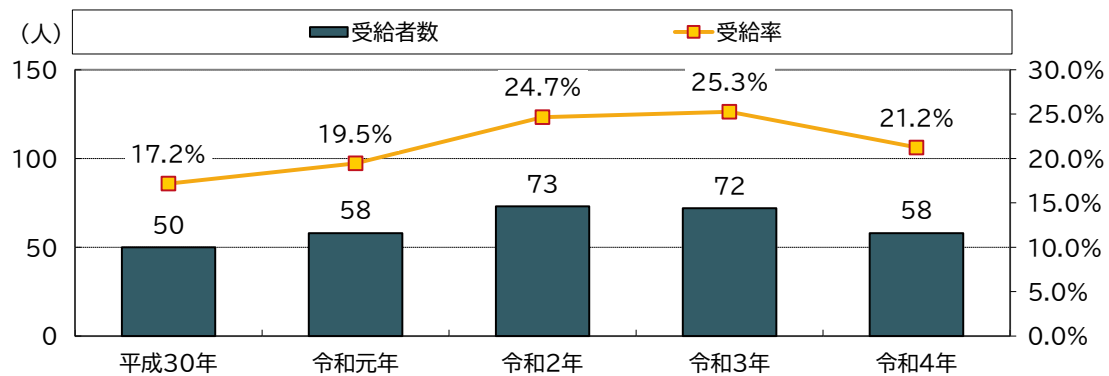
資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

### ■施設サービス

施設サービスの利用状況をみると、令和2年までは受給者数、受給率ともに増加傾向で推移していましたが、令和3年から令和4年にかけては減少しています。

令和4年度では、受給者数が58人、受給率は21.2%となっています。

#### ■施設サービス受給者数とサービス受給率の推移



資料：介護保険事業状況報告書（各年9月末現在）

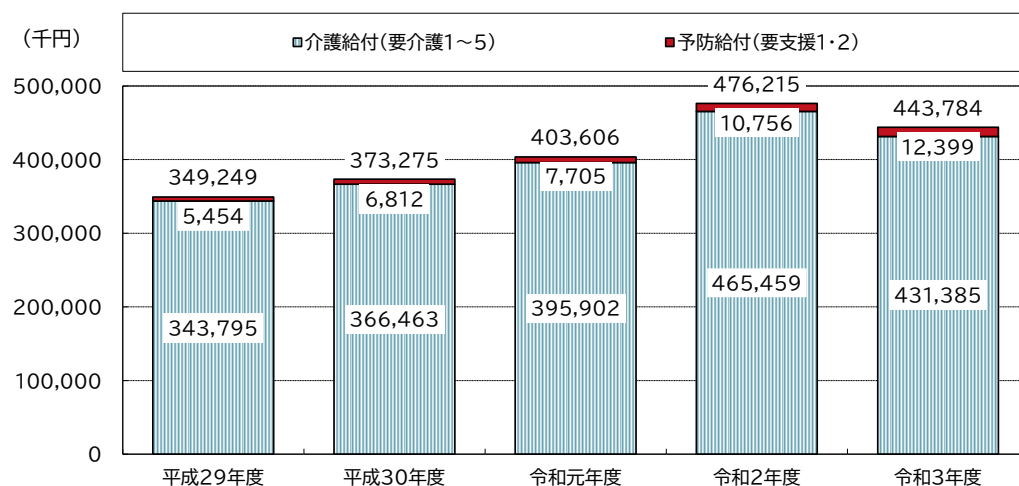
## (4) 介護給付の状況

### ■介護保険給付費の推移

本町の介護保険給付費は、令和2年度までは増加傾向で推移していましたが、令和3年度には減少しています。令和3年度では、約4億4千3百万円となっています。

また、介護給付が給付費の大半を占めています。

### ■介護保険給付費の推移（予防給付・介護給付別）



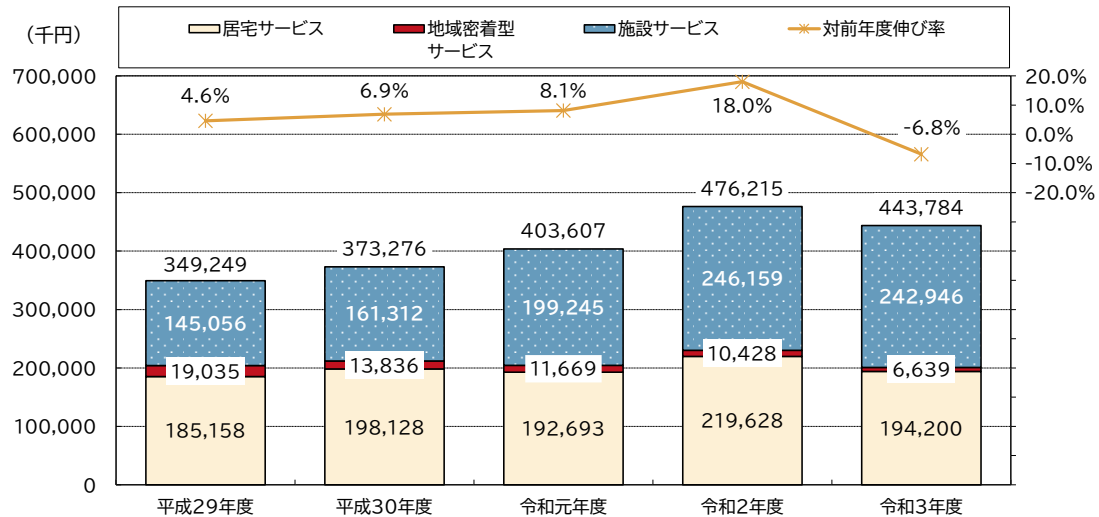
資料：介護保険事業状況報告書（年報）

サービス体系別に給付費の推移をみると、令和2年度までは施設サービスと居宅サービスの給付費が増加傾向で推移し、令和3年度には減少しています。

また、地域密着型サービス給付費は平成29年から減少傾向となっています。

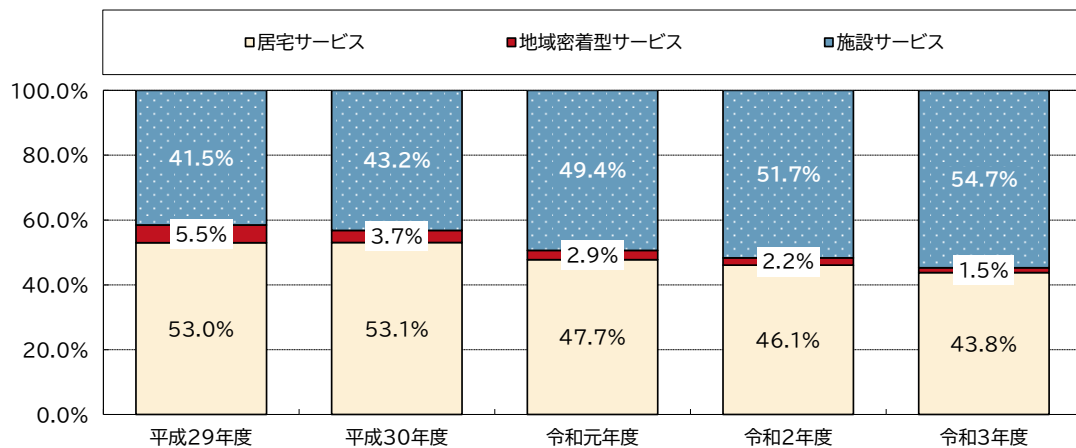
構成比の推移をみると、居宅サービスと地域密着型サービスは減少傾向、施設サービスは増加傾向で推移しています。

### ■介護保険給付費の推移（サービス体系別）



資料：介護保険事業状況報告書（年報）

### ■介護保険給付費（サービス体系別）の構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告書（年報）

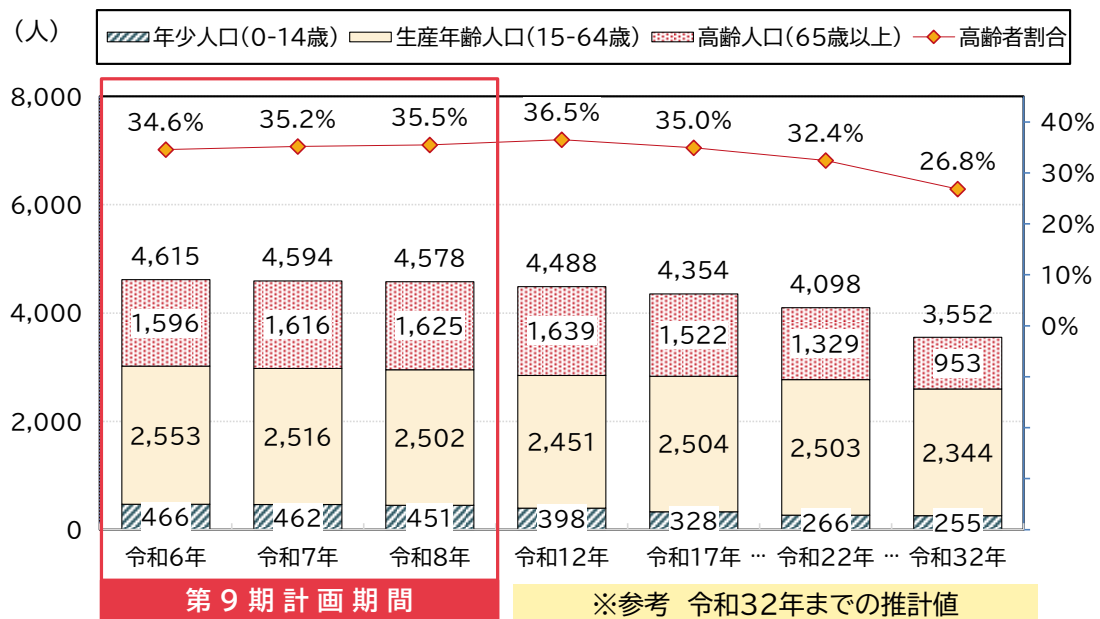
## 4 広野町の高齢者数等の将来推計

### (1) 人口と高齢者数の推計

本町の人口推計を行った結果、推計人口は減少傾向での推移が見込まれ、第9期計画最終年の令和8年には4,578人、令和22年は4,098人となる見込みとなっています。

高齢者人口、高齢化率は増加傾向で推移しますが、令和12年をピークに減少に転じる見込みです。

#### ■広野町の推計人口



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

#### ■人口推計値

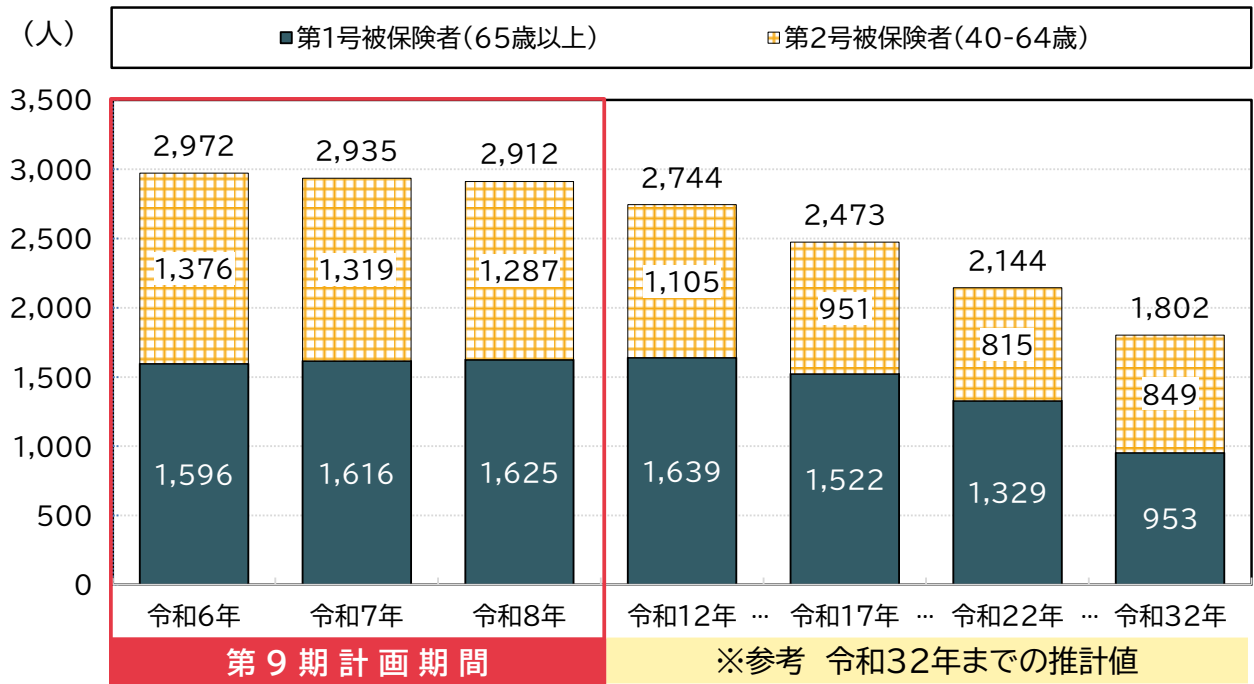
(単位：人)

| 区 分                | 第9期計画期間 |       |       |       |       |       |       |
|--------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                    | 令和6年    | 令和7年  | 令和8年  | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和32年 |
| 年少人口<br>(0-14歳)    | 466     | 462   | 451   | 398   | 328   | 266   | 255   |
| 生産年齢人口<br>(15-64歳) | 2,553   | 2,516 | 2,502 | 2,451 | 2,504 | 2,503 | 2,344 |
| 40-64歳             | 1,376   | 1,319 | 1,287 | 1,105 | 951   | 815   | 849   |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)   | 1,596   | 1,616 | 1,625 | 1,639 | 1,522 | 1,329 | 953   |
| 前期高齢者<br>(65-74歳)  | 815     | 784   | 749   | 599   | 448   | 386   | 235   |
| 後期高齢者<br>(75歳以上)   | 781     | 832   | 876   | 1,040 | 1,074 | 943   | 718   |
| 合 計                | 4,615   | 4,594 | 4,578 | 4,488 | 4,354 | 4,098 | 3,552 |
| 被保険者数              | 2,972   | 2,935 | 2,912 | 2,744 | 2,473 | 2,144 | 1,802 |

## (2) 被保険者数の見込み

推計人口から、計画期間中の介護保険の第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40-60歳）の推移をみると、ともに減少傾向で推移すると見込まれ、計画期間の最終年度である令和8年には第1号被保険者が1,625人、第2号被保険者が1,287人、合計で2,912人と見込まれます。

### ■被保険者数の実績値と推計値



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

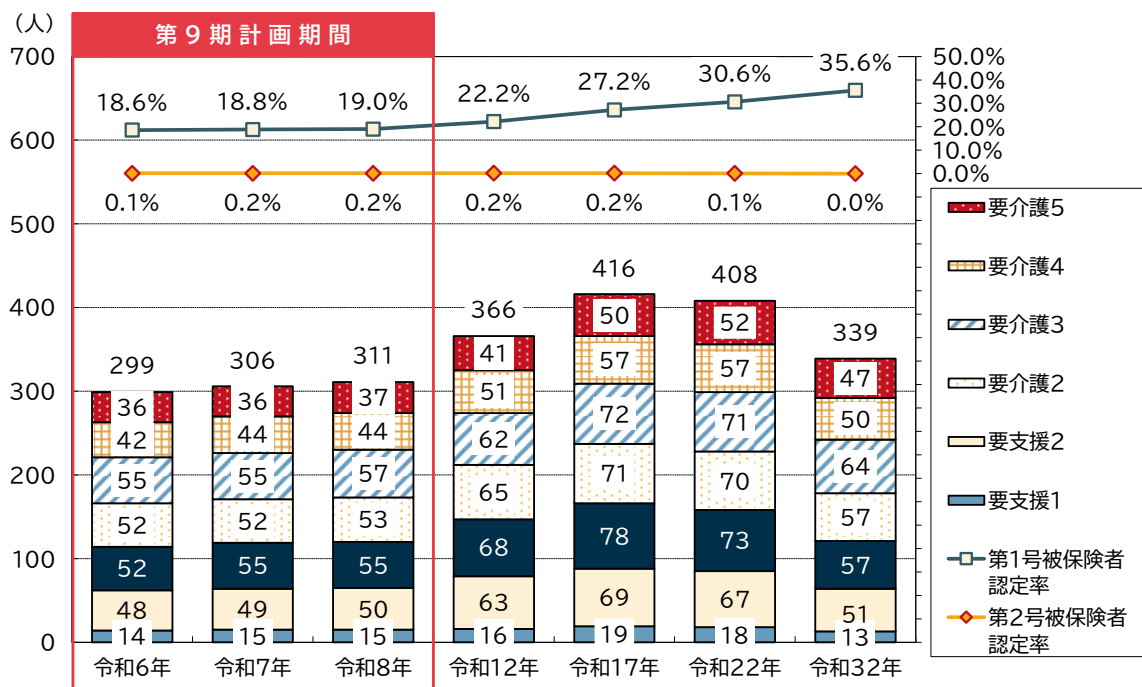
### (3) 要支援・要介護者数の推計

本町の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和6年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、計画期間中の要支援・要介護認定者数は僅かながら増加傾向となり、令和8年には311人となる見込みです。

この認定者数が、介護保険サービスの利用量を見込む算定基礎となります。

#### ■要介護度別認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

| 区分   | 第9期計画期間 |      |      |       |       |       |       |
|------|---------|------|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 令和6年    | 令和7年 | 令和8年 | 令和元2年 | 令和元7年 | 令和22年 | 令和32年 |
| 要支援1 | 14      | 15   | 15   | 16    | 19    | 18    | 13    |
| 要支援2 | 48      | 49   | 50   | 63    | 69    | 67    | 51    |
| 要介護1 | 52      | 55   | 55   | 68    | 78    | 73    | 57    |
| 要介護2 | 52      | 52   | 53   | 65    | 71    | 70    | 57    |
| 要介護3 | 55      | 55   | 57   | 62    | 72    | 71    | 64    |
| 要介護4 | 42      | 44   | 44   | 51    | 57    | 57    | 50    |
| 要介護5 | 36      | 36   | 37   | 41    | 50    | 52    | 47    |
| 計    | 299     | 306  | 311  | 366   | 416   | 408   | 339   |

## 5 第9期計画における課題の整理

高齢者を取り巻く現状や将来推計、ニーズ調査結果からみた、第9期計画における課題は、以下のとおりとしました。

### 1 介護予防・健康づくり

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加や、地域のつながりの弱まりが進む中、介護サービス需要の増加、多様化が見込まれます。

また、アンケート調査において「広野町が力を入れるべき施策」に対する要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方（以下、一般高齢者）の回答では、「健康づくりと介護予防の推進」が44.2%となっており、リスク分析では「社会的役割の低下」の該当者が一般高齢者全体で52.9%と高い割合になっています。

このことから、健康づくりと介護予防の推進や地域支援事業により、地域で暮らし続けるための社会参加を促す取り組みをさらに推進していくことが求められています。

### 2 安全・安心な生活環境

アンケート調査において「日常生活の不安、悩み、心配ごとについて」に対する一般高齢者の回答では、「認知症にならないか不安」が36.7%と最も多くなっており、リスク分析においても「認知機能の低下」の該当者が一般高齢者全体で47.2%と高い割合になっています。

認知症への正しい理解と、認知症予防、早期発見への取組、介護家族への支援も重要です。

さらに、「広野町が力を入れるべき施策」に対する一般高齢者、要支援・要介護認定を受け在宅で生活している方（以下、在宅要介護者）の回答では、ともに「在宅医療の充実」が約4割となっており、医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅での医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護事業所等の関係者間の連携を推進し、医療・介護基盤を強化していく必要があります。

安心・安全な生活環境を確保するため、地域におけるお互いの安否確認、孤立化・閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が重要な課題となっています。

地域住民の交流の促進、地域の関係機関の連携を図り、防災・防犯はもちろん、虐待防止や高齢者の状況に応じた適切な住まいの確保の取り組みを進め、安心・安全な生活環境の整備を進める必要があります。

### 3 自立した生活を支える取り組み

アンケート調査において「在宅で自立した生活を続けていくために必要なこと」に対する一般高齢者の回答では、「見守り、声かけ」と「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が約3割となっており、「高齢者が安心して暮らすために重要なこと」に対する在宅要介護者の回答では、「町や地域包括支援センターなど公的機関からの支援」が約5割となっています。

高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、地域課題を把握し、地域の状況に応じた生活支援サービスや体制を充実させていくことが必要です。さらに、多様化、複雑化する福祉相談に対して専門的な視点をもって適切に対応するため、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、関係機関と連携を図り、いつでも相談に対応できる体制の整備が必要です。

### 4 介護サービスの充実

アンケート調査において「広野町が力を入れるべき施策」に対する在宅要介護者の回答では、「家族介護に対する支援」が約5割と最も多くなっています。

介護サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれる中で、高齢化の進展や高齢夫婦世帯の増加など、介護者自身の高齢化もみられることから、介護サービスに関する情報の発信やきめ細かな相談体制づくりなどにより、適切なサービスを提供することが求められます。

また、地域包括ケアシステムの構築を推進するために不可欠な介護人材を安定的に確保していくことも必要です。人材確保に当たっては、学生や就業者、外国人等が参入しやすい支援策を講じることが必要です。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念と目標

#### (1) 基本理念

将来像に向けた町づくりに向け、高齢者福祉施策のあるべき姿として、第8期計画の考え方を引き継ぎ、本計画においても以下を基本理念に掲げます。

### 高齢者の希望が 子どもの夢とともに未来へつながる町

国では、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

本計画では、これまでの基本理念である「高齢者の希望が子どもの夢とともに未来へつながる町」を踏襲し、「地域共生社会」の考え方を踏まえた予防・介護・医療・生活支援・住まいの支援・サービスを組み合わせた地域包括ケアシステムを継続して構築していくとともに、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加や人口減少等の本町の高齢者を取り巻く状況に合わせた介護サービス基盤の計画的整備を推進し、高齢者自身がいきがいや役割を持ち安心して暮らしていくことができる、希望あるまちづくりに向けて策定するものです。



## (2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、以下4つの基本目標を施策の柱として総合的に推進します。

### 1 介護予防と生きがいの推進

高齢者がいつまでも元気に過ごすため、地域の人との関係性の中で自分の役割を持って生活できるよう、社会参加や交流機会の拡充を図ります。また、日々の健康づくりと心身機能の維持・改善を図る介護予防の取り組みと、高齢者がいきいきと活動でき、日々の生活を支えられて安心して暮らせる支援の取り組みが一体的に行われる体制づくりを推進します。

### 2 安心・安全な生活環境の確保

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、意思決定支援や権利擁護の取り組みなど、認知症の人も含めたすべての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができ、家族も安心して過ごせる地域の総合的な高齢者支援システムの推進を目指すとともに、医療・介護を効率的かつ効果的に提供するために、双方の連携を強化して医療・介護基盤の強化を推進します。

また、令和5年3月に厚生労働省が改定した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待防止マニュアル）」をもとに、高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応に向け、関係各機関等の連携協力体制を整備します。

その他、防災・防犯対策、感染症対策、避難支援体制の整備を推進し、高齢者が安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

### 3 自立した地域生活を支える体制の整備

住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、それぞれのニーズに即した生活支援サービスを受けることができる環境が必要です。

支援の入口となる相談機能の充実を図るため、地域包括支援センターを中核とした身近な地域における総合的な相談支援体制の充実を図り、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる体制整備を進めます。

### 4 介護サービスの充実

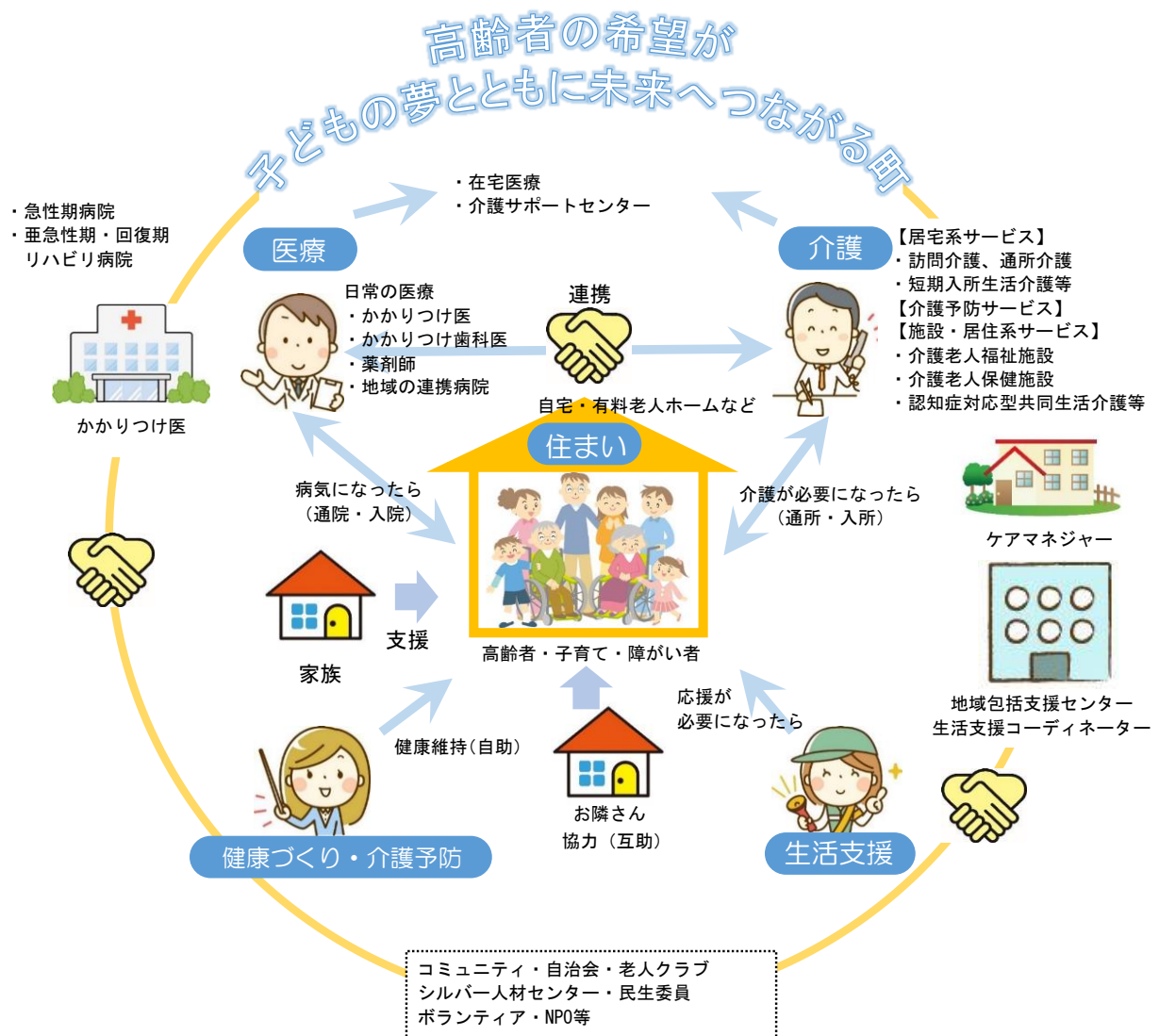
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者のニーズに対応することのできる介護サービス基盤の整備を推進し、必要な介護サービスの確保と質の向上、利用者支援を図ります。

また、高齢者介護を支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上に向けた環境づくりを推進していきます。

### (3) 地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組みのことです。本計画においては、引き続き当町の地域資源や人材を活かしつつ、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進める中で、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

#### ■地域包括ケアシステムのイメージ



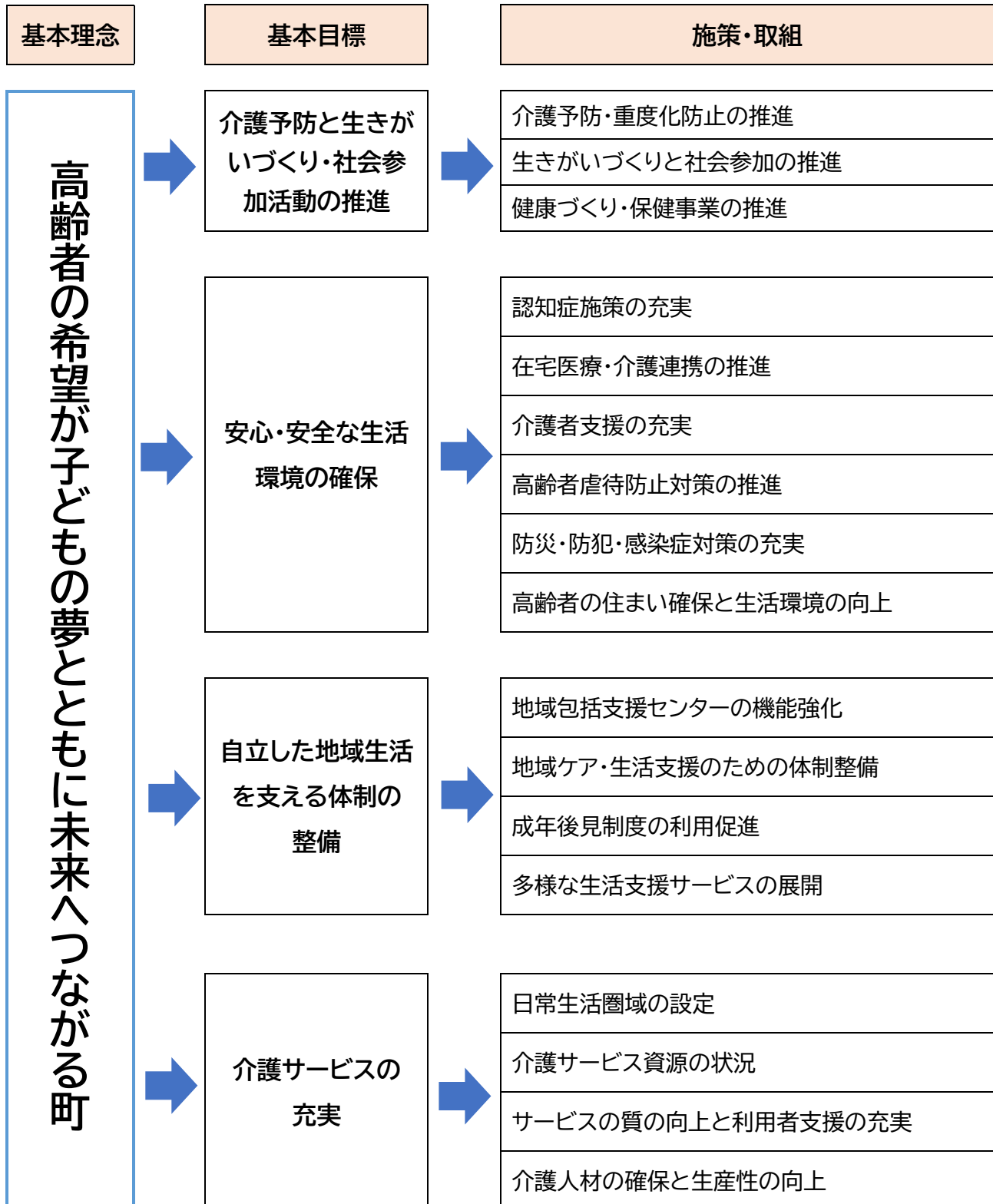
■地域共生社会の姿



厚生労働省『地域共生社会のポータルサイト』より

## 2 計画の体系

基本理念及び基本目標に基づく、本計画の体系は次のとおりです。



## 第4章 施策の展開

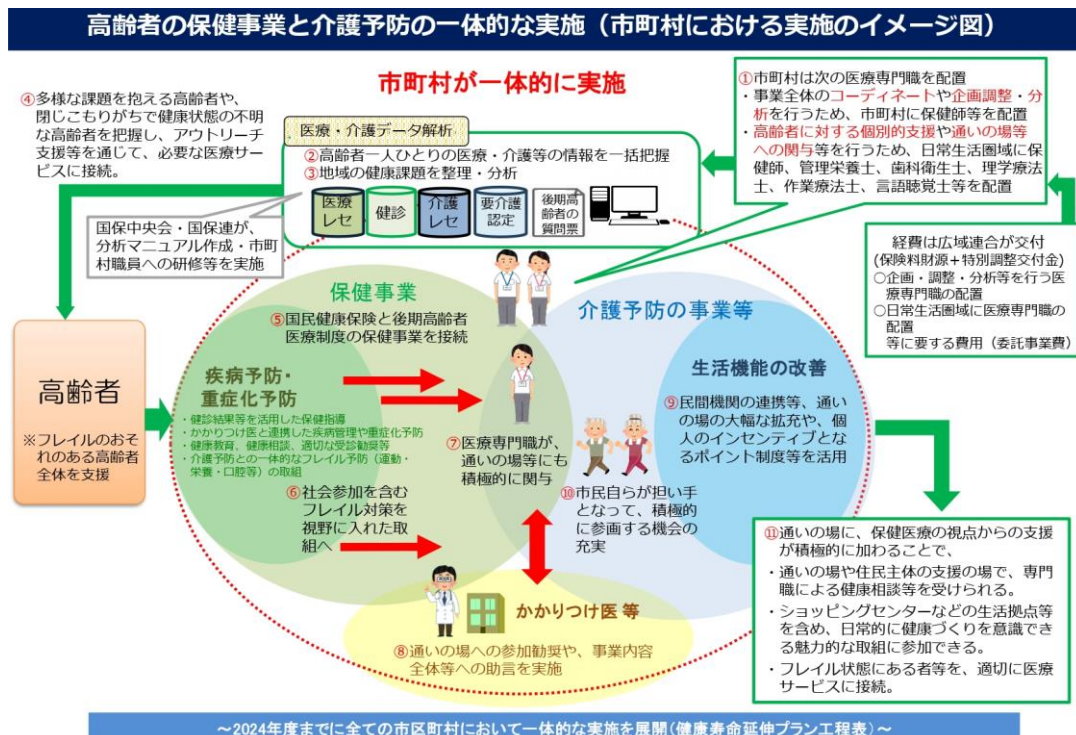
### 1 介護予防と生きがいづくり・社会参加活動の推進

心身の健康はもとより、精神的に豊かな生活を送るためには、人との交流を図り、社会的活動等に積極的に参加していくことが重要です。生きがいがあり、活動的な生活を過ごすことは、認知症や寝たきりなど、介護予防にもつながります。

高齢者が地域で元気に暮らせるよう、外出・交流機会の創設、高齢者が気軽に集まり活動できる場の提供など、高齢者の生きがいづくり、介護予防事業を推進します。

高齢者の疾病予防と生活機能維持によりできる限り健やかに過ごせるよう、国民健康保険、後期高齢者医療、保健、介護保険担当課が連携して、医療、健診や介護サービス等につながるように、健康状態が不明な高齢者に対して、きめ細かな保健事業と介護予防事業を実施します。

#### ■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



※厚生労働省資料より

## (1) 介護予防・重度化防止の推進

様々な介護予防サービスや各種教室の開催による、介護予防と重度化防止を図るとともに、身近な地域における交流の場づくりや交流機会の充実に努めます。

また、意欲があっても参加に結びつかない方に対する支援を検討するとともに、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を目指します。住民の主体的な取り組みを支援し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現に向けて検討を行います。

### ① いきいき百歳体操

#### 今後の方向

○町内各地区の集会所で行う自主的な体操教室です。年齢や心身の状況等によらず、地域の高齢者が分け隔てなく集まれる場づくりを目指し、老人クラブや行政区が運営主体となる各地区の活動を促進します。

#### ■いきいき百歳体操の実績と見込み

|           | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催箇所数(箇所) | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    |

※令和5年度については12月末時点での見込み。以降の表も同じ

### ② 生きがい事業（ミニデイ）

#### 今後の方向

○老人福祉センターを会場に、月2回サロン活動などを実施します。また、年に数回、バスで移動研修を行います。

### ③ 地区のつどい

#### 今後の方向

○地域住民が運営主体となる各地区のサロン活動です。いきいき百歳体操との連携を図りながら、年齢や心身の状況等によらず、地域の高齢者が分け隔てなく集まれる場づくりに向けた地域の取り組みを促進します。

#### ■地区のつどいの実績と見込み

|           | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催箇所数(箇所) | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    |

### ④ 生きがい活動支援通所事業

#### 今後の方向

○要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、日常動作訓練や調理、給食から趣味活動等を提供します。

### ⑤ 介護予防ケアマネジメント事業

#### 今後の方向

○高齢者の自立支援・重度化防止のために、適切なケアマネジメントを行うと共に、高齢者自らも積極的に社会参加したり、健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援します。

○介護予防サービス事業を利用する要支援認定者や事業対象者に対して、地域包括支援センターがアセスメント（課題・分析）を行いケアプランの作成をします。

○高齢者の心身の状況や生活環境等を踏まえ、本人の選択に基づき、介護予防と生活支援を目的とした適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。

- 要支援認定者：介護支援専門員（ケアマネジャー）が、個々の状態に応じた介護予防ケアプランの作成を行います。
- 認定を受けていない方：必要な介護予防事業に参加できるよう、地域包括支援センターが中心となって支援を行います。

## ⑥ 通所介護相当サービス・訪問介護相当サービス

## 今後の方向

○要支援1・2の介護認定を受けた方、基本チェックリストにより事業対象と判定された方を対象に、介護サービス事業所における通所介護サービス、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士などによる訪問介護サービスを提供します。

- 通所介護サービス：デイサービスに通所し、介護保険事業者からサービスの提供を受けます。
- 訪問介護サービス：ホームヘルパーが自宅等に訪問し生活援助等のサービスを行います

## ■通所介護相当サービスの実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数（人） | 238   | 202   | 200   | 250   | 250   | 250   |

## ■訪問介護相当サービスの実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数（人） | 130   | 127   | 110   | 200   | 200   | 200   |

## ⑦ 短期集中介護予防事業

## 今後の方向

○要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象と判定された方を対象に、地域医療機関のリハビリテーションとの協力により、日常生活動作（ADL・IADL）の維持・向上を図り、要介護区分の悪化を抑制します。

## ■短期集中介護予防事業の実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数（人） | 20    | 25    | 25    | 30    | 30    | 30    |

## (2) 生きがいきくりと社会参加の促進

高齢者が地域で元気に暮らせるよう、孤独を感じている方への就労、スポーツ、文化活動など外出・交流機会の創出、高齢者が気軽に集まり活動できる場の提供など、高齢者の生きがいきくり及び自立した生活の維持を推進します。

### ① 老人クラブ活動の支援

#### 今後の方向

- 老人クラブ活動は、高齢者の生きがいきくりとなる活動であるとともに、奉仕活動を通じて地域への貢献、地域とのつながりの強化に役立っています。
- クラブ数、会員数ともに減少傾向にありますが、老人クラブは、高齢者同士の交流促進や地域福祉の面で欠かせない組織であることから、今後もクラブの運営と活動の支援を図ります。
  - ・新規会員加入の促進  
未加入者へクラブへの加入を働きかけ、新規会員の加入を促進して活動の活性化を図ります。
  - ・活動の情報発信  
クラブ活動の情報を発信し、広く高齢者に活動を紹介します。
  - ・老人クラブ育成事業  
活動の活性化、発展のために活動費助成を継続して実施します。
  - ・新しい生活様式の導入  
今後は、新しい生活様式に従い、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業を推進します。

### ② 生涯学習・趣味活動・運動等の機会の充実

#### 今後の方向

- 生涯学習や趣味活動・運動等は、高齢者の心身の健康づくりに、また生きがいきくりに大きな意味を持っています。何歳になっても学びの場に積極的に参加し、心豊かに暮らせるよう、生涯学習を推進します。
- 公民館活動と連携し、高齢者に学習機会を提供するとともに、創作活動の発表の場として各種作品展等の事業を行います。
- 高齢者が仲間とともに行うラジオ体操、ウォーキングなどを励行し、高齢者の運動習慣づくりを推進するとともに、パークゴルフ大会等を開催します。

### (3) 健康づくり・保健事業の推進

高齢になるにつれ、複数の慢性疾患への罹患やフレイルなど、高齢者が抱える問題は多くなります。健康状態や生活状態が悪化してから発見され対応することになる方も多く見られますが、高齢者になる前のより若い年代から健康づくりの知識を持ち、実践に取り組む人を増やすことで、将来の要介護者を減らすことができます。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、各ライフステージに応じた健康づくりの施策を展開するとともに、高齢期においても、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、町の介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び保健事業の連携を一層強化し、協働することを目指します。

#### ① 健康診査・各種健診等

##### 今後の方向

- 生活習慣病が高齢者介護の一因となっていることなどから、高齢者の健康を守るため、疾病の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を目的とした健診・検診を推進します。
- 受診率の向上のため、健診の意義についての周知や健診が受診しやすくなるように工夫をしていく必要があります。

#### ◆ 高齢者が対象となる健診・検診等 ◆

| 事業      | 内容                                                                                                                            |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康診査    | <b>特定健康診査</b><br>生活習慣病の大きな原因となっているメタボリックシンドローム対策を主眼に、国民健康保険事業として、40歳以上75歳未満の被保険者の方を対象にした特定健康診査を実施します。また、健診結果を活用し、特定保健指導を行います。 |
|         | <b>後期高齢者健康診査</b><br>後期高齢者医療制度に加入する75歳以上（または一定の障害を持つ65歳以上）の高齢者に対する健康診査を実施します。                                                  |
|         | <b>人間ドック</b><br>35歳以上の住民を対象に人間ドックに係る費用の助成を実施します。                                                                              |
|         | <b>脳ドック</b><br>35歳以上の住民を対象に脳ドックに係る費用の1/2の助成を実施します。                                                                            |
| 各種検診    | 各種がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮がん）、結核検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科検診等を実施します。                                                     |
| 高齢者予防接種 | 高齢者のインフルエンザ予防接種、新型コロナ予防接種及び肺炎球菌予防接種事業を実施します。                                                                                  |

## ② 健康教室・相談事業等

## 今後の方向

- 町民の健康維持を目指し、健康増進法により実施している事業について、関係機関との連携により事業の実施体制の強化を図ります。
- 健康診査の結果を活用し、健康づくり教室や保健指導の実施に努めます。
- 健康相談については、集会所等での健康相談の実施のほか、老人クラブ等の集まりなどを活用した個別の健康相談の実施に努めます。さらに、こころのケアを必要としている方に対し、精神的不調の軽減を図るため臨床心理士による心の相談会の実施に努めます。

## ◆ 高齢者が対象となる保健事業 ◆

| 事業      | 内容                                             |
|---------|------------------------------------------------|
| 健康づくり教室 | 生活習慣病予防に着目した正しい生活習慣が身につくよう教室の充実を図ります。          |
| 訪問指導    | 健康診査等による事後指導の必要な方などに対し、保健師等が家庭を訪問し、保健指導を行います。  |
| 健康相談    | 集会所等において、保健師による健康相談を実施します。                     |
| 心の相談会   | こころのケアを必要としている方に対し、臨床心理士等との連携により、心の健康相談を実施します。 |

## ③ 高齢者保健事業と介護予防事業の一体的取り組み

## 今後の方向

○後期高齢者等を対象とした保健事業と介護予防事業を一体的に取り組み、ハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチに2つの観点から事業に取り組み、健康づくりや介護予防に対するリテラシー※の向上を図ると共に、健康寿命の改善を目標とします。

リテラシー：特定の分野に関する知識や活用する能力。

## ◆ 後期高齢者が対象となる保健事業 ◆

| 事業            | 内容                                                                    |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ハイリスクアプローチ    | KDBシステム※により抽出された「低栄養」「重症化予防」「健康状態不明者」「口腔機能」などについて、個別に保健師等が訪問指導等を行います。 |
| ポピュレーションアプローチ | 町内で開催されている地区の集いを活用し、健康づくりや介護予防に関する講座を開催し、リテラシーの向上を図ります。               |

KDBシステム：国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

## 2 安心・安全な生活環境の確保

高齢化の進展による、認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や老々介護世帯の増加、また、高齢の親（80代）と中高年層（50代）の子どもとの生活の中で生じる介護や経済的な問題である、いわゆる「8050問題」など、日常生活を送るための支援が必要な人や家庭は今後も増え続ける可能性があります。また、近年多発している大規模自然災害や、高齢者を狙った特殊詐欺が増加しているなど、地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域における日常的な見守りや支え合い体制を充実する必要性は非常に高いといえます。

福祉サービスの充実に加え、在宅での生活を継続していくための支援のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった施設を含む高齢者の住まいの把握に努めます。また、高齢者への虐待防止推進や、防災・防犯・感染症等の対策を整備し、本町に住む全ての高齢者が安心して暮らし続けられる安全なまちづくりに努めます。

### （1）認知症施策の充実

認知症の人やその家族が、地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。そのためには、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を進めていく必要があります。

行政による普及啓発の取組だけではなく、地域で暮らす認知症の方とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していくことが大切です。

認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症当事者やその家族の意見、視点を踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。

本町では、「認知症基本法」、「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症施策の推進を図ります。

#### ■認知症施策推進大綱の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発

## ① 普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた、認知症に関する理解促進や相談機関の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組みます。また、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、「通いの場」における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

## ◆ 認知症サポーター養成講座

## 今後の方向

○認知症の正しい理解や、認知症の方に対する接し方を身に付ける認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族を見守り・支援する地域づくりを推進します。若い年代のサポーターを養成するため、小中学校への出前講座を実施します。

## ■認知症サポーター養成講座の実績と実施見込み

|               | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 講座実施回数<br>(回) | 0     | 0     | 1     | 3     | 3     | 3     |
| 参加者数(人)       | 0     | 0     | 16    | 90    | 90    | 90    |

※令和3年度及び4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし。

## ② 予防（早期発見・早期対応）

認知症の予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対しては、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携の強化を推進します。

## ◆ 認知症ケアパス等の普及

## 今後の方向

○地域住民を対象に、認知症に対する理解や知識を普及するため、講演会やシンポジウムを実施します。認知症の発症から進行状況に合わせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいかが分かる、本町が独自に作成した認知症ケアパス（パンフレット）の普及をはじめ、認知症に関する知識の普及啓発を図ります。

## ◆ 認知症初期集中支援チームの活用

## 今後の方向

○専門職で構成する認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置し、認知症専門医（福島県立医科大学からの医師派遣）による指導のもと、本人や家族を訪問し、必要な医療や介護サービスの利用等に至るまでのサポートを行います。認知症の人やその不安のある人に対しては、かかりつけ医との連携のもと、早期に集中的（概ね6か月）な支援を行います。

## ◆ 認知症地域支援推進員の配置

## 今後の方向

○地域の関係機関の調整役としての連携支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務を専任で行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置します。

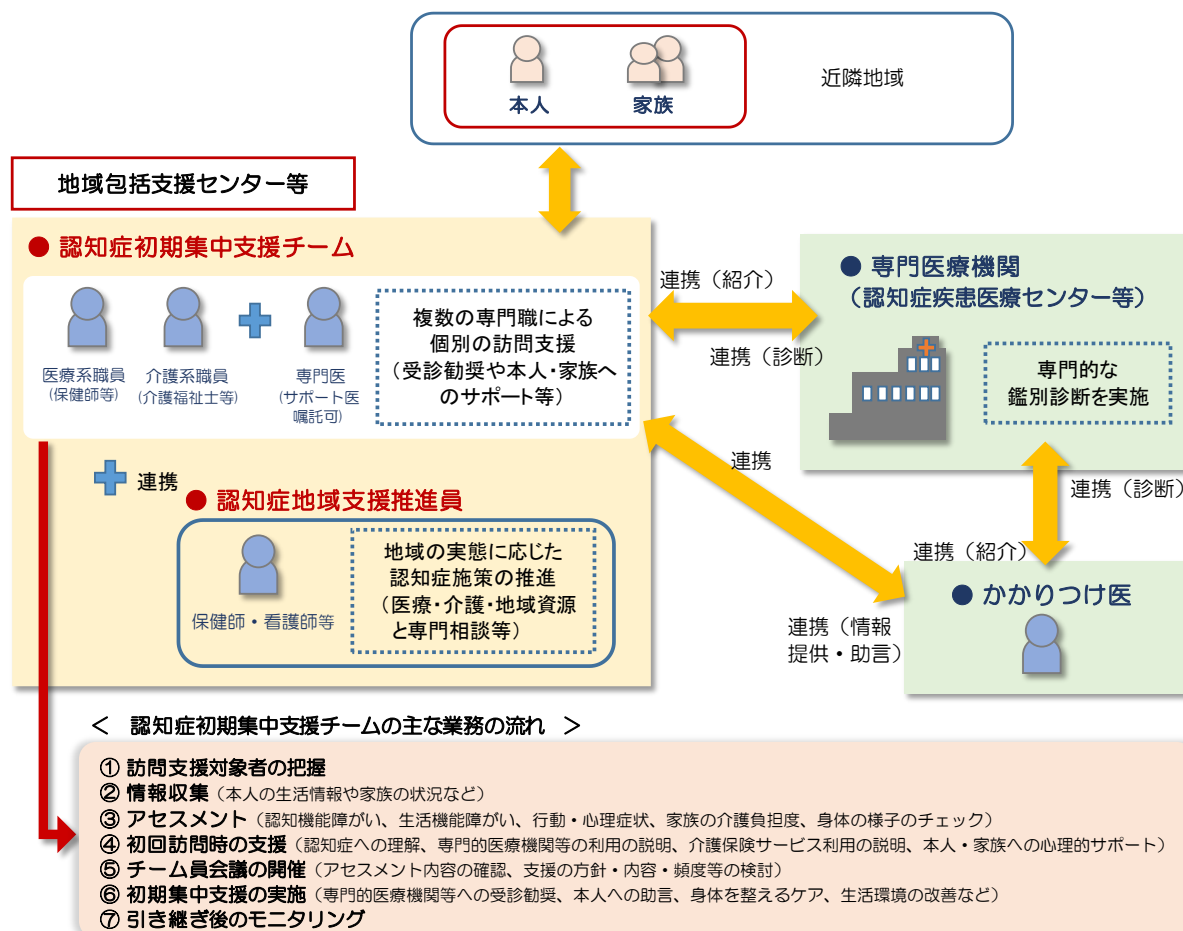
## ■ 認知症初期集中支援チームの実績と見込み

|          | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 配置箇所（箇所） | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

## ■ 認知症地域支援推進員の実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 配置人数（人） | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

## ■認知症施策の推進体制のイメージ図



### ③ 介護サービス・ヤングケアラーを含む家族介護者への支援

認知症の人やその家族が、地域で自分らしく過ごすためには、認知症になることを自然なこととして受けとめられる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発、また早期からの予防に取り組むために、早期に医療につながる必要があります。また、認知症の方や家族にとって受診しやすい医療体制の整備も必要です。早期診断・早期対応のため、福祉・介護分野との支援体制の充実・強化・連携を図っていきます。また、認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、家族など介護者（高齢介護者やヤングケアラー）の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

## ◆ 認知症に対応した介護サービスの提供

### 今後の方向

○認知症の状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を進めます。

## ◆ 介護者等への支援

### 今後の方向

○認知症介護者の負担軽減を目的に、認知症の方及びその介護者が集う「認知症カフェ」の活用に取り組み、家族教室や家族同士のピアサポート活動等を推進します。また、ヤングケアラー（大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども）についての実態把握と普及啓発をすすめ、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が連携することで早期発見、こどもらしい生活を送れることに着目した家族全体への適切な支援へつながられる体制の構築を図ります。

## ◆ 認知症カフェ

### 今後の方向

○お茶を飲みながら、認知症の方やそのご家族同士の交流、あるいは地域の方々と楽しく交流したり、認知症に関する情報や知識、制度などを学んだりできる場を提供します。

○交流を通じ、当事者の心理的な不安の軽減や認知症への地域の理解の促進を図るとともに、専門知識を持ったケアマネジャー等が参加することにより、多様な相談への対応を図ります。

### ■認知症カフェの実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催回数（回） | 4     | 4     | 11    | 12    | 12    | 12    |

## ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。

認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制、認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築、成年後見制度の利用促進などの地域における支援体制の整備を推進します。

また、若年性認知症支援コーディネーターの充実等による若年性認知症の人への支援、社会参加活動を促進します。

## ◆ 身元確認用QRコード給付事業

## 今後の方向

- 認知症などの高齢者が徘徊や迷子で行方不明となり、警察などの関係機関で保護されたときに、早急にご家族や支援者などに安否を連絡できる「身元確認専用QRコード」を給付します。

## ◆ 成年後見制度利用支援事業

## 今後の方向

- 親族等がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の充実を図るため、成年後見制度に係る審判制度請求の手続き及びその負担に関する支援を行います。  
利用の対象となる高齢者は増加が見込まれることから、尊厳や財産が損なわれることのないよう、成年後見制度の周知と利用支援に努めます。

- 成年後見制度：認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護(介護施設への入所・退所)についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度

### ◆ 日常生活自立支援事業

#### 今後の方向

- 認知症などにより判断能力が十分でない高齢者に対し、福祉サービスに関する情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払いなど、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援します。
- 事業の周知を図るとともに、実施主体である社会福祉協議会との連携のもと、日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）を図ります。

### ◆ 認知症見守りGPS購入等助成事業

#### 今後の方向

- 徘徊高齢者等の事故を未然に防止し、安全を確保するため、位置情報探査システム（GPS）を活用した徘徊探知機の利用に関する初期費用を助成することにより、その家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図り、安心して介護ができる環境の整備を図ります。

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

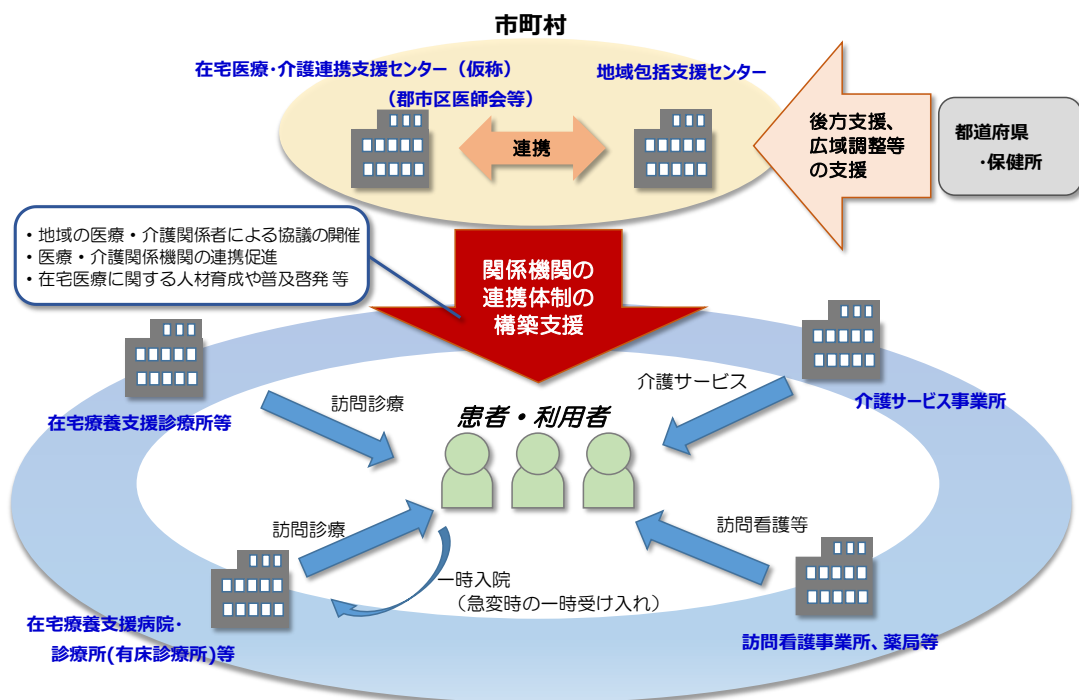
高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・福祉が連携した支援体制が必要です。

今後もますます増加が想定される高齢者が、自分らしく暮らしていくためには、引き続き関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組による、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため、本町においてあるべき在宅医療・介護提供体制を共有し、関係者の連携体制や対応を図り、サービスの供給体制を整備していくことで、地域の目指す理想像である「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築」を進め、在宅療養体制の充実に努めていきます。

また、ICTの活用や地域ケア会議の推進等を行い、多職種間の情報共有を進め、引き続き医療と介護の密接な連携を推進します。

また、在宅で看取りを迎えるために必要な社会資源について、医療や介護の専門職だけでなく住民にも聞き取りを行ってニーズを把握するとともに、自分が望む自分らしい最期について考える機会を含めた在宅医療・介護連携の普及啓発に取り組んでいきます。

### ■在宅医療・介護連携のイメージ図



## ① 広域連携の推進

### 今後の方向

- 在宅医療・介護サービスについては、町内だけでなく広域的な視点で提供体制を整備していくことが重要であるため、相双保健福祉事務所主導による相双医療圏（広野町、相馬市、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の「相双地域医療調整会議」や郡医師会との協議などに加わっています。今後も、相双医療圏の構成市町村との間で地域の在宅医療・介護連携に関係する情報共有・連携を図るとともに、広域連携が必要な事項については協議していきます。
- 相双医療圏において、病院とケアマネジャーが連携し、病院から退院後に切れ目なく介護サービスを受けられるようにする仕組みである「相双医療圏退院調整ルール」の推進を図ります。

## ② 医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進

### 今後の方向

- 地域の医療・介護の社会資源の把握に努めるとともに、医療・介護関係者のつながりの強化と具体的な取り組みに関する検討・協議などをはたらきかけ、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。また、医療・介護関係者の情報共有を支援するため、情報共有ツールの活用などについても検討していきます。
- 医療・介護関係者間の連携・協力の円滑化を図るため、互いの分野の幅広い知識を身につけられるよう、地域の医療・介護関係者を対象に在宅医療や介護の内容に関する研修機会等についても検討していきます。

## ③ 地域住民への普及啓発と相談対応

### 今後の方向

- 周知・広報の手法及び情報発信ツールなどの見直しを図りながら、在宅医療と介護の連携に関する普及・啓発に努め、地域住民の理解の促進を図ります。  
また、地域において、住民の相談対応のみならず、医療・介護関係機関の紹介や利用調整を担うことのできる相談窓口の設置について検討していきます。

#### ④ 地域リハビリテーションサービス提供体制の構築

##### 今後の方向

- 本人とその家族が住み慣れた地域社会の中で、安心して自らの望む自立した日常生活を送ることができるよう、本人に対し、予防、急性期、回復期、生活期の各段階において、町・地域リハビリテーション推進員、医師・歯科医師・看護師・理学療法士・ケアマネジャーなど多職種が連携して、切れ目のないリハビリテーションを提供することを目指します。

#### ⑤ エンディングノート配布事業

##### 今後の方向

- 「誰でも」「いつでも」、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが大切です。
- 高齢者が最期までその人らしい人生を送ることができるよう、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取り等についてエンディングノートの配布・活用を通じ、老後や介護についての意思決定を支援します。

### (3) 介護者支援の充実

介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあります。制度の創設とその後の介護サービスの充実により、家族の負担は軽減された面もありますが、介護サービスを利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有しています。

介護を必要とする高齢者だけではなく、家族介護者を含めて支援できるように、ニーズを把握しながら、必要な支援を検討しサービスの実施や充実に努めます。

#### ① ねたきり高齢者等介護者手当の支給事業

##### 今後の方向

○在宅のまま2ヶ月以上寝たきりの方を介護する家族等に対し、介護手当の支給を行います。

#### ② 家族介護者交流事業

##### 今後の方向

○家族介護者の心身のリフレッシュや介護者相互の交流を図るため、交流会や宿泊・日帰り旅行、施設見学等を行います。

## （４）高齢者虐待防止の対策の推進

高齢者人口の増加に伴い、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 17 年に施行されていますが、養護者、養介護施設従事者による高齢者虐待は全国的に増加の傾向が見られます。

高齢者虐待を防止し、また発生した際に適切な対応を行うため、高齢者とその家族を孤立させず、見守りや助言により虐待になる前の対応、虐待が発生した際の適切な事実確認や情報収集による対応などが求められます。

### ① 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

#### 今後の方向

- 高齢者虐待の防止や早期発見のため、広報などを通じて相談窓口の周知を行い、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行います。
- 対応マニュアルを作成するとともに、定期的に研修会を開催し、市町村や地域包括支援センター職員、介護従事者の迅速かつ適切な対応力向上を目指していきます。
- 早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援などを図るためのネットワークを構築し、多職種に連携を図りながら支援していきます。

### ② 養護者による高齢者虐待への対応強化

#### 今後の方向

- 虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言などを行い、発生した虐待の要因などを分析し、再発防止へ繋げていきます。
- また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の把握に努め、権利侵害防止に取り組んでいきます。

### ③ 養介護施設従事者による高齢者虐待への対応強化

#### 今後の方向

- 養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。紹介後施設での虐待は不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあることを認識し、養介護施設・事業所の実態を把握するとともに、早期に発見できるように関係機関とのネットワークの構築、連携強化を図ります。

## (5) 防災・防犯・感染症対策の充実

介護サービスは、大規模災害の発生や感染症の流行下等においても必要不可欠なものであり、日頃から有事の際に備え、多岐にわたる関係機関等との連携を緊密にしておくことが重要になります。近年の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを踏まえ、さらなる体制整備・強化が求められています。

### ① 防災・災害時支援体制の充実

#### 今後の方向

- 災害に対する備えとしては、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料そのほかの物資の備蓄・調達状況を確認、把握しておくことが極めて重要となります。
- 町では「広野町地域防災計画」に基づき、防災対策、災害時における応急対策や支援体制の構築を推進しています。
- 災害時に支援が必要な方への連絡体制や避難支援体制づくりとして、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における迅速な支援に向け、名簿提供の本人同意を得るために制度の周知に努めるとともに、行政区長や民生委員、社会福祉協議会などの避難支援等関係者との連携を図り、避難行動要支援者の情報共有や個別支援計画の作成を進めていきます。

### ② 交通安全対策と交通環境の整備

#### 今後の方向

- 高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、高齢者の交通安全教室等を継続的に実施し、交通安全意識の向上を図ります。

### ③ 消費者被害の防止

#### 今後の方向

- 訪問販売や電話による勧誘販売、振り込め詐欺等の特殊詐欺などによる消費者被害を未然に防ぐため、広報誌や町ホームページなどで情報提供や注意喚起を図ります。相談や被害の報告があった場合には、消費生活センターや警察等と連携して適切に対応します。

## ④ 感染症対策の推進

## 今後の方向

- 感染症に対する備えとしては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染症拡大防止策の周知徹底、感染症予防等に係る物資の事前備蓄、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等を行うことが極めて重要となります。
  - 「広野町新型インフルエンザ等対策行動計画」や「広野町地域防災計画」との調和に配慮しつつ、介護事業所等と連携して感染症対策の周知啓発を実施します。
  - 介護事業所等の感染症発生時におけるサービス提供体制や対応計画を定期的に確認するとともに、感染症に係る研修会等を実施し、職員や関係者の感染症に対する理解や知見を深めていきます。
- また、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備や、介護事業所等において感染症対策に必要な消毒液等の物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

## (6) 高齢者の住まいの確保と生活環境の向上

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体状況に適した「住まい」の確保や、施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

「住まい」は生活の基盤ですが、高齢者の家族構成、経済状況、健康状態など、様々な状況が存在し、「在宅」か「施設」かといった考え方だけでなく、個々の状況やニーズに沿った選択が可能となるよう、多様な「住まい」を確保することが重要です。そして、他の施策とも連携した住まいと生活支援の一体的な実施が求められています。

高齢者の多様なニーズに対応するため、今後も情報提供や体制づくり、必要に応じて住宅政策を所管する部局と連携し、居住環境の充実と多様な住まいの確保に努めていきます。

## ① 福祉用具・住宅改修支援事業

## 今後の方向

- 介護支援専門員によるケアプラン作成が行われていない要支援・要介護認定者が住宅改修費の給付を受ける際、介護支援専門員等による理由書作成業務で発生する手数料を支給します。
- 今後も、必要に応じてケアマネジャーもしくは地域包括支援センター職員が適切に対応します。

## ② 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の確保

### 今後の方向

○本町に該当施設はありませんが、多様な住まいを確保する観点から事業者の参入促進について検討するとともに、県や近隣市町村、近隣各施設との定員数や入居者数、入居者の要介護度など様々な情報の共有や住民の利用ニーズの把握に努めます。

有料老人ホーム：入居した高齢者に、入浴や食事の提供など、日常生活に必要な支援を行う施設。

サービス付き高齢者向け住宅：「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

## ③ 軽費老人ホーム・ケアハウス

### 今後の方向

○本町に施設はありませんが、住民ニーズの把握、情報提供に努め、必要な方への利用支援を図ります。

軽費老人ホーム・ケアハウス：身寄りが無い、あるいは、家庭環境や住宅事情等で家族との同居が困難など、家族による援助を受けることができない高齢者が無料または低額な料金で入所し、食事や日常生活上のサポートやサービスなど、安心して暮らせるように支援を受けられる施設。

## ④ 養護老人ホーム入所措置事業

### 今後の方向

○身寄りのない生活困窮高齢者や家庭での虐待被害高齢者を保護し、健全な生活が送れるよう入所措置を行います。本町には該当する施設はなく、他市町村の施設に入所している状況です。

○今後も、事業の対象となる高齢者個別の生活実態を踏まえ、必要に応じて入所の判断を行います。

## ⑤ 移動交通環境の充実

## 今後の方向

- 高齢者のみならず、すべての町民が安心して快適に移動できるまちづくりに向け、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化に取り組んでいきます。
- 外出が困難な高齢者の通院支援として外出支援サービスを実施するほか、高齢者の免許返納の促進と、それに伴う代替交通手段の確保について検討していきます。
- 民間交通事業者も含め、町内の移動資源を有効に活用し、町民の生活を支えるインフラとして、本町の実情に見合った持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築を目指します。
- 令和5年7月から開始したデマンド型交通※の利用促進に向け、町のホームページや広報誌での広い周知に努めます。

デマンド型交通：利用者のニーズに応じて柔軟に運行する公共交通システムのこと。一般的なバスが決まったルートを巡回し、利用者をバス停で乗降させるのに対し、デマンド交通は利用者から予約があった時に運行し、さまざまな場所で乗降できるのが特徴。令和6年3月現在、広野町では祝日を除く月・水・金曜日は町民バス、火・木曜日はデマンド交通を運行。

### 3 自立した地域生活を支える体制の整備

今後も高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加は大きな問題となっています。高齢者が可能な限り安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスや介護保険サービス等の情報を適切に提供していくとともに、複合的な課題にも対応できる相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、当町の地域資源や人材を活かしつつ、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進め、地域共生社会の実現を目指します。

#### (1) 地域包括支援センター機能強化

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の専門職により地域の高齢者やその家族等の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての役割を果たしています。当町では1か所設置しており、介護予防ケアプランの作成や総合相談の実施など、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

保健・医療・介護・福祉等の総合相談窓口としての役割を果たしていけるように、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等が連携して、個別課題から地域課題を捉え、地域住民による見守りや支え合いができる地域づくりと地域力の強化に努めます。

また、高齢者やその家族等が身近な地域で気軽に相談ができ、各種保健・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターの事業について評価を行い、地域包括支援センターの円滑な運営と機能強化を図っていきます。



## ◆ 地域包括支援センターの主な業務 ◆

## 1 総合相談支援業務

○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民からの様々な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度やサービスにつなぐための調整・支援を行います。  
関係機関のネットワークを活かし、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

- ◆相談・苦情等の受付
- ◆サービスの情報提供等の初期相談対応
- ◆地域の高齢者の実態把握
- ◆地域の関係者とのネットワーク構築
- ◆支援方針に基づいた必要なサービス等の利用へのつなぎ機能の発揮

## 2 権利擁護業務

○虐待や消費者被害などの権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者に対して、その予防や対応を専門的に行います。  
相談や報告を受けた虐待事例などについては、事実確認を行い、関係機関と協力して保護や権利擁護の対応を行います。

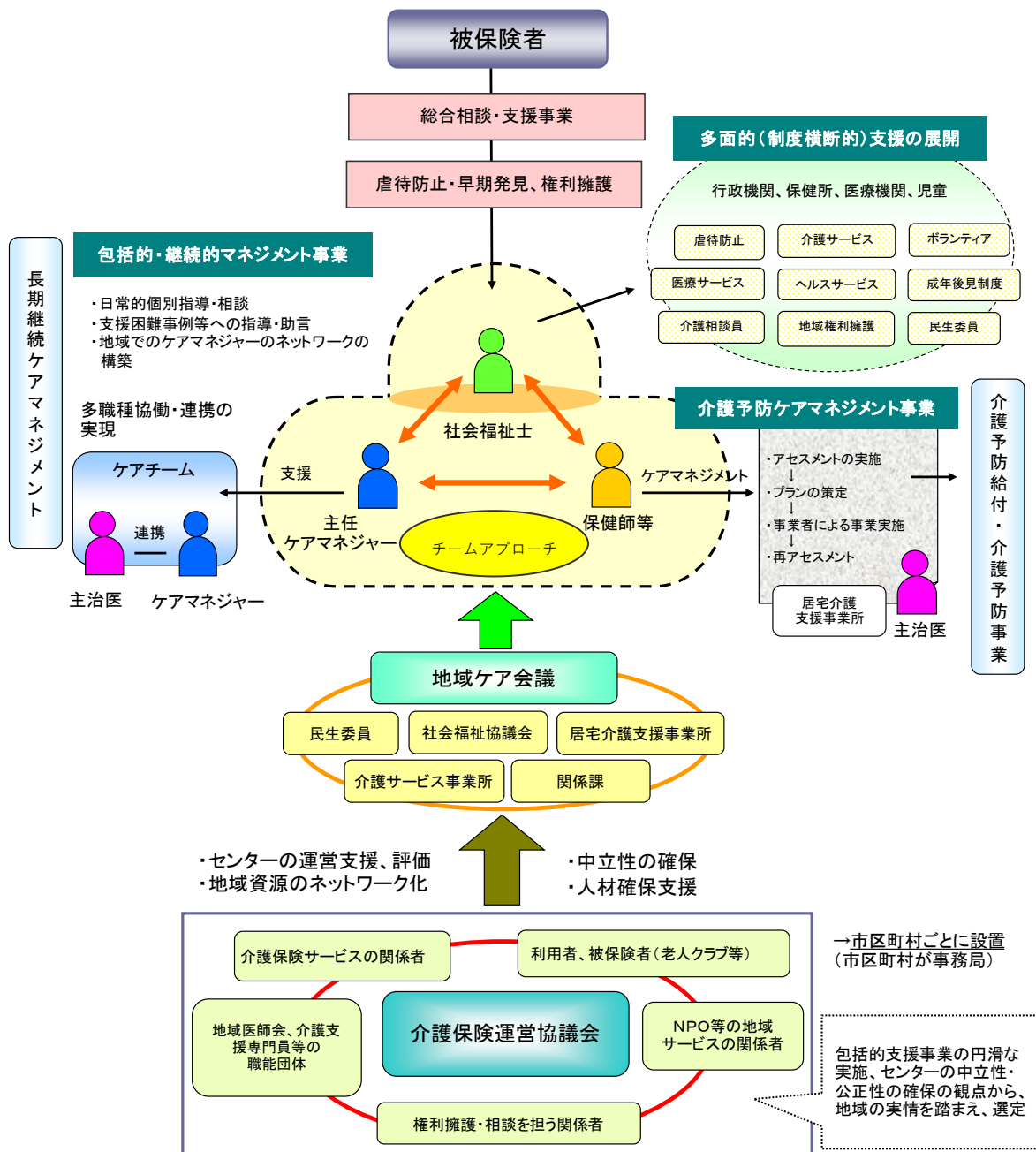
- ◆虐待事例や消費者被害などの相談対応・支援
- ◆高齢者の虐待等の事例の早期発見
- ◆高齢者等を救うための地域の関係者によるネットワークの構築

## 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

○地域包括支援センターのケアマネジャーを中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。  
地域の関係機関と連携を図り、主治医・ケアマネジャーとの協働やケアマネジメントの後方支援を行います。

- ◆ケアマネジャーの日常的個別相談・指導
- ◆支援困難事例への指導・助言
- ◆地域のケアマネジャーのネットワーク構築
- ◆長期継続ケア（医療を含めた多職種連携）

■地域包括支援センターの体制と機能



## (2) 地域ケア・生活支援のための体制整備

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加している中、行政が中心となり生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を地域で支え合える地域づくりのため、生活支援サービスの体制を整備していく必要があります。

本計画期間においても、一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるために、生活支援コーディネーターを中心にボランティア、NPO、民間企業等や自治会、老人クラブ、地域活動団体などとの協働によりサービスの充実・強化を図ります。

### ① 地域ケア会議の推進

#### 今後の方向

- 地域包括ケアシステムの構築を進めるために、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていきます。
- 当町の実情に合ったより良いケア体制を強化していくため、介護や医療の関係機関と連携し、情報を共有しながら包括ケアの推進を図ります。

#### ■地域ケア会議の実績と見込み

|                | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 個別ケース会議<br>(回) | 1     | 1     | 0     | 3     | 3     | 3     |
| 保健福祉定例会<br>(回) | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |

### ■地域ケア会議の機能

| 機能               | 内容                                                                                  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ①個別課題の解決         | ・多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能 |
| ②地域包括支援ネットワークの構築 | ・高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する機能                           |
| ③地域課題の発見         | ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能                                         |
| ④地域づくり・資源開発      | ・インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能                                         |
| ⑤政策の形成           | ・地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能                                                    |

## ② 生活支援体制整備事業

### 今後の方向

- 多様なサービスが利用できる地域づくりに向け、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発、ネットワークづくりなどを専任で行う職員（生活支援コーディネーター）を地域包括支援センターに配置しています。
- 行政及び生活支援コーディネーターが中心となり、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア、地域住民等）による高齢者と地域のつながりづくりを進めていきます。
- 今後も高齢者やその家族の生活支援ニーズの把握と地域資源の活用により、生活支援体制整備を推進します。
- 元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めるため、就労的活動など多様な社会参加の支援に重点を置いた「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の設置を検討していきます。

### ③ 見守り・安否確認体制の充実

#### 今後の方向

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員による訪問声かけ活動を中心とした高齢者の見守り・安否確認体制の充実を図ります。
- 町内で活動をされている団体・法人等の方々にご協力をいただき、「広野町まると応援隊ネットワーク」を構築し、日々の見守り体制の強化を図ります。

### ④ 生活支援相談員事業

#### 今後の方向

- 町内及び町外居住者に対する訪問活動、町内集会所におけるサロン活動を実施します。

### ⑤ 老人福祉センターの運営

#### 今後の方向

- 社会福祉協議会への委託により老人福祉センターを運営し、高齢者からのさまざまな相談に対応し、必要に応じて支援の要請やサービスの利用などにつなげます。
- 高齢者からの相談対応、高齢者の健康の増進、知識の向上及びレクリエーションの機会を提供する老人福祉センターの管理運営を行います。

### （３）成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などの、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を支援する制度です。

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の増加が予想されるため、成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の普及が図られるように、成年後見制度普及啓発のための取組を推進します。

#### 今後の方向

- 本人や家族、地域住民や地域医療・福祉の関係者に制度を周知するため、制度内容の周知や研修会や講演会等を開催するとともに、相談窓口を明確化することで、相談しやすい環境を整備します。
- 家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、制度の広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する各事業を推進していきます。
- 町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関の開設を目指します。

### （４）多様な生活支援サービスの展開

高齢者の増加により、日常生活を送るうえで、「あると助かること」や「ちょっとしたこと」のような細かな生活支援へのニーズが高まっています。増加しているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯といった高齢者のみの世帯の生活を支える視点からも、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支援する生活支援のサービス体制を充実させる必要があります。今後も安心・快適な日常生活を実現するため、必要な支援を検討し、多様な生活支援サービスの実施、充実を図ります。

## ① 緊急通報装置貸与事業（日常生活用具給付事業）

## 今後の方向

- 高齢者世帯を対象に定期的な安否確認と緊急時の連絡体制を確保するため、一人暮らし高齢者などの住居に緊急通報装置を設置し、急病や事故などの緊急時に、消防署に通報することにより速やかな救援を行います。
- 事業の周知を図るとともに、民生委員と協力しながら対象者の把握に努め、必要な方への緊急通報システムの貸与と設置を推進します。

## ■緊急通報装置貸与事業（日常生活用具給付事業）の実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 設置台数（台） | 43    | 40    | 34    | 45    | 45    | 45    |

## ② マゴコロボタン貸与事業（日常生活用具給付事業）

## 今後の方向

- 高齢者世帯を対象に安否確認の体制を確保するため、希望する75歳以上の一人暮らし高齢者にマゴコロボタンを貸与し、ボタンの押下状況を町が確認及び管理することで見守りの体制を強化します。
- 高齢者の在宅福祉サービスの向上に資するため、社会福祉協議会の軽度生活援助サービスとの連携も行います。

## ■マゴコロボタン貸与事業（日常生活用具給付事業）の実績と見込み

|         | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 設置台数（台） | -     | -     | 20    | 45    | 45    | 45    |

※令和5年度から開始した新事業のため、令和3年度及び4年度は実績なし。

### ③ 配食サービス事業

#### 今後の方向

- 一人暮らし高齢者等を対象に、ボランティアの協力を得ながら、弁当の配布を週2回程度行います。また、本事業は安否確認の役割も果たしています。
- 事業の周知を図るとともに、民生委員と協力しながら対象者の把握に努め、必要な方へのサービス提供を推進します。

#### ■配食サービス事業の実績と見込み

|          | 実績値   |       |       | 見込み   |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実利用者数（人） | 215   | 191   | 174   | 250   | 250   | 250   |

### ④ 外出支援サービス事業

#### 今後の方向

- 非営利団体やボランティア等との連携により、体制の強化を図ります。
- 要介護認定を受けている方、身体障がい者、障がい児等の医療機関や公共施設等への外出の送迎を行います。
- 今後、事業対象者の拡大に努め、必要な方へのサービス提供を図ります。

### ⑤ 軽度生活援助サービス事業

#### 今後の方向

- 家事等の援助が必要な高齢者を対象に、自立した生活を継続できるよう、外出時の援助（散歩の付き添い）や食事・食材の確保（宅配の手配、買い物）、朗読・代筆、家屋内の整理・整頓等、軽易な日常生活上の援助を行います。
- 今後も事業の周知に努め、必要な方へのサービス提供を図ります。

## ⑥ 自立支援ホームヘルプサービス事業

### 今後の方向

- 家事等の援助が必要な高齢者を対象に、自立した生活を継続できるよう、生活援助中心のヘルパーの派遣事業を行います。
- 今後も事業の周知に努め、必要な方へのサービス提供を図ります。

## ⑦ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

### 今後の方向

- 在宅で寝たきりの高齢者等を対象に、寝具類の洗濯・乾燥・消毒のサービスを行います。
- 今後も事業の周知に努め、必要な方へのサービス提供を図ります。

## ⑧ 救急医療情報キット配布事業

### 今後の方向

- 救命作業を迅速に行うために、65歳以上の高齢者を対象に救急医療情報キットを配布します。

## 4 介護サービスの充実

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営とともに介護保険サービスを安定的に提供するうえで介護人材の確保は重要な課題となっています。

介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、介護現場で働くきっかけとなる仕組み作りや、継続して働くための職場の環境づくり、業務の効率化、職員や介護保険サービス等の質の向上に努めます。

本町では、町民をはじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、町内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

### (1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行い、第9期についても第8期計画と同様、日常生活圏域は町全域で1圏域が望ましいと判断しました。

**広野町の日常生活圏域 ▶ 町全域1圏域**

## (2) 介護サービス資源の状況

令和5年12月現在、本町には居宅介護支援が2事業所、居宅サービスが3事業所、施設サービスが1事業所あります。

### ■町内の介護サービス事業所

| サービス区分                                     | 事業所数  | 施設・居住系サービスの定員 |
|--------------------------------------------|-------|---------------|
| 居宅介護支援（介護予防支援）                             | 2 事業所 | —             |
| 居宅サービス（介護予防サービス）                           | 2 事業所 | —             |
| 訪問介護                                       | 1 事業所 | —             |
| 通所介護                                       | 1 事業所 | —             |
| 短期入所生活介護                                   | 0 事業所 | —             |
| 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）<br>※原則、本町住民だけが利用可 | 0 事業所 | —             |
| 施設サービス                                     | 1 事業所 | —             |
| 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）                      | 1 事業所 | 40            |
| 計                                          | 5 事業所 | 40            |

注）事業所数は複数サービス提供による重複あり。

令和5年12月現在

## (3) サービスの質の向上と利用者支援の充実

介護サービスについて、より地域に根ざしたサービスの提供や質の向上を促進するとともに、サービスを必要とする方の適切な利用につながるよう、利用者の支援に努めます。

### ① 情報提供・相談体制の強化

#### 今後の方向

- 町の広報やホームページをはじめ、社会福祉協議会や老人クラブなどの関係機関・団体等と連携しながら多様な機会を捉え、介護保険制度の周知を図ります。
- 相談や苦情については、県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、町や地域包括支援センターを中心に適切な対応を図ります。

## ② サービスの質の向上に向けた取り組み

### 今後の方向

- 県との連携のもと、適切なサービス選択のための事業者の情報開示を促すとともに、第三者評価の活用やサービス従事者の資質向上の取り組みを支援します。
- 地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための取り組みや連携支援等を行い、介護支援専門員の育成・指導に努めます。

## ③ 利用者負担の軽減

### 今後の方向

- 介護サービスが必要でありながら経済的理由等で利用できないことがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

## ④ サービスへの苦情と事故への対応

### 今後の方向

- 利用者からの不満や苦情に対しては、利用者保護の立場から原因を究明し、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、事業所等との連携を強化し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

## （４）介護人材の確保に向けた取り組みの推進

少子高齢化が進む中、全国的に介護を担う人材の不足が課題となっています。

また、今後も団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、更なる介護人材の不足が見込まれ、人材の確保に向けた取り組みの重要性が高まっています。

### ① 介護人材の「確保」、「定着」、「育成」

#### 今後の方向

- 必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、介護従事者の処遇改善、新規参入やボランティア等の多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善など、人材の「確保」、「定着」、「育成」の視点から総合的な取り組みを推進します。
- 県が実施する施策を周知し、その取り組みなど積極的に参画していきます。

#### ■介護人材の確保に向けた取り組み

|    |                                                            |
|----|------------------------------------------------------------|
| 確保 | 介護の仕事の魅力の発信、元気高齢者や外国人など人材の新規参入の促進、有資格者の掘り起し等の人材の確保         |
| 定着 | 介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援やハラスメント対策など働きやすい環境づくり等事業者を支援 |
| 育成 | 質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援              |

## 第5章 介護保険事業の充実と保険料

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が必要とするサービスを実に受けられるよう、近隣市町村との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

より地域に根ざしたサービスの提供やサービスの質の向上を促進するとともに、制度やサービスの周知、低所得者への配慮などの介護サービスの充実に努めます。

### 1 介護保険事業量の見込み

#### (1) 居宅サービス/介護予防サービス

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

##### <居宅サービスの体系>

###### 通所介護

要介護認定者が日帰りで介護施設に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。

###### 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護・要支援認定者が、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

###### 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護・要支援認定者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

###### 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護・要支援認定者が、老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下で、介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

###### 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要支援者・要介護に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

### 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

要介護・要支援認定者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

### 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護・要支援認定者が、自宅で生活し続けることができるように、手すりの取付けや床段差の解消など、小規模な住宅改修の費用を支給（費用は原則として20万円を上限（同一住宅・同一要介護者1回が限度））するものです。

### 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居している要介護・要支援認定者に対して、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

## ① 訪問介護

### 施策の方向

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。町内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

#### ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |       |       | 計画値   |       |       | 参考値   |       |
|------------------|-----------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |           | 令和3            | 令和4   | 令和5   | 令和6   | 令和7   | 令和8   | 令和12  | 令和22  |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 回数<br>（回） | 485.3          | 368.3 | 500.0 | 482.5 | 482.5 | 450.5 | 515.9 | 459.5 |
|                  | 人数<br>（人） | 34             | 29    | 34    | 37    | 37    | 35    | 40    | 35    |

## ② 訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護

### 施策の方向

重度者の居宅サービスを継続する上では欠かせないサービスであることから、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

#### ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値  |      |      | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|------|------|------|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6  | 令和7  | 令和8  | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 回数<br>(回) |    | 0.0            | 0.1 | 0.0 | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 回数<br>(回) |    | 9              | 9   | 9   | 13.6 | 13.6 | 13.6 | 13.6 | 9    |
|                  | 人数<br>(人) |    | 2              | 2   | 2   | 4    | 4    | 4    | 4    | 2    |

## ③ 訪問看護 / 介護予防訪問看護

### 施策の方向

居宅生活における医療ケアの増加が見込まれることから、医療機関等と連携しながら、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

#### ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |       |       | 計画値   |       |       | 参考値   |       |
|------------------|-----------|----|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4   | 令和5   | 令和6   | 令和7   | 令和8   | 令和12  | 令和22  |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 回数<br>(回) |    | 39.9           | 48.1  | 83.6  | 92.4  | 92.4  | 92.4  | 115.5 | 123.2 |
|                  | 人数<br>(人) |    | 5              | 7     | 11    | 12    | 12    | 12    | 15    | 16    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 回数<br>(回) |    | 205.3          | 227.3 | 274.9 | 287.8 | 287.8 | 278.7 | 287.8 | 262.3 |
|                  | 人数<br>(人) |    | 21             | 22    | 28    | 30    | 30    | 29    | 30    | 27    |

## ④ 訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

## 施策の方向

重度者の居宅での生活を継続するための重要なサービスであることから、医療機関と連携し、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 回数<br>(回) |    | 5.2            | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.0  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 1              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 回数<br>(回) |    | 1.2            | 1.5 | 0.0 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.6  | 3.6  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |

## ⑤ 居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導

## 施策の方向

療養管理の効果、在宅医療の拡充という観点からも、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 人数<br>(人) |    | 1              | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 人数<br>(人) |    | 8              | 10  | 12  | 19  | 18  | 19  | 22   | 21   |

## ⑥ 通所介護

## 施策の方向

利用者も多く、居宅サービスの中心的なサービスです。町内の事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値   |       |       | 参考値   |       |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6   | 令和7   | 令和8   | 令和12  | 令和22  |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 回数<br>(回) |    | 720            | 645 | 672 | 738.0 | 742.9 | 733.8 | 810.2 | 815.0 |
|                  | 人数<br>(人) |    | 66             | 64  | 67  | 74    | 74    | 73    | 81    | 81    |

## ⑦ 通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション

## 施策の方向

生活機能の向上を図る重要なサービスであり、利用希望も多いサービスであることから、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |      |      | 計画値  |      |      | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4  | 令和5  | 令和6  | 令和7  | 令和8  | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 人数<br>(人) |    | 2              | 1    | 0    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 回数<br>(回) |    | 49.3           | 26.4 | 27.6 | 19.8 | 19.8 | 19.8 | 24.9 | 23.1 |
|                  | 人数<br>(人) |    | 8              | 5    | 6    | 5    | 5    | 5    | 6    | 5    |

## ⑧ 短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護

## 施策の方向

介護者支援の視点からも望まれているサービスであり、緊急的な利用も想定されることから、柔軟な対応が取れるサービス提供体制の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |       |       | 計画値   |       |       | 参考値   |       |
|------------------|-----------|----|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4   | 令和5   | 令和6   | 令和7   | 令和8   | 令和12  | 令和22  |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 日数<br>(日) |    | 0.0            | 0.4   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 日数<br>(日) |    | 198.1          | 111.2 | 106.1 | 196.6 | 196.6 | 196.6 | 261.1 | 317.0 |
|                  | 人数<br>(人) |    | 13             | 11    | 13    | 16    | 16    | 16    | 21    | 26    |

## ⑨ 短期入所療養介護（老健・病院） / 介護予防短期入所療養介護（老健・病院）

## 施策の方向

今後も中・重度層の方の利用が見込まれることから、サービス提供の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 日数<br>(日) |    | 0.0            | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.0  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 日数<br>(日) |    | 9.6            | 6.9 | 3.0 | 4.3 | 4.3 | 4.3 | 4.3  | 4.3  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 2              | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |

## ⑩ 福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与

## 施策の方向

要支援・要介護者の居宅生活を継続するためのサービスとして、必要なサービス供給の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>（要支援1・2） | 人数<br>（人） | 42             | 41  | 32  | 33  | 33  | 32  | 38   | 33   |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 人数<br>（人） | 86             | 89  | 104 | 116 | 114 | 110 | 120  | 105  |

## ⑪ 特定福祉用具購入費 / 特定介護予防福祉用具購入費

## 施策の方向

利用者の増加に対応できるよう必要な供給量の確保に努めるとともに、指定販売事業者による良質で適正な福祉用具の提供を図ります。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>（要支援1・2） | 人数<br>（人） | 0              | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 人数<br>（人） | 3              | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2    | 2    |

## ⑫ 住宅改修 / 介護予防住宅改修

## 施策の方向

利用者の意向を踏まえながら適切なサービス供給の確保を図るとともに、適正な改修となるような事前・事後の点検などに取り組みます。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 人数<br>(人) | 1              | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 人数<br>(人) | 1              | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |

## ⑬ 特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護

## 施策の方向

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に伴う利用増に対応できるよう、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

## ■実績値と計画値

| 年度<br>区分         |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>（要支援1・2） | 人数<br>（人） | 1              | 1   | 2   | 1   | 1   | 1   | 0    | 1    |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 人数<br>（人） | 3              | 4   | 10  | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    |

## (2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。

### <地域密着サービスの体系>

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1 日複数回の定期訪問と 24 時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

#### 夜間対応型訪問介護

夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。

#### 地域密着型通所介護

要介護認定者が、デイサービスセンター（利用定員：18 人以下）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を受けるサービスです。

#### 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症であっても日常生活動作において自立している要支援・要介護者認定者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

#### 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

#### 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことであり、入居している認知症要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。

## 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### 施策の方向

医療ニーズの高い利用者への柔軟な対応や家族の介護負担の軽減を図る上で有効なサービスであることから、利用者のニーズを把握しながら事業者の参入促進について検討していきます。

### ② 夜間対応型訪問介護

#### 施策の方向

本サービスは、事業として安定的に運営していくためには一定の人口規模が必要であることから、事業者の参入が想定しにくい面もありますが、利用者のニーズを把握しながら事業者の参入促進について検討していきます。

### ③ 地域密着型通所介護

#### 施策の方向

利用者のニーズが高い中心的なサービスであることから、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

#### ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |      | 計画値  |      |      | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|------|------|------|------|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5  | 令和6  | 令和7  | 令和8  | 令和12 | 令和22 |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 回数<br>（回） | 0.4            | 5.1 | 13.0 | 31.6 | 31.6 | 31.6 | 39.5 | 47.4 |
|                  | 人数<br>（人） | 0              | 1   | 2    | 4    | 4    | 4    | 5    | 6    |

## ④ 認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護

## 施策の方向

認知症高齢者に対する専門的な通所サービスであり、利用者のニーズを把握しながら事業者の参入促進について検討していきます。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 回数<br>(回) |    | 0.0            | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.0  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 回数<br>(回) |    | 0.0            | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.0  |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |

## ⑤ 小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

## 施策の方向

利用者の多様なニーズへ柔軟に対応することができ、在宅生活を多面的に支援するサービスとして非常に有効です。町内に事業所はなく、整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえながら検討していきます。

## ■実績値と計画値

| 区分               |           | 年度 | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           |    | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
|                  | 人数<br>(人) |    | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |

## ⑥ 認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護

## 施策の方向

認知症本人や家族を地域で支える中心的なサービスです。増加する認知症高齢者のニーズに対応する重要なサービスと考えられます。町内に事業所はなく、整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえながら検討していきます。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>(要支援1・2) | 人数<br>(人) | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 人数<br>(人) | 1              | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |

## ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

## 施策の方向

利用者のニーズと、居宅サービスの区分において提供されている同サービスとのバランスを踏まえながら、事業者の参入促進について検討していきます。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 介護給付<br>(要介護1～5) | 人数<br>(人) | 1              | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |

## ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 施策の方向

町内に施設はなく、今後の整備については、利用者のニーズと施設サービスの区分において提供されている同サービスとのバランスを踏まえながら検討していきます。

## ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

## 施策の方向

現在、町内に事業所はなく、サービス利用実績もありません。居宅サービス等に代替サービスがあること、事業者の参入見込みがないことなどを勘案し、当面は現在実施している訪問介護、訪問看護サービスでの対応を図り、状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討します。

## (3) 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用する居宅サービス等の種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

## 居宅介護支援・介護予防支援

要介護・要支援認定者が、介護（予防）サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類及び内容を定めた計画を作成するものです。

また、サービス利用にあたって、サービス提供事業者との連絡調整や要介護者が介護保険施設へ入所を要する場合、施設の紹介も行います。

要介護認定者が対象の居宅介護支援は、ケアマネジャーが行い、要支援認定者が対象の介護予防支援は、地域包括支援センターの担当職員が行います。

## ① 居宅介護支援 ／ 介護予防支援

## 施策の方向

高齢者の増加とともに利用の増加が見込まれることから、適正な居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保と質の向上に努めます。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 予防給付<br>（要支援1・2） | 人数<br>（人） | 41             | 43  | 33  | 36  | 37  | 37  | 41   | 38   |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 人数<br>（人） | 112            | 110 | 129 | 144 | 143 | 139 | 150  | 133  |

## （４）施設サービス

施設介護サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

### <施設サービスの体系>

#### 介護老人福祉施設

常時介護を必要とし、自宅における生活が困難な要介護者が入所する施設です。

入所する要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

#### 介護老人保健施設

病院の入院治療を終え、病状の回復期、安定期にあり、医療ケアが必要で、自宅での療養が困難な要介護者を対象とした施設です。

家庭に復帰することを目的として、機能訓練や介護、看護を行います。

#### 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。

## ① 介護老人福祉施設

## 施策の方向

入所待機者や介護離職の恐れがある家庭の高齢者など、真に入所が必要な方が入所できるよう、入所の適正化を促進するとともに、要介護度の重度化等による入所希望者にも対応できるよう、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 人数<br>（人） | 59             | 51  | 48  | 46  | 46  | 46  | 46   | 46   |

## ② 介護老人保健施設

## 施策の方向

自立支援に向けた当サービスの役割は大きいことから、事業者に対し、早期の在宅復帰を支援する取り組みを促進します。

## ■実績値と計画値

| 区分 \ 年度          |           | 実績値（令和5年度は見込値） |     |     | 計画値 |     |     | 参考値  |      |
|------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                  |           | 令和3            | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和12 | 令和22 |
| 介護給付<br>（要介護1～5） | 人数<br>（人） | 11             | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   | 8    | 8    |

## ③ 介護医療院

## 施策の方向

介護療養型医療施設の廃止による転換先として創設された施設です。  
現状では療養病床からの転換による参入の見通しもないことから、今後の状況を踏まえながらサービス基盤の整備を検討していきます。

## 2 介護保険事業費と保険料

### (1) 第8期介護保険事業費の計画値と実績値

#### ①介護予防給付

介護予防サービス全体（予防給付）の計画値と実績値をみると、令和3年度は計画値の87.5%、令和4年度は84.5%で推移しています。

#### ■介護予防サービスの計画値と実績

|                    | 令和3年度  |        |         | 令和4年度  |        |         | 令和5年度  |        |         |
|--------------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
|                    | 見込値    | 実績値    | 計画対比(%) | 見込値    | 実績値    | 計画対比(%) | 見込値    | 実績値    | 計画対比(%) |
| (1)介護予防サービス        | 11,956 | 10,003 | 83.7    | 12,094 | 9,805  | 81.1    | 12,094 | 9,733  | 80.5    |
| ①介護予防訪問入浴介護        | 0      | 0      | —       | 0      | 11     | —       | 0      | 0      | —       |
| ②介護予防訪問看護          | 2,559  | 1,693  | 66.2    | 2,561  | 1,941  | 75.8    | 2,561  | 3,293  | 128.6   |
| ③介護予防訪問リハビリテーション   | 628    | 195    | —       | 628    | 0      | —       | 628    | 0      | —       |
| ④介護予防居宅療養管理指導      | 423    | 351    | —       | 423    | 84     | —       | 423    | 231    | —       |
| ⑤介護予防通所リハビリテーション   | 1,432  | 1,227  | 85.7    | 1,432  | 558    | 39.0    | 1,432  | 0      | —       |
| ⑥介護予防短期入所生活介護      | 372    | 0      | —       | 372    | 28     | 7.5     | 372    | 0      | —       |
| ⑦介護予防短期入所療養介護(老健)  | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       |
| ⑧介護予防短期入所療養介護(病院等) | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       |
| ⑨介護予防福祉用具貸与        | 3,817  | 4,825  | 126.4   | 3,953  | 5,001  | 126.5   | 3,953  | 3,784  | 95.7    |
| ⑩特定介護予防福祉用具購入費     | 276    | 120    | 43.5    | 276    | 278    | 100.7   | 276    | 0      | —       |
| ⑪介護予防住宅改修費         | 1,444  | 780    | 54.0    | 1,444  | 895    | 62.0    | 1,444  | 0      | —       |
| ⑫介護予防特定施設入居者生活介護   | 1,005  | 813    | 80.9    | 1,005  | 1,010  | 100.5   | 1,005  | 2,425  | 241.3   |
| (2)地域密着型介護予防サービス   | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       |
| ①介護予防認知症対応型通所介護    | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護   | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護  | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       | 0      | 0      | —       |
| (3)介護予防支援          | 2,212  | 2,397  | 108.4   | 2,271  | 2,338  | 103.0   | 2,271  | 1,785  | 78.6    |
| 予防給付費計(2)          | 14,168 | 12,400 | 87.5    | 14,365 | 12,143 | 84.5    | 14,365 | 11,517 | 80.2    |

※令和5年度の実績値は、令和5年9月現在における見込み値

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります

※第8期計画中の実績は、東日本大震災による利用者負担免除分を含んだ値です

## ②介護給付

介護サービス全体の計画値と実績値をみると、令和3年度は計画値の92.7%、令和4年度は80.1%で推移しています。

### ■介護サービスの計画値と実績

|                         | 令和3年度   |         |         | 令和4年度   |         |         | 令和5年度   |         |         |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                         | 見込値     | 実績値     | 計画対比(%) | 見込値     | 実績値     | 計画対比(%) | 見込値     | 実績値     | 計画対比(%) |
| (1)居宅サービス               | 201,282 | 162,667 | 80.8    | 202,070 | 140,626 | 70      | 209,552 | 170,556 | 81.4    |
| ①訪問介護                   | 27,312  | 18,488  | 67.7    | 27,327  | 13,564  | 49.6    | 28,155  | 17,968  | 63.8    |
| ②訪問入浴介護                 | 4,993   | 1,385   | 27.7    | 4,996   | 1,379   | 27.6    | 5,609   | 1,399   | 24.9    |
| ③訪問看護                   | 14,190  | 10,130  | 71.4    | 14,539  | 9,970   | 68.6    | 15,252  | 13,169  | 86.3    |
| ④訪問リハビリテーション            | 0       | 57      | —       | 0       | 70      | —       | 0       | 0       | —       |
| ⑤居宅療養管理指導               | 863     | 856     | 99.2    | 863     | 1,206   | 139.7   | 1,082   | 1,618   | 149.6   |
| ⑥通所介護                   | 85,543  | 76,346  | 89.2    | 85,730  | 68,334  | 79.7    | 89,271  | 70,958  | 79.5    |
| ⑦通所リハビリテーション            | 3,568   | 5,194   | 145.6   | 3,570   | 3,129   | 87.6    | 3,570   | 4,181   | 117.1   |
| ⑧短期入所生活介護               | 29,845  | 21,489  | 72.0    | 29,862  | 11,403  | 38.2    | 30,860  | 10,453  | 33.9    |
| ⑨短期入所療養介護(老健)           | 3,393   | 1,456   | 42.9    | 3,395   | 1,081   | 31.8    | 3,395   | 447     | 13.2    |
| ⑩短期入所療養介護(病院等)          | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| ⑪福祉用具貸与                 | 20,306  | 17,521  | 86.3    | 20,515  | 18,044  | 88.0    | 21,085  | 22,825  | 108.3   |
| ⑫特定福祉用具購入費              | 2,092   | 1,071   | 51.2    | 2,092   | 647     | 30.9    | 2,092   | 1,165   | 55.7    |
| ⑬住宅改修費                  | 3,127   | 1,188   | 38.0    | 3,127   | 986     | 31.5    | 3,127   | 230     | 7.3     |
| ⑭特定施設入居者生活介護            | 6,050   | 7,486   | 123.7   | 6,054   | 10,813  | 178.6   | 6,054   | 26,142  | 431.8   |
| (2)地域密着型サービス            | 15,687  | 6,640   | 42.3    | 15,696  | 3,713   | 23.7    | 15,354  | 1,647   | 10.7    |
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| ②夜間対応型訪問介護              | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| ③地域密着型通所介護              | 2,037   | 33      | 1.6     | 2,038   | 649     | 31.8    | 1,696   | 1,647   | 97.1    |
| ④認知症対応型通所介護             | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| ④小規模多機能型居宅介護            | 2,128   | 0       | —       | 2,130   | 0       | —       | 2,130   | 0       | —       |
| ⑤認知症対応型共同生活介護           | 0       | 2,413   | —       | 0       | 2,895   | —       | 0       | 0       | —       |
| ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護       | 0       | 3,243   | —       | 0       | 169     | —       | 0       | 0       | —       |
| ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護   | 11,522  | 951     | 8.3     | 11,528  | 0       | —       | 11,528  | 0       | —       |
| ⑧看護小規模多機能型居宅介護          | 0       |         | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| (3)居宅介護支援               | 22,048  | 19,131  | 86.8    | 21,842  | 18,857  | 86.3    | 22,523  | 22,198  | 98.6    |
| (4)介護保険施設サービス           | 226,235 | 242,946 | 107.4   | 226,361 | 209,998 | 92.8    | 226,361 | 202,257 | 89.4    |
| ①介護老人福祉施設               | 164,069 | 200,286 | 122.1   | 164,160 | 178,466 | 108.7   | 164,160 | 169,238 | 103.1   |
| ②介護老人保健施設               | 62,166  | 42,660  | 68.6    | 62,201  | 31,532  | 50.7    | 62,201  | 33,019  | 53.1    |
| ③介護療養型医療施設              | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| ④介護医療院                  | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       | 0       | 0       | —       |
| 介護給付費計[(1)+(2)+(3)+(4)] | 465,252 | 431,384 | 92.7    | 465,969 | 373,193 | 80.1    | 473,790 | 396,658 | 83.7    |

※令和5年度の実績値は、令和5年9月現在における見込み値

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります

※第8期計画中的実績は、東日本大震災による利用者負担免除分を含んだ値です

## (2) 第9期介護サービス給付費の見込み

各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第9期計画期間各年度の本町におけるサービス給付費は次のようになりました。

### ① 予防給付費の見込み

(単位：千円)

|                   | 第9期計画期間 |        |        | 参考     |        |
|-------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 令和6年度   | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 1) 介護予防サービス       |         |        |        |        |        |
| 介護予防訪問入浴介護        | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護          | 3,562   | 3,567  | 3,567  | 4,458  | 4,756  |
| 介護予防訪問リハビリテーション   | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防居宅療養管理指導      | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防通所リハビリテーション   | 565     | 566    | 566    | 566    | 566    |
| 介護予防短期入所生活介護      | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護（老健）  | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与        | 3,987   | 3,987  | 3,865  | 4,589  | 3,981  |
| 特定介護予防福祉用具購入費     | 322     | 322    | 322    | 322    | 322    |
| 介護予防住宅改修          | 1,140   | 1,140  | 1,140  | 1,140  | 1,140  |
| 介護予防特定施設入居者生活介護   | 1,326   | 1,328  | 1,328  | 1,328  | 1,328  |
| 2) 地域密着型介護予防サービス  |         |        |        |        |        |
| 介護予防認知症対応型通所介護    | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護   | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護  | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 3) 介護予防支援         | 1,967   | 2,025  | 2,025  | 2,243  | 2,080  |
| 予防給付費             | 12,869  | 12,935 | 12,813 | 14,646 | 14,173 |

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります

## ② 介護給付費の見込み

(単位：千円)

|                          | 第9期計画期間 |         |         | 参考      |         |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                          | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和12年度  | 令和22年度  |
| 1) 居宅サービス                |         |         |         |         |         |
| 訪問介護                     | 18,453  | 18,476  | 17,206  | 19,876  | 17,381  |
| 訪問入浴介護                   | 2,133   | 2,135   | 2,135   | 2,135   | 2,832   |
| 訪問看護                     | 13,079  | 13,096  | 12,739  | 13,096  | 11,783  |
| 訪問リハビリテーション              | 170     | 170     | 170     | 170     | 170     |
| 居宅療養管理指導                 | 2,302   | 2,192   | 2,308   | 2,729   | 2,692   |
| 通所介護                     | 77,543  | 78,901  | 78,107  | 86,268  | 87,771  |
| 通所リハビリテーション              | 2,189   | 2,191   | 2,191   | 2,779   | 2,559   |
| 短期入所生活介護                 | 20,876  | 20,902  | 20,902  | 27,813  | 33,971  |
| 短期入所療養介護（老健）             | 652     | 653     | 653     | 653     | 653     |
| 短期入所療養介護（病院）             | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 福祉用具貸与                   | 24,870  | 24,268  | 23,438  | 25,547  | 21,517  |
| 特定福祉用具購入費                | 1,097   | 1,097   | 1,097   | 1,097   | 1,097   |
| 住宅改修                     | 994     | 994     | 994     | 994     | 994     |
| 特定施設入居者生活介護              | 15,208  | 15,227  | 15,227  | 15,227  | 15,227  |
| 2) 地域密着型サービス             |         |         |         |         |         |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護     | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 夜間対応型訪問介護                | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型通所介護                | 4,088   | 4,093   | 4,093   | 5,116   | 6,139   |
| 認知症対応型通所介護               | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 小規模多機能型居宅介護              | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 認知症対応型共同生活介護             | 2,987   | 2,991   | 2,991   | 2,991   | 2,991   |
| 地域密着型<br>特定施設入居者生活介護     | 2,936   | 2,940   | 2,940   | 2,940   | 2,940   |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 看護小規模多機能型居宅介護            | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 3) 居宅介護支援                | 25,232  | 25,113  | 24,389  | 26,258  | 23,050  |
| 4) 介護保険施設サービス            |         |         |         |         |         |
| 介護老人福祉施設                 | 166,933 | 167,144 | 167,144 | 167,144 | 167,144 |
| 介護老人保健施設                 | 34,041  | 34,084  | 34,084  | 34,084  | 34,084  |
| 介護医療院                    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護給付費計                   | 415,783 | 416,667 | 412,808 | 436,917 | 434,995 |
| 総給付費                     | 428,652 | 429,602 | 425,621 | 450,235 | 449,168 |

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります

## ③ 標準給付費

(単位：千円)

|                                | 第9期計画期間 |         |         | 参考      |         |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和12年度  | 令和22年度  |
| 介護サービス総給付費                     | 428,652 | 429,602 | 425,621 | 450,235 | 449,168 |
| その他の保険給付費                      |         |         |         |         |         |
| 特定入所者介護サービス費等<br>給付額（財政影響額調整後） | 21,932  | 21,880  | 21,164  | 22,410  | 22,097  |
| 高額介護サービス費等給付額                  | 3,773   | 3,779   | 3,779   | 250     | 247     |
| 高額医療合算介護<br>サービス費等給付額          | 1,000   | 1,000   | 1,000   | 1,000   | 1,000   |
| 審査支払手数料                        | 432     | 432     | 432     | 414     | 407     |
| ★ 標準給付費（A）                     | 455,789 | 456,693 | 451,996 | 474,309 | 472,919 |

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります

## ■ 特定入所者介護サービス費

居住費・滞在費及び食費について、所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については、介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費・滞在費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

## ■ 高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

## ■ 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

## ■ 審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

## ④ 地域支援事業費

(単位：千円)

|                                   | 第9期計画期間 |        |        | 参考     |        |
|-----------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
|                                   | 令和6年度   | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 介護予防・<br>日常生活支援総合事業費              | 11,300  | 13,300 | 15,300 | 15,552 | 15,398 |
| 包括的支援事業(地域包括支援セ<br>ンターの運営)及び任意事業費 | 10,800  | 11,800 | 12,800 | 11,181 | 9,066  |
| 包括的支援事業<br>(社会保障充実分)              | 19,200  | 21,700 | 24,200 | 24,200 | 24,200 |
| 地域支援事業費計(B)                       | 41,300  | 46,800 | 52,300 | 50,933 | 48,664 |

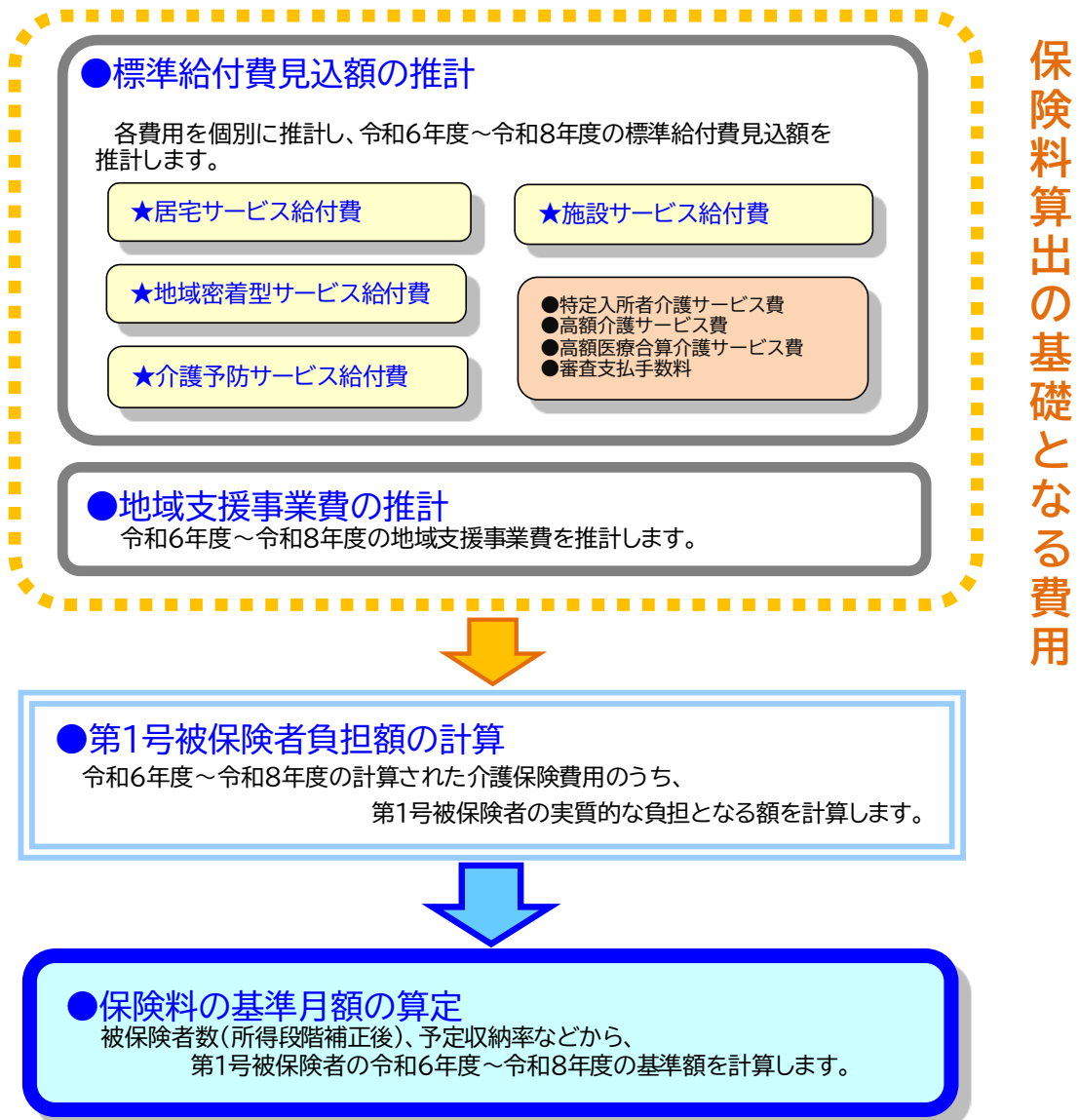
※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります

### (3) 介護保険料の算出の流れと保険料負担割合

#### ① 介護保険料の算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

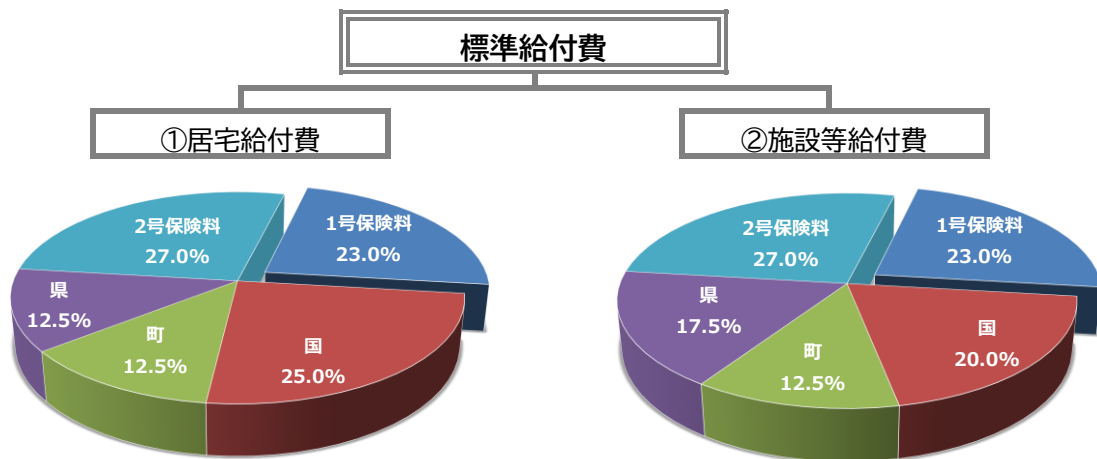
##### ■介護保険料の算出フロー



### ① 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大半を占める給付費の財源構成は、40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・県・市町村の公費が半分となっています。第9期においては、第1号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%です。

#### ■標準給付費の財源構成

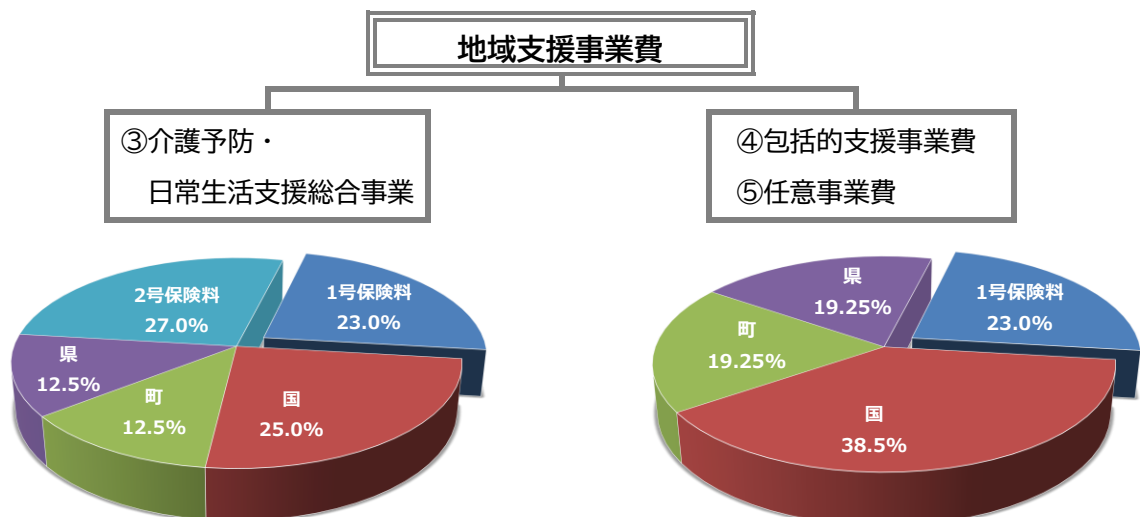


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業費のうち、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されます。

#### ●地域支援事業費の財源構成



また、標準給付費（①②）及び介護予防・日常生活支援総合事業（③）の国負担部分の5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付される仕組みとなっており、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じ、第1号被保険者の実質的な負担割合は各市町村によって異なります。

## (4) 保険料の算定

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間の、標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等から、第1号被保険者負担分である保険料収納必要額を算出しました。

さらに、被保険者の所得等に応じた保険料段階を13段階に設定し、所得段階別加入割合補正後の被保険者数から保険料基準月額を算定します。

### ■保険料の算定①

(単位：円)

|                                                | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       | 合 計           |
|------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 標準給付費見込額<br>(A)                                | 455,789,201 | 456,693,431 | 451,996,349 | 1,364,478,981 |
| 地域支援事業費<br>(B)                                 | 41,300,000  | 46,800,000  | 52,300,000  | 140,400,000   |
| 第1号被保険者負担分相当額<br>(C) 【(A+B) × 第1号被保険者負担割合 23%】 | 114,330,516 | 115,803,489 | 115,988,160 | 346,122,166   |
| 調整交付金相当額<br>(D) 【(A+介護予防・日常生活総合支援事業費) × 5%】    | 23,354,460  | 23,499,672  | 23,364,817  | 70,218,949    |
| 調整交付金見込額<br>(E) (交付率見込み)                       | 1,214,000   | 1,034,000   | 187,000     | 2,435,000     |
| 保険者機能強化推進交付金等の<br>交付見込み額 (F)                   |             |             |             | 3,000,000     |
| 保険料収納必要額<br>(G) 【C+D-E-F】                      |             |             |             | 410,906,115   |
| 予定保険料収納率<br>(H)                                | 95.0%       |             |             |               |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数<br>(I) (第1号被保険者数)            | 1,674       | 1,694       | 1,705       | 5,073         |
| 保険料基準額 (年額)<br>(J) 【G÷H÷I】                     |             |             |             | 85,260        |
| 保険料基準額 (月額)<br>(K) 【J÷12】                      |             |             |             | 7,105         |

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります

保険料基準月額が7,105円と算定されましたが、本町の第1号被保険者保険料剰余分の積立金である介護給付費準備基金を6,970万円取り崩して保険料の減額を図った結果、最終的な基準月額は5,900円となりました。

## ■保険料の算定②

(単位：円)

|                               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 合 計         |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------------|
| 介護給付費準備基金取崩額<br>(L)           |       |       |       | 69,700,000  |
| 保険料収納必要額②<br>(M)【G-L】         |       |       |       | 341,206,115 |
| 保険料基準額（年額）②【最終】<br>(N)【M÷H÷I】 |       |       |       | 70,800      |
| 保険料基準額（月額）②【最終】<br>(O)【N÷12】  |       |       |       | 5,900       |

令和6年度から令和8年度における、本町の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

■第1号被保険者の介護保険料（所得段階別保険料額【年額】）

| 所得段階  | 対 象 者                       |                                                                                 | 基準額に<br>対する割合  | 保険料額      |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|
|       |                             |                                                                                 |                | 年 額       |
| 第1段階  | ●生活保護受給者の方                  |                                                                                 | ×0.455         | 32,200 円  |
|       | 世帯全員が<br>住民税非課税             | ●老齢福祉年金※ <sup>1</sup> 受給者の方<br>●前年の合計所得金額※ <sup>2</sup> + 課税年金収入額が<br>80 万円以下の方 |                |           |
| 第2段階  |                             | ●前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が<br>80 万円を超えて 120 万円以下の方                                   | ×0.685         | 48,400 円  |
| 第3段階  |                             | ●前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が<br>120 万円を超えている方                                          | ×0.69          | 48,800 円  |
| 第4段階  | 本人が住民税非課税<br>（世帯に住民税課税者がいる） | ●前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が<br>80 万円以下の方                                              | ×0.90          | 63,700 円  |
| 第5段階  |                             | ●前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が<br>80 万円を超えている方                                           | ×1.00<br>（基準額） | 70,800 円  |
| 第6段階  | 本人が住民税課税                    | ●前年の合計所得金額が<br>120 万円未満の方                                                       | ×1.20          | 84,900 円  |
| 第7段階  |                             | ●前年の合計所得金額が<br>120 万円以上 210 万円未満の方                                              | ×1.30          | 92,000 円  |
| 第8段階  |                             | ●前年の合計所得金額が<br>210 万円以上 320 万円未満の方                                              | ×1.50          | 106,200 円 |
| 第9段階  |                             | ●前年の合計所得金額が<br>320 万円以上 420 万円未満の方                                              | ×1.70          | 120,300 円 |
| 第10段階 |                             | ●前年の合計所得金額が<br>420 万円以上 520 万円未満の方                                              | ×1.90          | 134,500 円 |
| 第11段階 |                             | ●前年の合計所得金額が<br>520 万円以上 620 万円未満の方                                              | ×2.10          | 148,600 円 |
| 第12段階 |                             | ●前年の合計所得金額が<br>620 万円以上 720 万円未満の方                                              | ×2.30          | 162,800 円 |
| 第13段階 |                             | ●前年の合計所得金額が<br>720 万円以上の方                                                       | ×2.40          | 169,900 円 |

※百円未満切り捨て

※1 老齢福祉年金：明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金。

※2 合計所得金額：収入金額から必要経費の相当額を控除した額で、雑損失・純損失の繰越控除前の金額。

### 3 介護給付の適正化と事業の円滑な運営

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

#### (1) 介護給付適正化計画

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

第9期計画より、主要5事業であった介護給付費通知が任意事業として位置づけられ、さらに住宅改修等の点検がケアプラン点検に統合され、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③縦覧点検・医療情報との突合が主要3事業となりました。

第9期計画期間においても、主要3事業、任意事業となった介護給付費通知について、継続して実施していきます。

#### ●介護給付等費用適正化事業主要3事業

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③医療情報との突合・縦覧点検

#### 今後の方向

- 今後も高齢者数は増加する見込みであるため、個々の利用者が真に必要なサービスを確保し、公平かつ効率的な介護保険制度の運営を目指す観点から、より実効性の高い介護給付適正化の事業を進めていきます。
- 本町では、主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検）、任意事業の介護給付通知の4事業を中心に実施していますが、宅改修等の点検についても取り組み体制など検討していきます。

## ■介護給付等費用適正化事業取り組み目標

|                             | 実施方法                          | 第9期計画値     |            |            |
|-----------------------------|-------------------------------|------------|------------|------------|
|                             |                               | 令和6年度      | 令和7年度      | 令和8年度      |
| 【主要事業】<br>要介護認定の適正化         | ●職員による認定調査<br>●ラーニングシステムによる研鑽 | 実施率<br>95% | 実施率<br>95% | 実施率<br>95% |
| 【主要事業】<br>ケアプランの点検          | ●居宅介護支援事業所のケアプラン面談            | 1 か所       | 1 か所       | 1 か所       |
| 【主要事業】<br>縦覧点検・<br>医療情報との突合 | ●国保連委託により実施                   | 毎月全件<br>実施 | 毎月全件<br>実施 | 毎月全件<br>実施 |
| 【任意事業】<br>介護給付費通知           | ●サービス利用者に通知                   | 年2回        | 年2回        | 年2回        |

## (2) 介護保険事業を円滑に運営するための方策

介護保険制度は、町民にとって最も身近な行政機関である町が保険者となり、保険料と税金を財源とする社会保険方式により、介護サービスの提供を行う制度です。

制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳の保持などを踏まえた上で、高齢者をはじめとした町民の理解を得ながら、より良い制度としていくために円滑な事業運営を図ります。

## ① 地域包括支援センター運営協議会の設置・運営

介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービスに関する事業に従事する者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に会議を開催します。

地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センターにおける公正・中立性が確保された適正な運営について審議し、円滑な推進を図ります。

## ② 介護保険事業の質の向上・確保

## ●事業者への適切な指導

新規地域密着型事業所の指定及び既存事業所の実地指導を通して、適正な運営が図られるよう指導・監督します。

## ●介護支援専門員などに対する支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対し、地域包括支援センターが中心となって、相談対応や質の向上を図ったケアプラン作成指導などの支援を行います。

●苦情相談体制の充実

介護サービスの普及に伴い多様化する苦情に対しては、町はもちろん、県や福島県国民健康保険団体連合会などを窓口として、関係機関と連携を図りながら随時対応します。

●福祉サービス第三者評価の受審促進

国や県が進める福祉サービス第三者評価について、町内事業者の受審を促進します。

③ 介護保険事業の情報の提供

●介護保険制度の普及

介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、広報誌、町ホームページなど、多様な情報媒体を活用し、制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。

●介護サービス情報の公表制度の周知

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「福島県介護サービス情報公表システム」の周知と利用者の活用を促します。

●サービス利用者に対する情報提供

利用者が適切にサービスを選択できるよう、制度の利用に関する情報提供と内容説明を行うとともに、サービス事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供していきます。

## 第6章 計画の推進に向けて

計画を推進していく上では、町民、地域の保健・医療・福祉の関係機関、行政などがそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが重要です。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知と情報提供

計画の推進にあたり、町民の理解が重要であることから、計画概要版の作成・配布、「広報ひろの」やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。

#### (2) 連携による施策の推進

本町では、庁内関係各課、地域の福祉関係団体、介護保険サービス事業所、保健・医療・福祉・介護の関係者及び団体等との連携を図るとともに、すべての町民を巻き込み、理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

#### (3) 人材確保の支援

計画を推進していく上で、地域におけるサービス従事者等の人材の確保は重要な要件です。特に、介護サービスの需要が拡大する中で、サービスの提供に直接携わる人材の確保が求められていることから、関係事業等と連携を図り、各種専門職の確保や育成の支援に努めます。

## 2 計画の進行管理と見直し

### (1) 計画の進捗状況の点検

計画策定後は、計画の進捗管理及び庁内各課の連絡調整を行うとともに、地域包括支援センター運営協議会において事業の実施状況の点検、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら計画の進捗状況を管理し、事業の円滑な実施に努めます。

### (2) 点検内容

第 9 期介護保険事業計画に記載されている下記の項目について、現状把握を行い、見込量や目標値に対しての点検・分析を行います。

- 要介護認定者等の推移について
- 介護保険給付費の状況について
- 介護給付適正化計画の進捗状況について
- 地域支援事業の進捗状況について

### (3) 計画の進行管理・評価・見直し

本計画は、具体的な事業を計画する期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年の計画ですが、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年度を見据えた中長期的な計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる令和 8 年度には、第 9 期計画期間の評価だけではなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな 3 か年計画を策定する必要があります。

計画の見直しにあたっては、令和 8 年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第 10 期計画に反映させます。

#### (4) 保険者機能強化推進交付金等の指標の活用

国では、平成 29 年地域包括ケア強化法において、保険者が地域の課題を分析して高齢者の自立支援・重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受けて平成 30 年度に、様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、自立支援・重度化防止等に関する取組を強化するための保険者機能強化推進交付金が、また、令和 2 年度には保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

これらの交付金はそれぞれの評価指標の達成状況に応じて交付金が交付されるもので、保険者は自らの取組の評価や、新たな取組の指標として活用します。

本町においても、交付金評価指標を活用し、施策・事業の評価、新たな取組について検討していきます。

# 資料編

## 1 広野町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

○広野町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成11年4月19日要綱第2号

改正

平成14年9月10日要綱第6号

平成15年3月27日要綱第5号

平成26年3月31日要綱第11号

平成29年3月10日要綱第5号

平成29年11月17日要綱第17号

広野町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本格的な高齢社会に備え、広野町の高齢者の保健・医療・福祉の全般にわたるサービスの質的、量的な充実等を図り、もって円滑な介護保険制度の運営に資するための広野町介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）及び高齢者の保健福祉事業に関する総合計画である広野町高齢者保健福祉計画（以下「高齢者計画」という。）について審議することを目的とし、広野町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 事業計画の作成及び高齢者計画の見直しについて意見を述べること。
- (2) 事業計画及び高齢者計画の変更について意見を述べること。

(委員)

第3条 委員会は、以下に掲げる者のうち町長が委嘱する委員20名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉関係者
- (3) 介護保険第1号及び第2号被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名によって定める。

- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討会)

第6条 委員会の円滑な運営に資するため、第2条に掲げる事項についての実務的な企画立案及び連絡調整を図るため、委員会のもとに検討会を置くことができる。

- 2 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 介護サービス提供機関の実務担当者

(2) 介護行政関係機関の実務担当者

- 3 検討会に座長を置き、座長は健康福祉課長をあてる。

- 4 座長は、検討会の業務を統括し、必要に応じて検討会を招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月10日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日要綱第5号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第11号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日要綱第5号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月17日要綱第17号)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

## 2 広野町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

| N0 | 氏 名    | 所属・役職名                         |
|----|--------|--------------------------------|
| 1  | 社本 博   | 医療法人社団養高会 高野病院 院長              |
| 2  | 小鹿山 博之 | 馬場医院 院長                        |
| 3  | 根本 耕一  | 広野町民生委員協議会 会長                  |
| 4  | 新妻 俊商  | 新妻歯科医院 院長                      |
| 5  | 縮川 ひろみ | 広野薬局 薬剤師                       |
| 6  | 植田 博直  | 社会福祉法人光美会 広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑 施設長 |
| 7  | 大和田 義英 | 広野町老人クラブ連合会 会長                 |
| 8  | 阿部 千鶴子 | 広野町国民健康保険運営協議会 会長              |
| 9  | 大橋 雅啓  | 東日本国際大学 健康福祉部 教授               |
| 10 | 根本 衛   | 社会福祉法人広野町社会福祉協議会 副会長           |
| 11 | 松本 登志枝 | 広野町食生活改善推進協議会 会長               |
| 12 | 坂本 正文  | 広野町通所事業所広桜荘 管理者                |
| 13 | 矢内 眞之  | 広野町地域包括支援センター 管理者              |
| 14 | 松本 記美子 | 第1号被保険者                        |
| 15 | 遠藤 玲子  | 第2号被保険者                        |
| 16 | 佐久間 啓子 | 広野町役場 保健師                      |

### 運営協議会事務局

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| 1 | 健康福祉課長 | 佐藤 尚文  |
| 2 | 課長補佐   | 鯨岡 晋悟  |
| 3 | 主査     | 秋田 さとみ |
| 4 | 主査     | 長谷川 隆広 |

---

## 広野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

---

発 行 広野町  
編 集 広野町 健康福祉課

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

電話：0240-27-2113

---

